

第3節 法人の県民税 及び事業税

第1 申告納付の指導

1 申告納付の指導

(1) 申告書等の送付

申告用紙の送付は、税務課において毎月一括送付するものとする。

(2) 未申告法人の措置

ア 未申告法人の督促

確定申告の申告期限が到来したにもかかわらず、未申告の法人に対しては速やかに文書（下記文例参照）又は電話により督促を行うこと。

〔文 例〕

申告書の提出について

年 月 日から

貴社の 事業年

年 月 日まで

法人県民税・法人事業税
度分に係る

特 別 法 人 事 業 税

の申告書が未提出となっていますので
至急提出してください。

なお、税額を納付する場合は、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については年 7.3%）の割合（当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合）が年 7.3% の割合に満たない場合は、その年中においては、年 14.6% の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合、年 7.3% の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 1% を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合は年 7.3% の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を税額に加算して納付してください。

イ みなす申告のお知らせに係る留意事項

法第 72 条の 26 第 11 項に規定する法人及び清算中の法人は、みなす申告のお知らせを送付する必要があるものであること。

2 納税義務者の捕捉

(1) 県内法人（県内に主たる事務所等を有する法人（以下、本節において「県内法人」という。））

地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）から提出される法人名簿・申告決議データに記録されているが、新潟県税務総合オンラインシステムに登録されていない法人については、「法人二税アンマッチリスト」に出力されるので、法人設立届の提出をしようようすること。

なお、当該法人の申告期限が近づいているもの又は申告期限が経過しているものについては、申告書の提出も併せてしようようすること。

また、しようように応じない場合は、速やかに調査のうえ、新設法人調査書（基本要綱第 30 号様式）により整理し、処理すること。

(2) 県外分割法人（県外に主たる事務所等を有する分割法人（以下、本節において「県外分割法人」という。））

法人設立届の提出がない法人については、第 11 により調査を行い、把握に努めること。

第2 申告書の取扱い

1 申告受付の確認

申告書の提出年月日の確認は、税法上の租税債権確定のうえに重要な影響を有するものであるから、受付印又は通信日付印の年月日は明確に押印又は記入すること。

申告書が郵送されたものであるときは、発信主義により、郵送の期間は含まれず、通信日付印年月日が申告書提出の日となること。ただし、申告納付期限後に発信された申告書は、受理した日が申告書の提出日となるものであること。

なお、料金別納（後納）郵便又は通信日付

印年月日が不明のもので、期限後申告と思われるものは、通常要する送付日数により発信年月日を推定すること。

2 申告書の精査検算

申告書に記載された課税標準又は税額が正当に計算されていないため、更正等の処分を行うことは納税者の申告意欲をそう失わせるばかりでなく、事務の繁雑をきたすため申告書の提出があった場合には、税額及び税率適用区分の正否、中間申告等に係る既納税額の再検算、課税標準又は税額についての端数計算、適用する分割基準の正否及びその算定、課税事業と非課税事業とをあわせ行っている者の所得の算定、外形標準課税適用の正否及び申告額等について必ず精査し、誤り等を発見したときは直ちに訂正させ、記載もれ又は関係書類等の添付もれ等がある場合は、補正させて申告に係る誤りを未然に防止するように努めること。

なお、法人県民税均等割の税率適用区分の基準は、各事業年度終了の日における資本金等の額（法人税法第2条第16号）によるものであるが、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、法第23条第1項第4号の2イ及びロの規定により計算した資本金等の額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を法人県民税均等割の税率適用区分の基準とすることに留意すること。

3 還付額等が記載してある申告書の取扱い

中間申告を要する確定申告書で、中間納付額等の還付額が発生した場合には、確定申告書（省令第6号様式、省令第6号様式（その2）又は省令第6号様式（その3））は還付申請書として取り扱われるから、「還付請求」欄に記入のない場合には、記入させるようにすること。

なお、その場合は、第5に留意すること。

第2の2 電子申告等に係る事務の取扱い

法第747条の2の規定に基づき、地方税に係る申告等の手続きを電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行わせる場合においては、以下の点に留意すること。

1 申告等の範囲

eLTAX（地方共同法人地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステムをいう。）を利用して行うことができる申告等（以下「電子申告等」という。）は、次に掲げる申告等とする。

- (1) 法人県民税・法人事業税に係る予定申告、中間申告、確定申告及び修正申告
- (2) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請、申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出、法人設立・異動届出及びその他申請書により提出された届出書等

2 利用開始の届出

- (1) 電子申告等を行おうとする者から、予め次に掲げる事項の届出を受けること。なお、他税目で既に利用開始の届出を行っている場合は、対象とする税目を追加する届出で足りること。

ア 法人の名称及び所在地

イ 代表者の氏名及び住所

ウ 対象とする税目

エ その他参考となるべき事項

この場合にあつては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（eLTAXにおいて利用可能な電子証明書に限る。）と併せて、eLTAXを利用して送信することにより行わせること。なお、当該届出を行おうとする者が税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱

し、当該委嘱を受けた者が届出を行う場合には、当該委嘱をした者に係る電子署名を行うこと及び電子証明書を送信することを要しない。

また、本県以外の都道府県又は市町村に対して届出を行った者は、当該届出を行うことを要しない。

- (2) (1)の届出を受理したときは、当該届出の内容について新潟県税務総合オンラインシステムの納税義務者登録情報と突合し、審査を行うこと。

3 電子申告等の審査

- (1) eLTAX において受理した 1 (1)の申告については、第 2、2 の規定による精査検算等により審査を行い、新潟県税務総合オンラインシステムへ連携処理を行うこと。
- (2) eLTAX において受理した 1 (2)の届出等については、内容を審査した後、関係する税目担当者へ提供又は当該届出等の情報をオンライン入力すること。

4 申告等を行った者の署名等に代わる措置

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づく申告等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものとは、当該電子申告等に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申告等と併せて送信することをいう。

5 電子署名の付与等の簡素化に関する措置

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 4 条第 2 項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法は、次に掲げる方法とする。

申告等を行おうとする者が、税理士法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申告等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申告等を行うこと。

この場合には、当該税務書類の作成を委嘱

した者に係る電子署名を行うこと及び電子証明書を送信することを要しない。

6 大法人の電子申告の義務化に係る対応

以下対象法人が令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の申告を行う場合は、法第 53 条第 65 項及び第 72 条の 32 第 1 項の規定により、eLTAX を利用した申告（以下、「電子申告」という。）を行わなければならないため、以下事項に留意すること。

なお、原則として対象法人の申告が電子申告によりなされない場合は、不申告として取り扱うこと。ただし、申告書の添付書類については、記載事項を記録した光ディスク等により提出できること。

対象法人から書面により申告書等の提出があった場合は、当該対象法人等に対し、電子申告義務等について説明し、電子申告を行うようしようようすること。また、書面により提出された申告書等については、返却又は破棄すること。

当該対象法人から申告期限までに電子申告がない場合については、前記第 1、1、(2)、アの取扱いに準じて処理すること。また、不申告加算金については、第 12、4、(1)により取り扱うこと。

(1) 対象法人

ア 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が、1 億円を超える法人

イ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社

ウ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資法人

エ 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定目的会社

(2) 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの

申告書に添付すべきものとされている書類

(3) 電子申告義務の特例

ア eLTAX の故障その他の理由により、多くの法人が電子申告を行うことが困難であると認められる場合は、総務大臣が告示により指定する期間内においては、書面により申告書等を提出することができること。

イ e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書を所轄税務署長に提出した法人が、法人税法第 75 条の 5 第 1 項又は同法第 75 条の 5 第 3 項の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を申告書の提出期限の前日までに、又は申告書に添付して当該提出期限までに提出した場合は、当該税務署長が指定する期間内においては、書面により申告書等を提出することができること。

ウ 法第 53 条第 69 項及び第 72 条の 32 の 2 第 1 項等の規定により、電気通信回線の故障、災害その他の理由により eLTAX の利用が困難であると認められる場合で、かつ、書面により申告書等を提出できると認められる場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、指定期間内において、書面により申告書等を提出することができるが、その取扱いに当たっては次の点に留意すること。

(ア) 法第 53 条第 70 項及び第 72 条の 32 の 2 第 2 項に規定する申請書の提出は、必ず期限内に行わせること。

(イ) 前記(ア)の申請書には、特例の適用を受けることが必要となった理由を証明する書類を添付させること。

(ウ) 法人が承認を受けようとする期間の認否については、申請に係る理由を調査のうえ、電気通信回線の故障、災害その他の理由の状況を勘案のうえ、妥当と思われる日を指定すること。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、eLTAX の利用については、機構の定めるところによる。

第 3 申告納付期限等の延長

1 法人の決算に係る定時総会の招集時期に応じた申告納付期限延長の取扱い

法第 53 条第 61 項（法人県民税に係る法人税の申告納付期限延長の届出）及び第 72 条の 25 第 3 項（法人事業税に係る申告納付期限延長の承認手続）の規定により、届出又は承認申請があった場合は次の点に留意すること。

(1) 法人県民税（県内法人）

法人税において、申告書の提出期限が延長された場合（通常事業年度終了の日から 3 月まで（6 月まで延長可能））には、法人県民税の申告納付期限も自動的にその期間だけ延長されることになるが、この場合、当該延長された法人からの届出書（省令第 13 号の 2 様式）によって次の処理を行うこと。

ア 法人税資料との照合

法人からの届出書の提出（事業年度終了後 22 日以内）があった場合には、その内容を確認するため法人税の申告納付期限延長の処分の結果と照合すること。

なお、法人税における申告納付期限延長の取消し、変更又は取りやめの届出があった場合についても同様に取扱うこと。

イ 関係市町村長に対する通知

法人税において、申告納付期限の延長又は取消し若しくは変更があった旨の届出があった法人については、当該法人の

事務所等所在地の市町村長に対し、その都度速やかに通知を行うこと。

なお、通知に際しては、当該法人からの届出書のコピーを添付すること。

ウ 関係都道府県知事に対する通知

2以上の都道府県に事務所等を有する法人（以下、本節において「分割法人」という。）のうち県内に主たる事務所等を有する法人（以下、本節において「県内分割法人」という。）について、イの通知を行うときは、あわせて当該法人の事務所等所在地の都道府県知事あてに通知すること。

(2) 法人事業税（県内法人）

法人事業税について、申告納付期限延長の承認申請書（省令第13号の2様式）の提出があった場合は、原則として法人税の処分と同様に措置すること。

なお、法人税の処分と異なる処分を行う必要があると判断される場合には、関係税務署長と協議を行い、双方の処分が同一となるよう配慮すること。

ア 申告納付期限延長の取消し、変更等

申告納付期限の延長の承認を受けている法人について、その後承認の内容を変更する事情が生じたときは、法人税の取扱いを参考として措置すること。また、当該法人がその事業年度以後延長を取りやめる場合は、政令第24条の4第6項の規定により、省令第14号様式の届出書を提出させること。

イ 申告納付期限延長の処分等の通知方法

(ア) 申告納付期限の延長の承認申請書の提出があった場合は、原則として当該申請に係る事業年度終了の日から15日以内に承認の認否について決議を行い、その旨を様式通達第61号様式により当該法人あて通知すること。

(イ) 申請納付期限の延長の取消し又は変更の処分についても、その旨を当該法人あて通知するものであること。

ウ 関係都道府県知事への通知

県内分割法人について、アの届出書の提出があったとき又はイにより通知を行ったときは、その旨、当該法人の事務所等所在地の都道府県知事あてに通知すること。

(3) 県外分割法人

申告納付期限延長に係る届出及び承認申請は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対して行われるものであり、県外分割法人からの届出又は承認申請は必要ないものであること。

また、主たる事務所等所在地の都道府県知事から通知を受けたのち、直ちに関係市町村長あて通知を行うこと。

2 通算法人の申告納付期限の延長の取扱い

法第53条第61項、省令第3条の3（法人県民税に係る法人税の申告納付期限延長の届出）及び法第72条の25第5項（通算法人の法人事業税に係る申告納付期限延長の承認手続）の規定により、届出又は承認申請があった場合は次の点に留意するほか、上記1(1)に準ずること。

(1) 法人県民税（県内法人）

法人税において、通算親法人について、申告書の提出期限が延長された場合（通常事業年度終了の日から4月まで（6月まで延長可能））には、通算親法人及び通算法人である通算子法人の法人県民税の申告納付期限も自動的にその期間だけ延長されることになるが、法人からの届出書の提出期限は、省令第3条の3の規定により、異なる場合があることに留意すること。

また、通算子法人からの届出については、法人税の通算親法人の申告納付期限延長の処分の結果と照合するものであること。なお、通算親法人が県外法人である場合には、通算子法人が所轄税務署に提出する申告書の提出期限が延長されていることの確認、あるいは、通算法人を所管する都道府県の県税事務所等への確認をもって照合することとして差し支えないこと。

(2) 法人事業税（県内法人）

法人事業税について、申告納付期限延長の承認申請書の提出があった場合は、原則として、当該申請に係る事業年度終了の日から２月以内に承認の認否について決議を行い、その旨を様式通達第 61 号様式により当該法人あて通知すること。

また、通算承認の取消し処分又は取りやめの承認を受けたことなどにより通算法人以外の法人となった場合の各事業年度の申告納付期限については、当該法人が通算承認前に法第 72 条の 25 第 3 項の承認を受けていたか否かによって、申告納付期限を適用すること。

したがって、法第 72 条の 25 第 3 項の規定の承認を受けずに第 5 項の承認を受けた通算法人が通算法人以外の法人となった場合には、第 3 項の規定の承認がない限り、事業年度の終了の日から 2 月が申告納付期限となること。

3 災害等の発生により決算が確定しない場合等の申告納付期限の延長の取扱い

- (1) 法第 72 条の 25 第 2 項及び第 4 項の規定による決算の不確定及び条例第 9 条の規定による災害その他やむを得ない理由がある場合には、申告納付期限を延長することができるが、その取扱いにあたっては次の点に留意すること。

なお、この場合の「災害その他やむを得ない理由」とは、風水害、地震、火災、法令違反の嫌疑等による帳簿書類の押収及びこれに準ずるものをいい、単に計算書類の作成の遅延により事業年度終了の日から 2 月以内に決算が確定又は決算しないような場合は含まれないものであること。

ア 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（省令第 13 号様式）又は申告、納付等の期限の延長申請書（規則第 46 号様式）の提出は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に行わせること。

イ 前記アの申請書には、延長の理由を証

する書類を添付させること。

ウ 法人が指定を受けようとする日の認否については、申請に係る理由を調査のうえ、災害その他やむを得ない理由の状況、その理由の消滅の時期、決算手続に着手し得る時期、決算手続に通常要する日数等を勘案のうえ、妥当と思われる日を指定すること。

なお、当該指定に際しては、法人税の取扱いと同一となるよう関係税務署長と協議を行うこと。

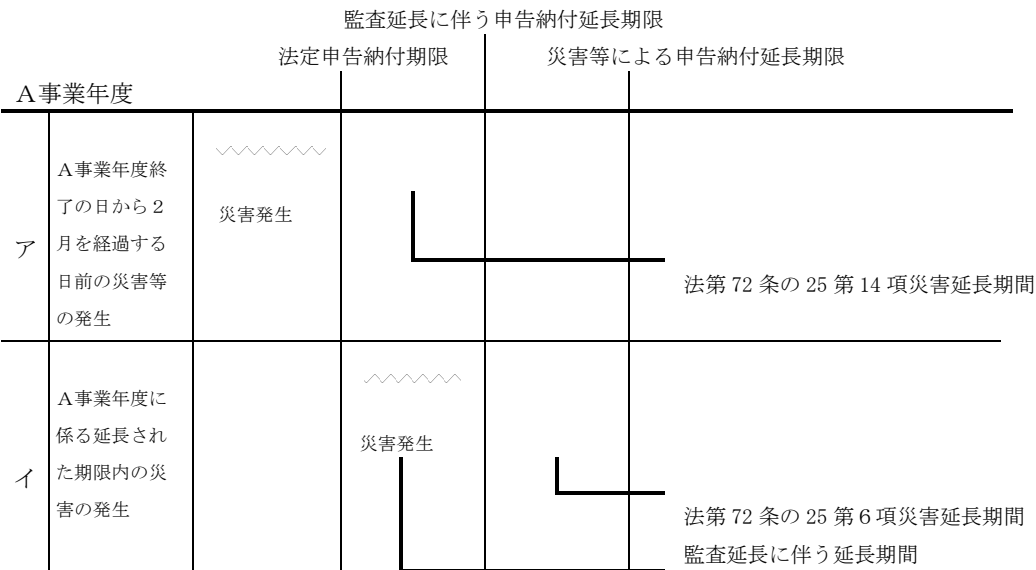
- (2) 前記 1 及び 2 により申告納付期限の延長が認められている法人の災害等の発生により決算が確定しない場合の措置

法第 72 条の 25 第 3 項及び第 5 項の規定により申告納付期限の延長が認められている法人について、災害その他やむを得ない理由によってなお決算が確定しない場合の取扱いは次の点に留意すること。

ア 事業年度終了の日から 2 月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度分の法人事業税に限り法第 72 条の 25 第 16 項の規定により、前記 1 による申告納付期限の延長の処分がないものとみなして、災害等により決算が確定しない場合の申告納付期限の延長の規定を適用することができるものであること。

イ 前記 1 及び 2 により申告納付期限の延長が認められている法人が、災害等により決算が確定しないため、その延長された期限内に法人事業税の申告納付をすることができないと認められる場合については、法第 72 条の 25 第 6 項の規定により、当該申告納付期限の延長以後の期間は災害等による決算が確定しない場合の申告納付期限の延長として取り扱われるものであり、前記アの取扱いと異なるものであること。

(3) 前記(2)ア、イを図で示すと下表のように



4 申告納付期限延長の事務処理

- (1) 前記1及び2による申告納付期限を延長した場合、延長後の当該法人の申告納付期限は、取消し、変更又は取りやめの届出のない限り継続的に延長されることとなるので、必ずこれをオンライン入力すること。
- (2) 申告納付期限の延長された法人が、解散又は合併を行った場合は、速やかに延長の取りやめの届出書を提出させること。

5 総務大臣の指定による申告等に係る期限の延長の取扱い

- (1) eLTAXの故障その他やむを得ない理由により、多くの法人が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、法第20条の5の2第2項の規定により、総務大臣が対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができるものである。なお、eLTAXを利用して行うことができる申告等は、前記第2の2、1のとおりである。
- (2) 上記(1)の指定があった場合には、総務大臣が告示及び地方団体の長に通知することとなっていることから、通知があった場合には対象者の把握等に留意すること。

第4 更生会社の取扱い

1 更生会社の事業年度

会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生会社（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。以下、本節において「更生特例法」という。）の規定による更生協同組織金融機関及び更生会社を含む。）の事業年度は、更生手続の開始決定があったときに終了し、これに続く事業年度は、定款の定めにかかわらず、計画の認可決定又は更生手続開始決定の取消決定、更生計画の不認可決定、若しくは更生手続の廃止の決定の日までが一事業年度となるのであるが、会社更生法又は更生特例法の規定を適用する場合における法人の事業年度は、更生手続の開始決定のあったときは、当該決定のあったときに終了し、これに続く事業年度は更生計画の認可決定又は更生手続の終了に関する決定があるまでは、当該更生手続の開始決定のあった日の翌日から1年間ごとに一事業年度となるものであること。

2 更生計画の認可決定のあった場合の事業年度

更生会社について、事業年度の中途におい

て更生計画の認可又は更生手続開始決定の取消し等更生手続の終了があったときは、その事業年度は当該更生計画の認可決定又は更生手続の終了に関する決定があった日において終了し、これに続く事業年度は定款に定める事業年度終了の日において終了することとなるのであるから留意すること。

3 更生会社の中間申告

更生会社の更生手続開始決定のあった日の翌日を含む事業年度から更生計画の認可決定又は更生計画の終了に関する決定のあった日を含む事業年度までの各事業年度については、会社更生法第 232 条第 3 項及び更生特例法第 321 条の 2 第 3 項の規定により中間申告は必要としないのであるから留意すること。

4 新会社が旧会社の租税公課を負担した場合

新会社が更生計画の定めるところにより解散する会社（旧会社）の租税公課を負担した場合は、新会社から地方税に係る未納の徴収金を徴収できるものであること。

5 新会社が更生会社の欠損金を引き継いだ場合

更生計画の定めるところにより設立した新会社がその設立にあたり更生会社から欠損金の額を引き継いだ場合においても、これを認めないものであること。

6 更生会社の更生手続開始決定等があった場合の処理

- (1) 更生手続開始の申立てがあった場合は、当該法人に係る未賦課分について調査し、未賦課分がある場合は、遅滞なく課税すること。
- (2) 更生計画の開始決定後、当該法人から申告書の提出があった場合又は当該法人に対し更正、決定若しくは加算金の決定を行った場合は、速やかに収税課にその旨の連絡を行うこと。

第5 中間納付等に係る還付請求の取扱い

法第53条第32項、法第72条の28第4項、政令第9条の2及び政令第25条の規定による中間納付額の還付については、確定申告書による還付請求があった場合は、第2に定めるほか、次の事項に留意すること。

1 還付請求額

還付請求欄における中間納付等の額は、確定申告書の「この申告により納付すべき法人税割額」欄の額（赤字に限る。）、「この申告により納付すべき事業税額」欄の額（赤字に限る。）、「この申告により納付すべき均等割額」欄の額（赤字に限る。）及び「この申告により納付すべき特別法人事業税額」欄の額（赤字に限る。）の合計額と一致するものであること。

なお、法人県民税について、法人税割額若

しくは均等割額のいずれか一方に還付が生ずる場合には、当該還付すべき額についてのみ還付請求欄に記載されるものであること。

2 申告書受付時の確認

1の還付請求欄以外の各欄に赤字の記載がある確定申告書については、還付請求欄の記載の有無を確認のうえ、受け付けること。

なお、申告期限後に提出のあった確定申告書における中間納付額の還付に係る還付加算金の計算においては、当該期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間は除算されるものであること。

第6 利子割控除額の取扱い

1 控除不足額の還付請求

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の法（以下、この節において「平成25年旧法」という。）第53条第40項の規定及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）の規定による改正前の政令第9条の9の2の規定による利子割額の還付請求については、確定申告書又は清算確定申告書の還付請求欄に還付請求すべき利子割額を記載することにより還付請求書に代えることができるものであるから、第2に定めるほか、次の事項に留意すること。

(1) 還付請求額

還付請求欄における利子割額は、法人税割額の計算上控除しきれなかった利子割額が記載されるものであり、確定申告書（省令第6号様式）の利子割額に関する計算欄「控除しきれなかった金額」と一致するものであること。（平成25年旧法第53条第39項に規定する均等割充当の申出がある場合を除く。）

(2) 申告書受付時の確認

「利子割額に関する計算」欄の「控除しきれなかった金額」欄に記載がある場合には、同金額が「還付請求」欄の「利子割額」欄に記載されていることを確認の上、受付

すること。

なお、平成 25 年旧法第 53 条第 39 項に規定する均等割充当の申出がある場合は、「還付請求」欄の「利子割額」欄とは同金額とならないものであること。

2 控除額無申告法人

(1) 確定申告納付時の取扱い

利子割額を課された法人が、確定申告納付時において、申告書、若しくは、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年省令第 66 号)の規定による改正前の省令第 9 号の 2 様式及び第 9 号の 3 様式(以下、本節において「控除明細書」という。)に控除されるべき額、若しくは、その計算に関する明細及び当該控除すべき額に係る都道府県別明細の記載をせず、又は、控除明細書を添付しなかった場合は、当該(確定申告納付)時点においては、控除されないものであること。

(電話確認又は控除明細書の送付により速やかに訂正できるものを除く。)

調定として処理すること。

3 分割課税標準額等の処理

- (1) 分割基準の錯誤があったことによる関係都道府県知事との協議に関しては、関係都道府県知事に対し、法第 72 条の 48 の 2 第 4 項から第 6 項の規定による必要な措置を講ずること。
- (2) 分割法人が、分割基準に誤りがあったことにより、関係都道府県の分割課税標準額又は事業税額に過不足がある場合には、その不足税額に対しては、課税標準額の総額が異なる場合であっても、修正申告等によるもの又は更正決定の処分があったことによる過少申告加算金又は不申告加算金については、普通法人と同様法第 72 条の 46

第 7 分割法人の取扱い

分割法人に係る分割額等の事務処理については、他の都道府県との関連もあるので、迅速かつ正確を期すること。

1 県内分割法人

- (1) 更正、決定等の確定処理がなされた場合においては、遅滞することなく法人県民税、法人事業税に係る課税標準額等の通知について(基本要綱第 32 号様式)を作成し、関係都道府県知事あて通知すること。

この場合、加算金等の徴収については、特に慎重に取り扱い、その結果を明確に通知すること。

- (2) 本社他県の法人が、法人税において本県内に所在する事務所等の所在地に納税地を指定した場合においては、県内分割法人又は非分割法人として取り扱うこと。

2 県外分割法人

県外分割法人に係る法人の課税標準額等の通知書を受領した場合において更正又は決定を要するものは、その通知を受けた月の

第1項から第6項により処理するものであること。

- (3) 1(1)、及び2により処理の終了したものについては、時期を失することなく、市町村民税の法人税割に係る課税標準額等の通知書（基本要綱第35号様式又は第36号様式）を作成し、関係市町村長あてに送付すること。

4 分割法人に係る少額増差税額の徴収猶予の取扱い

(1) 徴収猶予の承認要件

法第15条の4第2項の規定による届出書（省令第1条の4の規定により申告又は修正申告書に届出書に代わる必要事項を記載した場合を含む。以下、本節において「届出書等」という。）の提出があった場合、次のすべての条件を満たしているときに限り、承認できること。

ア 偽りその他不正の行為によって県民税又は事業税を免れた場合でないこと。

（法第15条の4第1項）

イ 分割法人が県民税の修正申告書を提出した場合は、当該申告書に係る事業年度に係る確定申告書等が提出されていること。（政令第6条の9の2第2項第2号）

ウ 分割基準の修正に基づく県民税の更正を行った場合は、当該更正の通知を受けた日までに当該事業年度に係る事業税の修正申告書を提出していること。

（政令第6条の9の2第2項第3号）

エ 事業税の修正申告書を提出した場合は、当該申告書に係る事業年度の事業税の申告書が提出されており、かつ、当該修正申告書の提出が義務的修正申告書を提出しなかったことに基づくものでないこと。（政令第6条の9の2第2項第4号）

オ 届出書等に記載されている徴収猶予を受けようとする事業年度の確定申告書等に係る税額について未納がないこと。（政令第6条の9の2第2項第1号）

(2) 承認、不承認の要件調査及び確認

提出された届出書等に基づき承認要件の調査を行い、省令第1号様式の「上記の税額」欄又は省令第6号様式の「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」欄の金額を記入すること。

第8 申告調定事務

1 調定手続

賦課及び調定事務処理は、電算処理とし、電算により作成された調定（賦課）決議書により調定（賦課）決議を得ること。

2 中間、確定及び修正申告書の提出があった場合の調定の取扱い

申告書による調定は、原則として申告書の提出があった日に調定事務を行うものとし、減額される税額の発生している申告書については、「第5 中間納付等に係る還付請求の取扱い」により速やかに減額手続を行うこと。

この場合、法人事業税に係る申告書で期限後申告のものは不申告加算金の調定を直ちに行うこと。

3 みなす申告の取扱い

中間申告期限までに申告がない法人については、申告書発送受付整理簿により把握確認（必要に応じて法人又は税理士に連絡して確認）のうえ、4回目調定までにオンライン入力すること。

なお、みなす申告税額は、次により算出すること。

- (1) 当該事業年度開始の日から、6月を経過した日の前日までに、前事業年度の税額として確定した所得割額、付加価値割額、資本割額、収入割額又は法人税割額（分割法人の場合は本県分の所得割額、付加価値割額、資本割額、収入割額又は法人税割額）
..... A
- (2) 前事業年度の月数（暦に従い計算し1月に満たない端数は1月とする。） B
- (3) 均等割額 C
- (4) 6月の期間中に事務所等を有していた月数（暦に従って計算し1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てる。） D

$$\begin{aligned} \text{ア 事業税} &\rightarrow \text{所得割額 } A \times 6 / B \\ &+ \text{付加価値割額 } A \times 6 / B \\ &+ \text{資本割額 } A \times 6 / B \\ &+ \text{収入割額 } A \times 6 / B \\ &= \text{みなす申告税額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{イ 県民税} &\rightarrow (A \times 6 / B) + (C \times D / 12) \\ &= \text{みなす申告税額} \end{aligned}$$

第9 更正の請求の取扱い

更正の請求の取扱いについては、第1章第3節に定めるほか、次の事項に留意すること。

1 更正の請求となる申告

更正の請求の対象となる申告書は、各事業年度の法第72条の25及び第72条の28の規定による申告に限られるのであるが、法第72条の26第11項に規定する公益法人及び人格のない社団等の各事業年度の申告についても更正の請求の対象となるものであるから留意すること。

2 申告書に記載した課税標準額等又は税額等の計算が「地方税に関する法令の規定に従っていないこと」又は「計算に誤りがあったこと」に該当するもの

次に掲げるものは、法第20条の9の3第1項に規定する申告書に記載した課税標準額等若しくは税額の計算が、「地方税に関する法令の規定に従っていないこと」又は「計算に誤りがあったこと」に該当するものとして取り扱うこと。

- (1) 売上げがなく又は当期の売上げでないにもかかわらず当期の売上げに計上したこと。
- (2) 当期の費用であるにもかかわらず損金に算入しなかったこと。
- (3) 欠損金の繰越控除を行わなかったこと。
- (4) 税率の適用を誤ったこと。
- (5) 非課税所得があるにもかかわらず控除しないで申告したこと。
- (6) 分割法人であるにもかかわらず県内のみ事務所等を有する法人（以下、本節において「非分割法人」という。）として申告したこと。
- (7) 収入金額課税事業に係る収入金額の算定上、控除項目の各収入金額を控除しないで申告したこと。
- (8) 法第72条の2第1項第1号イの法人（以下、本節において「外形標準課税対象法人」という。）及び法第72条の2第1項第3号イの法人の場合は、課税標準である付加価値額及び資本金等の額の計算における次の場合も含まれるものであること。
 - ア 雇用安定控除額等を控除しなかった

こと。

イ 報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料若しくは資本金等の額に含まれない金額を含めて付加価値額又は資本金等の額の計算したこと。

ウ 付加価値額の計算上、欠損の単年度損益を減算しなかったこと。

3 請求期限の延長

条例第9条の規定による期日の指定については、まん然と指定することなく、法人の申請に係る理由を検討し、理由の状況、その理由の消滅時期、請求手続に着手することができる時期、請求手続に通常要する日数等を勘案して客観的に妥当と思われる日を指定すること。

4 法第20条の9の3の規定に基づく更正の請求等

法人は、法第20条の9の3の規定に基づき、法定納期限から5年以内に限り更正の請求を行うことができることに留意すること。

また、更正の請求に係る請求内容を適正と認め、法第55条第1項又は同条第3項の規定により更正する場合、当該更正の期間制限は、原則として法第17条の5第1項のより、法定納期限の翌日から起算して5年以内となること。

ただし、法人から法第20条の9の3の期間制限（法定納期限から5年以内）の前6月以内になされた更正の請求に係る更正にあつては、法第17条の5第2項の規定により、当該更正の請求があつた日から6月を経過する日まで、することができることに留意すること。

5 減額更正等の処理

(1) 事業税の所得割のみを申告納付すべき法人

ア 法第 72 条の 39 の規定が適用される法人から更正の請求があった場合は、イの場合を除き、法人税の処理結果を待って更正を行うこと。

イ 法人税と事業税の取扱い上の相違（例えば、法人税において欠損金の繰戻し還付を受けた場合の事業税の繰越控除等）に基づく計算の誤りにより所得金額が過大であるもの又は税額計算の誤りにより事業税額が過大となっているものについては、事業税のみについて更正の請求を要するが、この場合は自主的に事業税の更正を行うこと。

ウ 法第 72 条の 41 の規定が適用される法人で、その課税標準算定の基礎が法人税の所得と関連しているものは、アに準じて処理して差し支えないものであること。

(2) (1)以外の法人

ア 外形標準課税対象法人及び法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号イの法人のうち所得割について法第 72 条の 39 が適用される法人からの更正の請求

原則として、所得金額については法人税の処理結果に基づき、付加価値額及び資本金等の額については実地調査によって事業税額を更正すること。

また、所得金額以外の課税標準についてのみ異動がある場合で、実地調査の結果、所得金額が過大となる場合は法第 72 条の 40 の規定に基づき税務署に対し法人税の更正又は決定を請求すること。

イ 税額計算の誤りにより税額が過大となっているものについては、自主的に更正を行っても差し支えないこと。

6 更正の請求の特例

法人からの更正の請求については法第 20 条の 9 の 3 の規定のほか法第 53 条の 2 及び法第 72 条の 33 において特例が定められているので取扱い上留意すること。

7 分割基準の誤りによる更正の請求

(1) 県内分割法人からの更正の請求は、省令第 6 条の 4 による第 10 号の 2 様式及び第 6 条の 5 による第 10 号の 3 様式により行うこととなっているので、この請求書が提出された場合には精査したのち、次の処理を行うこと。

ア 更正の請求を行う法人に対する処理
省令第 10 号の 2 様式の下記余白に奥書証明（下記例文）をし、当該届出があったことを証する文書を交付すること。

上記のとおり届け出のあったことを証明します。

年 月 日
新潟県 地域振興局長
(氏 名) 印

イ 関係道府県知事に対する処理

アで処理した奥書証明済みの「分割基準の修正に関する届出書」をコピーし、関係道府県へ通知すること。

- (2) 県外分割法人が本県に更正の請求を行う場合は、更正の請求書に主たる事務所等所在地の都道府県知事あて省令第6条の4第2項各号の事項を届け出たことを証する文書の添付が必要であるので留意すること。

8 請求の理由のない旨の通知

法第20条の9の3第4項の規定による更正の請求の理由のない旨の通知をする場合には、請求の事業年度の申告に係る所得金額等を是認する場合又は申告に係る所得金額等を増額更正する場合であること。

9 更正の請求に対する処分との関係

事業税について更正の請求があった場合においては、その処分として当該請求に係る事業年度分について更正をし、又はその請求の理由のない旨の通知をするのであるが、法第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正と、更正の請求に対する処分との関係は次のとおりであるから留意すること。

(1) 外形標準課税対象法人及び法第72条の2第1項第3号イの法人以外の法人

ア 所得金額等を是認する場合

法第20条の9の3第4項の請求の理由がない旨の通知

イ 所得金額等を減額更正する場合

法第72条の39及び第72条の41の更正通知

ウ 所得金額等を増額更正する場合

法第20条の9の3第4項の請求の理由がない旨の通知並びに第72条の39及び第72条の41の更正通知

(2) 外形標準課税対象法人及び法第72条の2第1項第3号イの法人

ア 課税標準額等及び事業税額を是認する場合

法第20条の9の3第4項の請求の理由がない旨の通知

イ 課税標準額及び事業税額を減額更正する場合

法第72条の39、第72条の41及び第72条の41の2の更正通知

ウ 課税標準額及び事業税額を増額更正する場合

法第20条の9の3第4項の請求の理

由がない旨の通知並びに第72条の39、第72条の41及び第72条の41の2の更正通知

第10 外形標準課税対象法人の徴収猶予の取扱い

1 徴収猶予ができる場合

外形標準課税対象法人が法第72条の38の2第1項又は第6項に該当する場合において、申告納付する事業税（付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき当該事業税の納期限の翌日から3年以内の期間に限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予することができるものであること。

なお、徴収の猶予を行うにあたっては、収税課と緊密な連携の上で事務処理を行うこと。

2 徴収猶予の要否の判定

(1) 徴収猶予の要件

ア 法第72条の38の2第1項第1号及び第6項第1号による場合（過去3年間所得がないこと（繰越欠損控除後、所得がないものを含む。））で、次の要件に該当する場合

(ア) 経営の状況が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められ、かつ、これによってその地域における雇用の状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる法人であること。（政令第31条第1項）

具体的には、会社更生法の「更生手続」を行っている法人、民事再生法（平成11年法律第225号）の「再生手続」を行っている法人、又は、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）の「支援決定」をうけている法人で、徴収猶予期間中に県内に事務所等が存続すると認められるもの等であること。

(イ) 資金繰りの状況等から納付が困難で

あること。

(ウ) 県税に未納がないこと。

イ 法第 72 条の 38 の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 項第 2 号による場合（設立 5 年以内で当該事業年度の所得がないこと。（繰越欠損控除後、所得がないものを含む。））で、次の要件に該当する場合

(ア) 著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っている法人であって、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められること。（政令第 31 条第 2 項）

具体的には、特許又は実用新案の出願又は登録をし、当該特許等を利用した事業活動を行う法人、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）の「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けている法人又は新技術等に基づく創造的事業として県又は公益財団法人にいがた産業創造機構の助成金等を受けている法人で、徴収猶予期間中に県内に事務所等が存続すると認められるもの等であること。

(イ) 資金繰りの状況等から納付が困難であること。

(ウ) 県税に未納がないこと。

(2) 徴収猶予の申請期限

徴収猶予の申請は、当該事業税の申告書の提出期限までに申告書と併せて行わなければならないこと。

したがって、法第 72 条の 25、第 72 条の 26 及び第 72 条の 28 の規定による申告納付期限後に申請があった場合には、猶予は認められないこと。

3 徴収猶予申請の取扱い

徴収猶予の申請は、規則第 70 号様式によることとなっているが、受付にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類等を添付させること。

ア 前記 2 (1) アに該当するもの

(ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 435 条第 2 項若しくは第 617 条第 2 項

に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書若しくは企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 1 条第 18 号に定める書類（有価証券報告書）又はこれらの書類の作成を要しない法人にあつては、これに準ずるもの

(イ) 資金計画書（資金繰計画書）

(ウ) 会社更生法の更生手続を行っている法人又は民事再生法の再生手続を行っている法人は、(ア) 及び (イ) に代えて、認可決定を受けた「更生計画書」又は「再生計画書」を提出することとして差し支えないこと。

(エ) 徴収猶予現況届出書（任意様式）

(オ) 担保の提供書

イ 前記 2 (1) イに該当するもの

(ア) 前記ア (ア) の書類

(イ) 資金計画書（資金繰計画書）

(ウ) 特許、実用新案等の利用契約書、証明書等の新規技術等を利用した事業活動であることを証する書面又は新技術等に基づく創造的事業等に係る助成金等の交付申請・交付決定の写し

(エ) 徴収猶予現況届出書（任意様式）

(オ) 担保の提供書

ウ 前記ア又はイの添付書類によって徴収猶予の適否を判定できない場合にあって、地域振興局長は、適宜必要とする書類を提出させることができること。

(2) 申請書類の精査

徴収猶予の申請があったときは、申請書の記載事項について、精査するとともに、前記 (1) の書類が添付されていることを確認の上、受け付けること。

4 担保の提供

次の場合を除き、徴収を猶予する場合には、法第 16 条第 1 項に掲げる担保を徴しなければならないこと。

(1) 猶予する税額が 100 万円以下のとき

(2) 猶予の期間が 3 月以内であるとき

(3) 法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保がない

とき

- (4) 担保を提供することによって、事業の継続に著しい支障が生ずると認められるとき

5 調査、決議及び事後指導

(1) 調査

徴収猶予申請書を受け付けた場合は、速やかに 2 (1) の要件の適否を調査し、調査書（別記様式 2）を作成すること。

(2) 徴収猶予の決議

調査の結果、徴収猶予を決定する場合は、様式通達第 57 号様式によって、収税課に合議の上、申請書の受付後 10 日以内に地域振興局長（県税部長専決）の決裁を受けること。

なお、徴収猶予の許可は、各事業年度の申告書等によって当該法人の経営の状況を確認する必要があるため、原則、1 年を限度として行うこと。

(3) 抵当権の登記及び記録

徴収猶予を許可した場合で、担保として不動産の提供があったとき、収税課は第 5 章第 2 節「担保の徴取と処分」により処理すること。

(4) 猶予金額の納付指導等

猶予（分納）期限前に文書又は電話により事前に履行を催促すること。

また、徴収猶予期間内にその猶予金額について新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）を行わないこと。（法第 15 条の 2 の 3 第 1 項）

6 猶予の取消

- (1) 次のいずれかに該当したときは、猶予の取消しを行うこと。

ア 繰上徴収に該当したとき（法第 15 条の 3 第 1 項第 1 号）

イ 納付計画が履行されないとき（法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号）

ウ 増担保の提供等に応じないとき（法第 15 条の 3 第 1 項第 3 号）

エ 新たに当該猶予に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき（法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号）

オ 偽りその他不正な手段により当該猶予の申請がされたことが判明したとき（法第 15 条の 3 第 1 項第 5 号）

カ 業況等の好転により資力が回復した

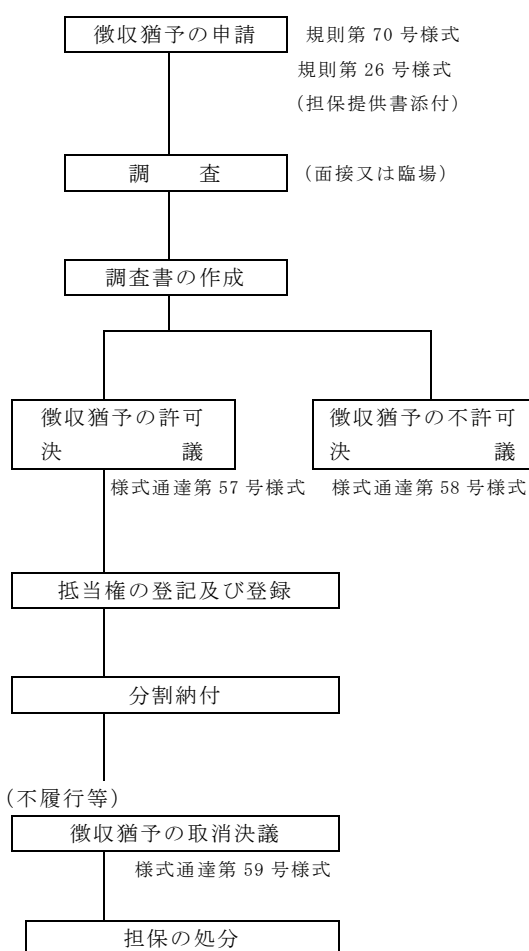
とき（法第 15 条の 3 第 1 項第 6 号）

キ 猶予した事業税の申告に係る事業年度後の各事業年度について確定申告をその提出期限までに提出しなかったとき（法第 72 条の 38 の 2 第 8 項）

ク 中間申告納付に係る事業税額の猶予を受けた法人が当該事業年度の確定申告をその提出期限までに提出しなかったとき又は当該年度の所得があるとき（法第 72 条の 38 の 2 第 9 項）

- (2) 猶予を取消すときは、様式通達第 59 号様式により通知すること。

7 猶予事務系統図



8 徴収猶予の期間の延長

猶予を許可した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認める

ときは、当該法人の申請により、その期間を延長することができる。

なお、徴収猶予の延長は、各事業年度の申告書等によって当該法人の経営の状況を確認する必要があるため、原則、1年を限度として行うこと。

ただし、その期間は、既に当該法人について徴収猶予した期間とあわせて6年を超えることはできないことに留意すること。

第10の2 租税条約に基づく県民税、事業税及び特別法人事業税の徴収猶予の取扱い

1 徴収猶予ができる場合

法人が法第55条の2第1項又は第72条の39の2第1項の規定に該当する場合において、当該法人の申請に基づき、申告納付、更正又は決定により納付すべき県民税（法人税割に限る。）、事業税（所得割及び付加価値割に限る。）、特別法人事業税又は加算金（過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金）の全部又は一部の徴収を猶予することができるものであること。

なお、徴収の猶予を行うにあたっては、収税課と緊密な連携の上で事務処理を行うこと。

2 徴収猶予の要件

- (1) 法人が、租税条約の規定に基づき、国税庁長官に対し、当該租税条約に規定する申立て（租特法第66条の4第1項、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をしていること。
- (2) 県税に未納がないこと。

3 徴収猶予申請の取扱い

徴収猶予の申請は、省令第10号の5様式によることとなっているが、受付に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 添付書類

ア 相互協議の申立てをしたことを証する書類（国税庁長官に対する相互協議申立書の写し等）

通算法人の場合は、通算親法人が相互

協議の申立てをしたことを証する書類

イ 徴収猶予を受けようとする金額が相互協議の対象であることを証する書類（法人税に係る更正決定通知書の写し等）

ウ 担保の提供書

エ その他参考となる書類

(2) 申請書類の精査

徴収猶予の申請があったときは、申請書の記載事項について、精査するとともに、前記(1)の書類が添付されていることを確認の上、受け付けること。

4 担保の提供

次の場合を除き、徴収を猶予する場合には、法第16条第1項に掲げる担保を徴しなければならないこと。

- (1) 猶予する税額が100万円以下であるとき
- (2) 猶予の期間が3月以内であるとき
- (3) 法第16条第1項各号に掲げる担保がないとき
- (4) 担保を提供することによって、事業の継続に著しい支障が生ずると認められるとき

5 調査及び決議

(1) 調査

徴収猶予申請書を受け付けた場合は、速やかに2の要件の適否を調査し、調査書（別記様式2の2）を作成すること。

なお、2(1)の要件については、7の国税庁長官の通知により確認すること。

(2) 徴収猶予の決議

調査の結果、徴収猶予を決定する場合は、様式通達第59号様式の2によって、収税課に合議の上、申請書の受付後10日以内に地域振興局長（県税部長専決）の決裁を受けること。

(3) 抵当権の登記及び記録

徴収猶予を許可した場合で、担保として不動産の提供があったとき、収税課は第5章第2節「担保の徴取と処分」により処理すること。

6 猶予の取消

- (1) 次のいずれかに該当したときは、猶予の

取消しを行うこと。(法第 55 条の 2 第 4 項又は第 72 条の 39 の 2 第 4 項)

ア 相互協議の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき

イ 繰上徴収に該当したとき

ウ 増担保の提供等に応じないとき

エ 新たに当該猶予に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき

オ 業況等の好転により資力が回復したとき

- (2) 猶予を取り消すときは、様式通達第 59 号様式の 4 により通知すること。

7 相互協議の申立て等に係る国税庁長官の通知

国税庁長官は、次のいずれかに該当した場合は、当該法人の主たる事務所等所在地の都道府県知事にその旨通知することとされているので、当該通知を受けた場合は、県内法人の場合は関係都道府県知事及び関係市町村長あてに通知すること。県外法人の場合は、主たる事務所等所在地の都道府県知事から通知を受けた後、関係市町村長あてに通知すること。

- (1) 国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合
- (2) 国税庁長官が条約相手国等の権限ある当局に相互協議の終了の申入れをし、同意を得た場合
- (3) 国税庁長官が条約相手国等の権限ある当局から相互協議の終了の申入れを受け、同意した場合
- (4) 国税庁長官と条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合

第 11 課税標準額等の調査

1 法人税額及び所得金額の調査

申告された確定申告、修正申告、清算予納申告及び清算確定申告（以下、本節において「確定申告等」という。）の税額及び所得金額等については、法第 63 条第 1 項及び第 72 条の 49 の 2 の規定によって実施すること。

2 収入金額又は付加価値額若しくは資本金等

の額の調査

確定申告等の収入金額又は付加価値額若しくは資本金等の額については、原始記録、各種帳簿及び決算書を实地調査によって確認すること。

3 分割基準の調査

(1) 調査計画の策定

次の県内分割法人について計画的に調査を行うこと。

ア 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人で次に掲げる法人

(ア) 製造業を行う法人で事業税の分割基準が、県民税の分割基準以下の法人

(イ) 製造業以外の事業を行う法人で事業税の従業者数による分割基準が、県民税の分割基準と異なる法人

イ 新聞広告又は求人誌等によりパート及び派遣社員等が勤務していると思われる法人

ウ 製造業・非製造業の業種に疑義のある法人

(2) 調査結果の報告

調査結果については、県外分割法人等実態調査結果報告書（別記様式 4）を四半期ごとに作成し、3 月末までの実績を 4 月 10 日、6 月末までの実績を 7 月 10 日、9 月末までの実績を 10 月 10 日、12 月末までの実績を 1 月 10 日までに税務課に送付すること。

注：後記、4 (5) の取扱いと一括して処理すること。

4 未届け県外分割法人等の調査

(1) 調査計画の策定

法人の設立又は新たな事務所等の開設に係る届出がされていない県外分割法人（以下「未届け県外分割法人」という。）又は県内に事務所等を有せず寮等のみを有する法人のうちその寮等の開設に係る届出がされていない法人（以下「未届け寮のみ法人」という。）（以下「未届け県外分割法人」及び「未届け寮のみ法人」を総称して「未届け県外分割法人等」という。）の調査に

ついて、毎年度当初に年間の調査計画を策定すること。

なお、調査計画の策定にあたっては、単年度調査に限定することなく、長期的（2

～3年サイクル)に行う調査についても積極的に取り入れること。

(2) 調査方法

ア 次に掲げる調査又は地域振興局独自の調査によって未届け県外分割法人等の客体の把握を行うこと。

(ア) 電話帳による調査

電話帳に掲載されている支社、支店、出張所、営業所及び保養所等の名称を用いているものと法人番号索引簿又はオンライン端末を照合すること。

なお、当該調査は、電話帳の改訂時期に合わせ、複数年度にわたって計画的に行うなど、実態に即して行って差し支えないものであること。

(イ) 市町村が把握している法人情報や不動産取得税の課税資料等と法人番号索引簿又はオンライン端末と照合すること。

(ウ) 各種調査を補完する調査

次に掲げる調査は、上記調査の補完調査として行うこと。

a 新聞記事、各種雑誌等

b 新聞広告、チラシ、パンフレット等の各種広告資料収集調査

c 住宅地図確認調査

イ アの調査において、未登録の事務所等又は寮等を有する法人があった場合は、県外分割法人等調査書(別記様式3)を作成すること。

(3) 事務所等又は寮等の判定処理

前記(2)で把握した法人について、県外分割法人等調査書により所要の調査を行い、法第24条第1項に規定する事務所等又は寮等の判定を行うこと。

なお、事務所等又は寮等の判定にあたっては、過去の行政実例等を参考の上判断するものとし、事務所等又は寮等に該当するかどうかの判定が現地調査のみでは困難であるものについては、法人の本店等の責任者に直接確認するなどして行うこと。

(4) 法人登録等

ア 事務所等又は寮等を開設したと判定された法人に対しては、法人設立・異動届

出書(規則第73号様式)の提出をしよう又は依頼すること。

また、当該法人が法第53条による確定申告の申告期限が到来したにもかかわらず、その申告義務を履行していないことが明らかである場合には、第1により申告納付の指導を行うこと。

イ 未届け県外分割法人等から新潟地域振興局以外の地域振興局に対し、法人設立・異動届出書等の提出があった場合には、県外分割法人等調査書の写しを添付して、新潟地域振興局に送付すること。

また、新潟地域振興局長は、送付された法人設立・異動届出書に基づき法人登録を行うこと。

なお、新潟地域振興局に対し、法人設立・異動届出書等の提出があった場合には、新潟地域振興局長は、提出された届出書等に基づき法人登録を行うこと。

ウ 未届け県外分割法人等から新潟地域振興局以外の地域振興局に対し、法人設立・異動届出書等に併せて、確定申告書が提出されたときは、前記イと同様に新潟地域振興局に送付すること。

また、新潟地域振興局長は、送付された申告書に基づき課税処理を行うこと。

なお、新潟地域振興局に対し、法人設立・異動届出書等に併せて、確定申告書が提出されたときは、新潟地域振興局長は、提出された申告書に基づき課税処理を行うこと。

エ 新潟地域振興局以外の地域振興局により未届け県外分割法人と判定された法人が、法人設立・異動届出書の提出に応じない場合には、分割基準の修正又は決定の要否について、「未届け県外分割法人等について(協議)」(別記様式3の1の2)により新潟地域振興局と協議を行うこと。

協議の結果、分割基準の修正等が必要と認められる場合には、新潟地域振興局長は、主たる事務所等の所在地の都道府県に対し分割基準の修正等を請求すること。

また、主たる事務所等の所在地の都道府県から分割基準の修正等の通知を受けたときは、新潟地域振興局長は、その通知に基づき法人登録と決定処理を行うこと。

オ 新潟地域振興局以外の地域振興局により未届け寮のみ法人と判定された法人が、法人設立・異動届出書の提出に応じない場合には、新潟地域振興局以外の地域振興局は、追加調査の可否等について、「未届け県外分割法人等について（協議）」（別記様式 3 の 1 の 2）により新潟地域振興局と協議を行うこと。

協議の結果、未届け寮のみ法人に該当すると認められる場合には、新潟地域振興局長は、主たる事務所等の所在地の都道府県に対し、「法人の事業年度について（照会）」（別記様式 3 の 2）により資本金等の額及び事業年度等を照会する等の追加調査を行って、法人登録に必要な情報を収集すること。

また、追加調査により法人登録に必要な情報の提供を受けたときは、新潟地域振興局長は、その情報及び調査結果等に基づき、職権による登録を行うとともに、法人県民税の申告等に係るお知らせ（別記様式 3 の 3）により未届け寮のみ法人に通知すること。

なお、職権により登録された法人が法第 53 条による確定申告の申告期限が到来したにもかかわらず、その申告義務を履行しない場合には、新潟地域振興局長は第 1 により申告納付の指導を行った上で、調査結果等に基づき決定処理を行うこと。

(5) 調査結果の報告等

ア 調査結果については、県外分割法人等実態調査結果報告書（別記様式 4）を四半期ごとに作成し、3 月末までの実績を 4 月 10 日、6 月末までの実績を 7 月 10 日、9 月末までの実績を 10 月 10 日、12 月末までの実績を 1 月 10 日までに税務課に送付すること。

イ 県外分割法人等調査書及び関係書類は、該当、非該当別に編てつし、その後の実態調査の参考資料とすること。

なお、事務所等及び寮等のいずれにも非該当となったものについて、県外分割法人等非該当者一覧表（別記様式 5）を作成し、整理しておくこと。

第 12 申告是認及び更正決定

1 申告是認又は修正申告是認

自主調査法人及び外形標準課税対象法人の実地調査の完了したもの及び法人税において確定申告是認又は修正申告是認されたもの（自主調査法人及び外形標準課税対象法人で調査の完了しないものを除く。）並びに県外分割法人で主たる事務所等所在地の都道府県知事から課税標準額等の是認の通知があった場合は、それぞれ申告是認の決議を行うこと。

ただし、自主調査法人及び外形標準課税対象法人（県外分割法人を除く。）であっても、法人税において確定申告是認又は修正申告是認されたものについては、県民税及び所得割についてののみ是認することができるものであること。また、県外分割法人について、主たる事務者等所在地の都道府県知事からの課税標準額等の通知書が遅延している場合は、法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮のうえ、課税標準額等について照会すること。

なお、不申告加算金、過少申告加算金及び重加算金の未調定分は是認処理時において速やかに調定手続きを行うこと。

2 更正又は決定

(1) 法第 63 条第 2 項の規定により税務署長が行うこととされている更正又は決定による所得金額、法人税額等の通知は、別記様式 6 によることとしているので、この記載要領は、あらかじめ関係税務署長に説明を行い記入上の誤り等がないよう配慮すること。

特に、法人税において欠損金の繰戻し還付及び仮装経理に基づく更正があった場合

は、当該通知により通知があるので、当該還付税額、還付税額の対象となる所得金額及び仮装経理に基づく更正額を把握すること。

ただし、法第 63 条第 2 項の規定による通知がない場合にあっては、法第 63 条第 1 項の規定により、更正又は決定に係る所得金額、法人税額等を新たに閲覧、記録（法人税の更正又は決定に係る決議書（法人税事務整理表）の写しの提供を受けることを含む。）した場合については、法第 63 条第 2 項の規定による税務署長の通知があったものとみなして取り扱うこと。

なお、更正又は決定に係る所得金額、法人税額等の閲覧は、別記様式 7 により行うこととし、法人税事務整理表の写しの提供を受けた場合は、当該様式の写しに税務署受付印の押印を受けること。また、別記様式 7 について、税務署と協議のうえで様式を変更した場合は、当該変更した様式により閲覧を行うこととして差し支えないものであること。

(2) 更正又は決定の処理

自主調査法人及び外形標準課税対象法人について、調査により申告税額に過不足が生じた場合又は税額を決定する場合は、調査復命書等調査資料に基づき、当該税額の計算の基礎を明確にしたのち処理すること。

ア 法第 72 条の 39 の規定の適用を受ける法人については、次によること。

(ア) 第 1、2 (1) によって把握した法人のうち、県税について登録されていない新設法人等については、法人設立届及び申告書をしようようすることとし、しようように応じない場合は速やかに調査のうえ、新設法人調査書により整理し、決定処理を行うこと。

(イ) 更正又は決定に係る課税標準額は、税務署長から通知を受けたそれぞれの基礎金額（(1)ただし書きにより、税務署長の通知があったものとみなすものを含む。）によって算定し、「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る更正・決定決議書」（様式通達第 60 号様式）により処理すること。

なお、法人税の更正又は決定があっ

た法人は、当該通知を受けた日から 1 月以内に修正申告書を提出することになっているので、繰上徴収の場合を除いては、当該 1 月を経過した日以後でなければ更正できないものであること。

イ 外形標準課税対象法人及び法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 1 の法人の更正、決定については、次の事項に留意すること。

(ア) 外形標準課税対象法人及び法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 1 の法人の所得割については、法第 72 条の 39 の規定の適用を受け、付加価値割及び資本割については、法第 72 条の 41 の 2 の規定の適用を受けるものであり、税務署長から通知を受けた場合は、原則として、所得割のみを更正することとし、実地調査が終了していないときは付加価値割、資本割の更正はできないこと。

(イ) 事業税額を決定する場合にあっては、所得割、付加価値割及び資本割の決定を併せて行わなければならないこと。

と。(法第 72 条の 41 の 3)

(3) 分割法人の処理

課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準に誤りがあるとき(課税標準の総額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)の分割基準の修正又は決定は、すべて主たる事務所等所在地の都道府県知事が行うものであるが、この場合、主たる事務所等所在地の都道府県知事が行った更正、決定等は、関係都道府県知事のした更正、決定等とみなされるものであること。

3 是認・更正・決定の管理

法人税の更正又は決定の通知若しくは法人税決議書(法人税事務整理表)の閲覧等により把握したもの及び主たる事務所等所在地の都道府県知事からの課税標準額の通知を受けたもので、調査を必要とする等の理由により、申告是認、修正申告是認、更正又は決定若しくは加算金の決定の処理を直ちに行うことができないものがある場合にはその内容等を別記様式 8 に記載して管理するとともに、速やかに必要な調査等を行い、是認等の処理を行うこと。

4 加算金の取扱い

(1) 不申告加算金

不申告加算金は、申告書の提出期限後にその提出があった場合若しくは決定を行った場合又はその提出若しくは決定後の修正申告書の提出及び更正の場合に徴収するものであること(法第 72 条の 46 第 2 項、第 6 項)。したがって、期限後申告又は期限後申告後の修正申告があった場合はその都度決定を行い、決定漏れのないように留意すること。

なお、平成 19 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、法第 72 条の 46 第 8 項の規定に該当する場合は不申告加算金は不徴収扱いとなることから、その取扱いに留意すること。

(2) 過少申告加算金

過少申告加算金は、申告書の提出期限までにその提出があった場合において、更正があったとき又は修正申告書の提出があったときに、その更正による不足税額又は

修正申告によって増加した税額に対して徴収するものである。

(3) 重加算金

重加算金は、法人が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したとき、過少申告加算金又は不申告加算金に代えて徴収するものであること。

(4) 加算金の計算

加算金の計算は、「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書(別記様式 16)」、「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書(外形標準課税対象法人)(別記様式 17)」又は「法人事業税・特別法人事業税加算金計算書(法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号を併せて行う法人)(別記様式第 18)」を用いて算定すること。

重加算金の対象となる税額は、それ以外の税額部分の上積計算によるものであること。

5 調定事務等

更正決定、加算金決定は、オンライン入力により処理を行い、更正決定等決議書により決裁を得たうえで、通知書を発付すること。

第 13 医療法人等に係る事業税の取扱い

1 医療法人の範囲

法第 72 条の 23 第 2 項の規定の適用を受ける医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(以下「医療法人等」という。)とは、次のものをいうものであること。

- (1) 医療法第 39 条の規定による医療法人
- (2) 医療施設(政令第 21 条の 6 に規定する医療施設を除く。以下同じ。)に係る事業を行う農業協同組合連合会
- (3) 医療施設に係る事業を行う法第 72 条の

5 に掲げる公益法人等

- (4) 医療施設に係る事業を行う法人でない
社団又は財団で代表者又は管理人の定め
があるもの

なお、(3) 及び (4) の法人等については、
法第 72 条の 23 第 2 項の規定は直接適用さ
れないが、公益法人等の公益的性格に着目
しこの制度の趣旨に鑑み、医療法人と同様
の取扱いをするものであること。

2 課税標準

医療法人等に係る事業税の取扱いは、法人税における所得金額の計算と異なり、社会保険診療等について支払を受けた金額は益金に算入せず、また、その医療に係る経費は損金に算入しないものであるが、医療法人等の会計処理上、社会保険診療に係る経費と社会保険診療以外（以下「自由診療等」という。）に係る経費との区分経理が行われていない場合が多く、かつ、通常、区分計算は困難であるので、医療法人等が明確に区分計算を行っている場合を除き、課税標準の算定は次のこと。

なお、「明確に区分計算を行っている場合」とは、社会保険診療部門と自由診療等部門又は医療事業部門とその他の事業部門とがそれぞれ独立採算制を採用している場合等一定の方式が確立し、その区分計算が妥当と認められる場合をいうものであること。

(1) 医療事業のみを行っている場合

課税所得の計算は、原則として次の算式によること。

(算式)

課税所得＝総所得等－社会保険医療に係る所得……………①

「総所得等」とは、省令第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の「再仮計17」欄に記載すべき所得金額をいう。

「社会保険医療に係る所得」は、次の区分に応じてそれぞれ算定すること。

ア 社会保険診療収入金額及びこれに係る経費の額を明確に区分することができる場合

(算式)

社会保険医療に係る所得＝社会保険医療に係る医療収入金額－当該収入に係る経費

イ ア以外の場合

(算式)

社会保険医療に係る所得＝課税標準の基礎となる総所得×

$$\frac{\text{社会保険医療に係る収入金額}}{\text{医療事業に係る総収入金額}} \dots\dots\dots ②$$

(2) 医療事業とその他の事業を行っている

場合

課税所得の算定は、(1)、①式によること。

「社会保険医療に係る所得」は、次の区分に応じてそれぞれ算定すること。

ア 社会保険医療に係る医療収入金額及びこれに係る経費の額とその他の収入金額及びこれに係る経費の額とが明確に区分できる場合

(1)、アの算式により算定すること。

イ ア以外の場合

(算式)

社会保険医療に係る所得＝医療事業の所得金額×

$$\frac{\text{社会保険医療に係る収入金額}}{\text{医療事業に係る総収入金額}} \dots\dots ③$$

この場合の医療事業に係る総収入金額には、医療事業及びその他の事業（以下「両事業」という。）に共通する収入金額を医療事業の収入金額と、その他の事業の収入金額によりあん分したものを含むものである。

「医療事業の所得金額」は、次により算定すること。

(ア) 両事業の所得について区分計算が行われている場合は、それぞれの益金及び損金を区分計算して医療事業の所得金額及びその他の事業の所得金額を算定すること。

(イ) 両事業の所得について区分計算が困難である場合

(算式)

医療事業の所得金額＝課税標準の基礎となる総所得×

$$\frac{\text{医療事業の収入金額}}{\text{医療事業の収入金額＋その他の事業の収入金額}} \dots\dots ④$$

3 その他の事業の認定

医療事業とその他の事業を併せて行う場合、その他の事業が医療事業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、かつ、医療事業の付帯事業と認められるものについては、両事業に区分せず、その他の事業の収入金額を医療事業に係る総収入金額に含めて2、(1)、①式及び②

式により課税所得を算定して差し支えないものであること。

4 総所得及び収入金額の範囲

(1) 課税標準の基礎となる総所得

原則として、総所得等と同範囲の金額をいうものであるが、総所得等の計算上、ア(ア)に掲げる資産の譲渡益（損）等がある場合には、次の算式により計算した金額をいうものであること。

また、ア(イ)及び(ウ)の売却に係る収入金額並びに営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入金額が医療事業の売上金額の1割を超える場合は、当該収入金額について、ア(ア)に掲げる資産の譲渡益（損）と同様の取扱いとする。

(算式)

課税標準の基礎となる総所得＝

総所得等－（譲渡収入等－取得費及び譲渡費用等）

ア 譲渡資産

(ア) 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び借地権を含む。以下同じ。）

(イ) 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券）

(ウ) 投資資産等

イ 譲渡収入等

アに掲げる資産又は資産の上に存する権利の譲渡収入又は売却収入をいうものであること。

ウ 取得費

譲渡又は売却時における帳簿価額

エ 譲渡費用等

譲渡費用等とは、通常次のような費用をいうものであるが、譲渡資産の修繕費、固定資産税その他その資産の維持又は管理に要した費用は、譲渡費用に含まれないことに留意すること。

(ア) 法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定により損金に算入した額

(イ) 租特法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金に算入した額

(ウ) 譲渡のために支払った仲介等に係る手数料

(エ) 譲渡のために支払った測量費

(オ) 譲渡のために支払った登記又は登録に関する費用

(カ) 土地を譲渡するために借家人に支払った立退料

(キ) 土地を譲渡するために資産を取り壊し、除却等したことにより生じた費用

(ク) その他これらに類する費用

(2) 医療事業に係る総収入金額

「医療事業に係る総収入金額」とは、当該事業年度において医療事業に関し収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。以下同じ。）をいうものであること。

ア 社会保険診療に係る収入金額

法第72条の23第3項各号に掲げる健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付等について、支払いを受けるべき次の金額をいうものであること。

(ア) 保険者から支払いを受ける金額

保険者から支払いを受ける金額のうち、社会保険診療報酬の査定に係る増減点の損益については、その通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算し又は減算すること。

(イ) 被保険者が負担する一部負担金及び家族療養費等に相当する金額

イ 自由診療等の収入金額

自由診療等の収入金額は概ね次のようなものがあること。

(ア) 労働者災害補償保険法収入

労働者災害補償保険法の規定に基づく労働者の業務上の負傷・疾病に対する同法第12条の8第1項第1号による療養補償給付に係る収入

(イ) 公務員災害補償法等に基づく療養補償収入

国家公務員災害補償法の規定に基づき職員の公務上の負傷・疾病又は通勤による負傷・疾病に対する同法第9条第1項第1号の療養補償により支払いを受けるべき療養費に係る収入をいう。

国家公務員災害補償法を準用して
いる次の法律に基づく療養補償に係
る収入を含む。

- ・ 防衛省職員給与法第 27 条
- ・ 裁判所職員臨時措置法第 5 条

また、地方公務員にあっても地方公務員災害補償法第 25 条第 1 項第 1 号の療養補償により支払いを受けるべき療養に係る収入についても同様であること。

- (ウ) 介護保険法収入のうちアに掲げるものの以外の収入金額

法第 72 条の 23 第 3 項第 4 号の規定に基づくサービスに係る収入以外の介護保険法の規定に基づく収入をいう。

- (エ) 自動車損害賠償保障法収入

自動車の運行によって人の身体が害された場合における自動車損害賠償保障法の規定に基づく保険金から支払いを受けるべき療養費に係る収入をいう。

- (オ) 受託医療収入

学校又は事務所等との契約に基づいて実施する健康診断又は予防接種等の医療等の給付につき支払いを受ける医療収入をいう。

- (カ) その他の医療収入

(ア) から (オ) までに掲げるものの以外の給付につき支払いを受けるべき社会保険診療に係る収入以外の医療収入をいう。

- (キ) 健康診断等証明書収入

社会保険等関係法律の保険給付が除外される健康診断及びこれに係る証明書並びにその他の証明書等の交付に係る収入をいう。

- (ク) 入院料・ベッド代差額収入

社会保険等関係法律の規定に基づく医療等の給付を受ける者から支払いを受ける社会保険診療収入以外の入院料及びベッド代等の差額収入をいう。

- (ケ) 患者・付添人給食収入

付添人の食事代及び患者から受ける社会保険等関係法律の規定に基づく給食以外の食事代収入をいう。

- (コ) 嘱託収入

学校又は事務所等の嘱託医としての業務上生ずる受託医療収入以外の収入をいう。

- (サ) 生産品等販売収入

作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売し、又は物品等の加工

若しくは修理を請負うことにより生ずる収入をいう。

- (シ) 受託技工・検査料収入

他の機関からの依頼による歯科技工又は各種検査等の受託に係る収入をいう。

- (ス) 利子等及び配当等収入

医療法人等が当該事業年度に収入した所得税法第 174 条第 1 号及び第 2 号の利子等及び配当等の収入（所得税及び県民税利子割を含む。）をいう。

- (セ) 電話・電気・ガス・テレビ・寝具等使用料収入

患者・付添人及び外来者等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入をいう。

- (ソ) 不用品売却収入

土地、建物等の償却資産及び有価証券等の譲渡益（損）の基因となった資産以外の資産の売却収入をいう。

- (タ) その他の付随収入

医療事業の付随収入で(キ)から(リ)までに掲げるものの以外の収入をいう。この場合、次の収入は医療事業の総収入金額の計算上これを含めないこと。

- a 従業員給食収益のうち実費負担程度の金額
- b 院内保育の保育料収入のうち従業員使用分
- c 社宅・寮収入のうち従業員使用分
- d 企業年金払戻金
- e 債務免除益
- f 仕入値引
- g 現金過不足
- h 印紙等販売収入のうち販売差益の生じないもの
- i 各種補助金・委託料

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額並びに特定の経費又は損失を補填する目的で、国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関から収入した施設整備に対する助成金、借入に対する助成金等をいう。

ただし、医療保険業に対する業務

の対価として支払われる委託料、協力金、手当等並びに助成を受けた補助金等に対応する経費又は損失が特定できず、明確でないものを除く。

j 保険解約・満期返戻金

積立型保険の場合であって、保険積立金を超える部分を除く。

k 保険等の配当金

積立型保険の場合を除く。

l 生命保険金・損害保険金

支払相当額と相殺された金額（事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額）及び圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない保険金額等をいう。

ただし、損害保険金及び物的な損害の賠償金が補修費用等実費相当額を超える金額及び休業補償・所得補償等の保険金を除く。

m 償却資産売却益

取得価額を超える部分を除く。

n 各種引当金及び準備金の繰戻額

o 租税の還付金

p 仕入割戻

- (3) 申告調整及び更正理由による収入金額の修正事項の取扱い

ア 申告調整によるもの

法人税別表四における「加算」若しくは「減算」の金額又は認定損失については、それぞれの項目の内容に従って、その項目の属する益金又は損金に戻入（加算又は減算）すること。

イ 更正理由によるもの

法人税の更正理由により加算又は減算された収入金額は、アに準じて取り扱うこと。

なお、「預金計上漏れ」又は「別途利益」等の更正理由により加算された金額については、別途調査のうえ、医療事業の総収入金額の計算上次により取り扱うこと。

- (ア) 当該加算された金額が計上漏れの収入金額又は収入金額から当該収入金額に対応する経費等の額を控除した後の額に相当する場合は、当該収入金額を加算すること。

- (イ) 当該加算された金額が、架空計上した損金である場合は、除外すること。

- (ウ) 当該加算された金額が、計上漏れの収入金額又は架空計上した損金の額であるか明らかでない場合は、当該加算された金額を加算すること。

- (4) 貸倒損失金の取扱い

当該事業年度において損失経理をした貸倒金については、収入金額から減算しないこと。

5 課税標準算定上の留意事項

- (1) 租特法第 67 条の規定の適用を受ける医療法人等の取扱い

医療法人等が法人税の課税標準である所得の算定上、租特法第 67 条（社会保険診療等報酬の所得計算特例）の規定の適用を受けている場合には、法人事業税の課税標準額は同条の規定により算出される社会保険医療に係る所得以外のものとする。

- (2) 非課税事業に係る所得がある場合の取扱い

非課税事業に係る所得がある場合には次により算定すること。

（算式）

課税所得＝総所得等－（社会保険等に係る所得金額＋非課税事業に係る所得金額）

6 調査

法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。

7 申告書に添付すべき書類

省令第 5 条に定めるもののほか、概ね次のものとする。

- (1) 医療法人等に係る所得金額の計算書（別記様式 9）
- (2) 法人税別表 4
- (3) 貸借対照表、損益計算書
- (4) その他必要と認める書類

第 14 ガス供給業を行う法人の事業税の取扱い

ガス供給業（法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するガス供給業をいう。以下第 14 において同じ。）を行う法人については、収入金額を課税標準として課税されるため、所得金額課税の場合とその取扱いが異なっていること。

1 経理の方法

ガス供給業とその他の事業をあわせ行う法人は、条例第 30 条第 2 項の規定により、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

2 申告

収入金額課税法人の申告書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、法人が法人税法第 75 条の 3 第 1 項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により法人税法第 75 条の 3 第 1 項の申告を行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書を同条第 1 項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する電子情

報処理組織を使用する方法により提出したときは、提出したものとみなす。

- (1) 収入金額に関する計算書（省令第6号様式別表6）
- (2) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
なお、資本金額が1億円を超える法人にあつては、第14の5に掲げる書類もあわせて添付しなければならないこと。
- (3) 収入区分計算書（別記様式10）

3 課税標準となる収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額

ガス供給業とその他の事業をあわせ行っている法人の課税標準は、それぞれの事業ごとに区分して課税標準を計算しなければならない。

ただし、その他の事業がガス供給業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、従ってその他の事業がガス供給業を兼ね併せて行っているというよりもむしろガス供給業の付帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に課税標準を算定しないで、ガス供給業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。この場合におけるその他の事業のうち「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきであるが、一般に当該事業の売上金額がガス供給業の売上金額の1割以下であり、かつ事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と均衡を失しないものは、これに該当するものとみなして差し支えないものであること。

(1) 収入金額

ア 収入金額の範囲

ガス供給業について各事業年度において収入すべき金額の総額から、その各事業年度における次に掲げる金額を控除した金額によること。

(ア) 法律に定められているもの(法第72条の24の2及び法附則第9条第10項)

- a 国又は地方団体から受けるべき補助金
- b 固定資産の売却による収入金額
- c 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成20年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)

(イ) 政令に定められているもの(政令第22条)

- a 保険金
- b 有価証券の売却による収入金額
- c 不用品の売却による収入金額
- d 受取利息及び受取配当金
- e ガス供給業に必要な施設を設けるため、ガスの需要者その他その施設

設によって便益を受ける者から収納する金額

f 収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガスの供給を受けて供給を行う場合の当該供給を受けたガスに係る収入金額のうち、当該他の法人から供給を受けたガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額

g ガス供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(前記fに該当する場合を除く。)の当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

h ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業をあわせて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準に相当する金額

(ウ) 総務大臣の指定したもの

損害賠償額、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料

イ 事業について収入すべき金額

ガス供給業において、収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものとされている。すなわち、所得金額の算定における総益金の取扱いと同様発生主義によっている。

この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものとされている。

ウ 収入金額

ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入(計器具の損料及び賃貸料収入を含む。)及び事業税相当分の加算料金等原則としてガス供給業

(導管によるものに限る。)の事業収入に係るすべての収入を含むものであること。

この場合において、料金とあわせて特別徴収した消費税は収入金額に含めないこと及び二重課税を回避するため、他のガス供給業を行う法人から供給を受けたガス料金に相当する収入金額は、そのガス供給業を行う法人の収入金額に含めないことは、前述のとおりであること。

また、ガス小売事業（ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業をいう。）及び導管ガス供給業を併せて行う法人の導管ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含むものであること。

なお、ガス製造過程中に副産物として生ずるコークス、コールタール等の副産物の製造販売による売上金額は、ガス供給業の付随事業とみるべきではなく、収入金額課税とされるガス供給業の収入金額に含めないものであること。

(2) 所得金額

ガス供給業に係る収入金額のほかに、副産物の売上収入、受注工事収益、器具販売収益、その他の営業収雑収益がある法人で、前記3のただし書に該当する法人以外の法人については、それらの付帯事業については、所得金額によって課税されるものであること。この場合の所得金額の算定については法第72条の23第1項の規定により算出されるが、次の事項に留意しなければならないこと。

ア 副産物の売上げ総利益

副産物製造販売部門の売上収入金額から、これに要した原価を控除することにより算定するものであるが、この場合においてガス供給部門と副産物製造販売部門の共通の収入又は原価があるときは、次によりそれぞれの部門にあん分すること。

(ア) 共通収入

両部門の固有の売上金額によってあん分する。

(イ) 共通原価

両部門間に生じた共通原価については、次の方法によりあん分するものとされている。

ガス事業者ごとに現行ガス料金がガス事業法第17条の規定に基づき経済産業大臣により認可された際の根拠資料により
ガス料金原価＝（天然ガス採取料＋購入ガス費＋原料用油類費＋原料用コークス費＋ガス供給販売費＋ガスホルダー、ガス導管、計量器、オイルガス設備、圧送機等に対する減価償却費＋修繕費等ガス供給のための専属経費）

…………… (1)

副産物収入＝（副産物原料費＋包装材料費＋たな卸減耗費＋タール精製装置等に対する減価償却費＋修繕費等副産物の製造のための専属経費）…… (2)

共通経費 × (1) / (1) + (2)

(小数点以下3位未満4捨5入)

イ その他の益金及び損金

供給販売費、一般管理費、営業雑収益、営業雑費用、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失及び税務調整による所得金額への加算、減算額のうち、ガス供給部門と所得課税部門のそれぞれに専属することの明白な益金及び損金は、それぞれの部門ごとに区分経理し、区分の明白でない共通の益金及び損金は、取扱通知第3章第2節第4、4の9の5による最も妥当と認められる基準として、当該事業年度の両事業部門における売上総利益（売上高－売上原価）の比によってあん分すること。ただし、区分の明白でない共通の益金又は損金が、この項における「益金又は損金」の概ね30%以下である場合のガス供給部門と所得課税部門へのあん分については売上総利益の比によることなく、売上高－売上原価－区分可能な専属損金＋区分可能な専属益金の算式によって算出された利益の比によってあ

ん分すること。

なお、毎事業年度において洗替えの行われる共通の引当金、準備金の戻入益については損金に繰り入れた事業年度のあん分率でそれぞれの部分の益金に戻入すること。

(3) 付加価値額及び資本金等の額

ア 付加価値額

(2)に準じて取り扱うこと。

イ 資本金等の額

当該事業年度の終了の日現在におけるそれぞれの事業の従業者数によりあん分するものであること。なお、それぞれの事業に区分することが困難な従業者数については、付加価値額及び所得の算定に用いた基準によってあん分すること。

4 調査

法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。

第 14 の 2 電気供給業を行う法人の事業税の取扱い

電気供給業を行う法人については、収入金額等を課税標準として課税されるため、所得金額課税の場合とその取扱いが異なっていること。

1 経理の方法

以下事業のうち 2 以上のものを併せて行う法人は、条例第 30 条第 2 項の規定により、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

- (1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業
- (2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）
- (3) 電気供給業のうち小売電気事業等（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業等をいう。以下同じ。）、発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。）

2 申告

収入金額等課税法人の申告書には、次に掲げる法人の区分に応じ、(1)から(3)に定める書類を添付しなければならない。ただし、法人が法人税法第 75 条の 3 第 1 項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法

律第 6 条第 1 項の規定により法人税法第 75 条の 3 第 1 項の申告を行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書を同条第 1 項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提出したときは、提出したものとみなす。

(1) 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う法人

ア 収入金額に関する計算書（省令第 6 号様式別表 6）

イ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
なお、資本金額が 1 億円を超える法人にあつては、第 14 の 5 に掲げる書類もあわせて添付しなければならないこと。

ウ 収入区分計算書（別記様式 10 の 2）

(2) 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人

ア 収入金額に関する計算書

イ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
ウ 第 14 の 5 に掲げる書類

エ 収入区分計算書（別記様式 10 の 2）

(3) 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人

ア 収入金額に関する計算書

イ 所得金額に関する計算書

ウ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
エ 収入区分計算書（別記様式 10 の 2）

3 課税標準となる収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額

前記 1 (1)から(3)の事業のうち 2 以上のものを併せて行っている法人の課税標準（(1)の事業については所得金額、(2)の事業については収入金額、(3)の事業については収入金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額及び所得金額）は、それぞれの事業ごとに区分して計算しなければならない。

ただし、その他の事業が電気供給業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、従ってその他の事業が電気供給業を兼ね併せて行っているというよりもむしろ電気供給業の付帯事業として行われていると認められる場合においては、両事業部門毎に課税標準を算定しないで、電気供給業に対する課税方式によって課税し

て差し支えないものであること。この場合におけるその他の事業のうち「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきであるが、一般に当該事業の売上金額が電気供給業の売上金額の1割以下であり、かつ事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と均衡を失しないものは、これに該当するものとみなして差し支えないものであること。

(1) 収入金額

ア 収入金額の範囲

電気供給業について各事業年度において収入すべき金額の総額から、その各事業年度における次に掲げる金額を控除した金額によること。

(ア) 法律に定められているもの(法第72

条の24の2、法附則第9条第7項、令和2年法改正前の法附則第9条第18項、法附則第9条第19項から第22項及び第25項から第26項)

- a 国又は地方団体から受けるべき補助金
- b 固定資産の売却による収入金額
- c 託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成12年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用。以下、d～fまで同じ。)
- d 自ら維持及び運用する発電等用電気工作物と、他の一般送配電事業等を行う法人(収入金額課税されない法人を除く。)が維持及び運用する電線を電氣的に接続した場合に、当該一般送配電事業等を行う法人に対して支払う託送供給に係る料金に相当する収入金額
- e 自ら維持及び運用する電線路と、他の一般送配電事業を行う法人(収入金額課税されない法人を除く。)が維持及び運用する電線を電氣的に接続した場合に、当該一般送配電事業を行う法人に対して支払う託送供給に相当する収入金額
- f 他の一般送配電事業又は配電事業を行う法人(収入金額課税されな

い法人を除く。)の供給区域内において、当該一般送配電事業等を行う法人から配電事業に係る電気工作物を譲受け、若しくは借受け、又は新たに設置して託送供給を行った場合に、当該電気工作物の譲受け等に係る対価又はこれに準ずるものとして当該一般送配電事業等を行う法人に対して支払う金額に相当する収入金額

- g 対象特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額(平成28年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- h 廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額(平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- i 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額(平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- j 特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社とその間で行う取引のうち総務省令で定めるもの(以下「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払いを受けるべき金額に相当する収入金額(平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- k 一般送配電事業者が、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する収入金額及び原子力

発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額（令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）

l 広域的運営推進機関に対して電気事業法第 28 条の 40 第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域的運営推進機関が他の電気供給業を行う法人（収入金額課税されない法人を除く。）に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合における、当該業務に係る対価として支払う金額に相当する収入金額（令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り運用）

m 一般送配電事業者が、電気事業法第 28 条の 48 第 1 項に規定する広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者に対して、地域間連系線の整備等に必要の費用として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り適用）

(イ) 政令に定められているもの（政令第 22 条）

a 保険金

b 有価証券の売却による収入金額

c 不用品の売却による収入金額

d 受取利息及び受取配当金

e 電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額

f 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金

g 他の電気供給業を行う法人（収入金額課税されない法人を除く。）から、電気の供給を受けた電気に係る収入額のうち、その他の法人から供

給を受けた電気の料金としてその法人が支払うべき金額に相当する金額

h 他の電気供給業を行う法人（収入金額課税されない法人を除く。）から、非化石電源としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合（卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における、当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額

i 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 36 条に規定する賦課金

(ウ) 総務大臣の指定したもの

損害賠償額、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料他

イ 事業について収入すべき金額

電気供給業において、収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものとされている。すなわち、所得金額の算定における総益金の取扱いと同様発生主義によっている。

この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものとされている。

ウ 収入金額

電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、電気売上収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む。）及び事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものであること。

この場合において、料金とあわせて特別徴収した消費税は収入金額に含めな

いこと及び二重課税を回避するため、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気料金に相当する収入金額は、その電気供給業を行う法人の収入金額に含めないことは、前述のとおりであること。

(2) 所得金額

電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号ロに掲げる法人が行うものに限る。）を除く。）に係る収入金額のほか、その他の収益がある法人で、前記 3 のただし書に該当する法人以外の法人について、それらの小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号ロに掲げる法人が行うものに限る。）又はその他の付帯事業については所得金額によって課税されるものであること。この場合の所得金額の算定については法第 72 条の 23 第 1 項の規定により算定される。

なお、益金及び損金の区分については、次によること。

供給販売費、一般管理費、営業雑収益、営業雑費用、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失及び税務調整による所得金額への加算、減算額のうち、電気供給部門（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業部門及びその他の所得課税部門のそれぞれに専属することの明白な益金及び損金は、それぞれの部門ごとに区分経理し、区分の明白でない共通の益金及び損金は、取扱通知第 3 章第 2 節第 4、4 の 9 の 5 による最も妥当と認められる基準として、当該事業年度のそれぞれの事業部門における売上総利益（売上高－売上原価）の比によってあん分すること。ただし、区分の明白でない共通の益金又は損金が、この項における「益金又は損金」の概ね 30%以下である場合のそれぞれの部門へのあん分については売上総利益の比によることなく、売上高－売上原価－区分可能な専属損金＋区分可能な専属益金の算式によって算出された利益の比によってあん分すること。

なお、毎事業年度において洗替えの行われる共通の引当金、準備金の戻入益については損金に繰り入れた事業年度のあん分率でそれぞれの部分の益金に戻入すること。

(3) 付加価値額及び資本金等の額

ア 付加価値額

(2)に準じて取り扱うこと。

イ 資本金等の額

当該事業年度の終了の日現在におけるそれぞれの事業の従業者数によりあん分するものであること。なお、それぞれの事業に区分することが困難な従業者数については、付加価値額及び所得の算定に用いた基準によってあん分すること。

4 調査

法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。

第 14 の 3 非課税事業を行う法人の事業税の取扱い

法第 72 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定により林業、鉱物の掘採及び農業に係る事業税は非課税となるが、その取扱いについて次の事項に留意すること。

1 林業（法第 72 条の 4 第 2 項第 1 号）

(1) 非課税の範囲

非課税となる林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。

したがって、伐採のために立木を買い取することを業とするもの及び苗木の生産販売を業とするものは林業に該当しないものであること。

また、林業はしいたけ栽培及びうるしの採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。

ただし、養苗をせず撫育から伐採までの行為を継続的に一連の行為としている場合においては林業に含まれること。例えば、紙、パルプ製造業におけるチップ材等に用いられる本来養苗を必要としない広葉樹種樹の原木について、造林、撫育から伐採を行っている場合は林業に含まれるものであること。

(2) 課税標準の算定

ア 非課税となる林業とその他の課税事業をあわせ行っている場合

(イ) 所得金額の算定

益金の額と損金の額をそれぞれの事業に区分計算し、次の算式により課税標準額を算定すること。

(算式)

課税所得＝総所得－林業所得

区分計算にあたっては、次の事項に留意すること。

a 林業部門の専属損金となるもの

(a) 木代金（地ごしらえ費、種苗費、植栽費、補植費、撫育費、間伐費及び管理費等いわゆる原木の育成に要した一切の経費の合計額で、

原木の帳簿価額をいう。）

(b) 造林費（伐採費）、藪出費（現地集材費）、小出（中出）費（トラック道までの集材費）、駅出費、輸送費、運材設備費又は運材設備償却費、木材検査料

(c) 法人税個別通達昭和 34 年直法 1－128 において損金算入が認められた金額

(d) 一般管理費中の工場山林部及び本社山林部費のうち林業部門に係る諸経費

b 共通損益の区分

受取配当金、受取利息、支払利息及びその他林業に付随する益金又は損金で、区分経理することが困難な共通損益については、次のとおり取り扱うこと。

(a) 共通益金

林業とその他課税事業の固有の売上金額によりあん分すること。

なお、毎事業年度において洗替えの行われる共通の引当金、準備金の戻入益については損金に繰り入れた事業年度の林業とその他課税事業の固有の売上総利益であん分してそれぞれの部分の益金に戻入すること。

(b) 共通損金

林業とその他課税事業の固有の売上総利益であん分すること。

なお、森林経営が伐採の段階に至らず、分収林収入金等で植林及び撫育をもっぱら行っている場合は、林業とその他課税事業の固有の費用（原価）であん分すること。

(イ) 付加価値額及び資本金等の額の算定

a 付加価値額

前記(イ)の a に掲げる損金として経理された報酬給与費、支払利子及び支払賃借料は、林業部門の専属費とすること。

一般管理費、営業外収入（費用）等で林業部門又はその他の事業部門

に区分経理することが困難な共通費については、次のとおり取り扱うこと。

- (a) 受取利子（法第 72 条の 16 第 3 項）及び受取賃借料（法第 72 条の 17 第 3 項）

林業とその他課税事業の固有の売上金額によりあん分すること。

- (b) 報酬給与額（法第 72 条の 15）、支払利子（法第 72 条の 16 第 2 項）及び支払賃借料（法第 72 条の 17 第 2 項）

林業とその他課税事業の固有の売上総利益であん分すること。
なお、森林経営が伐採の段階に至らず、分収林収入金等で植林及び撫育をもっぱら行っている場合は、林業とその他課税事業の固有の費用（原価）であん分すること。

- (c) 単年度損益
(ア)に準じて算定すること。

- (d) 算式

課税事業の付加価値額＝付加価値額の総額－林業部門の付加価値額（林業部門の報酬給与額＋林業部門の純支払利子＋林業部門の純支払賃借料＋林業部門の単年度損益）

- b 資本金等の額

当該事業年度の終了の日現在におけるそれぞれの事業の従業者数によりあん分するものであること。
なお、それぞれの事業に区分することが困難な従業者数については、付加価値額及び所得の算定に用いた基準によってあん分すること。

イ 林業と製紙、製材の製造業又は物品販売業（林業を行うものが手山材を素材のまま小売販売する事実のみをいう。）とを通じて一貫作業を行っている場合

- (ア) 所得金額の算定

林業所得の計算は、次の算式により算定すること。

(算式)

課税所得＝総所得－林業所得

林業所得＝（原木単位当たりの時価－単位当たりの仕上単価）×当該事業年度の手山材消費数量

区分計算にあたっては、次の事項に留意すること。

- a 原木の時価

事業所ごとの所在地における買入材の事業年度終了の日前 1 月間における買付価格の平均価格で、樹種別に算定すること。

- b 仕上単価

事業所最寄駅までの事業年度終了の日前 1 月間の木代金、造材費（伐採費）、藪出費、小出（中出）費、駅出費、輸送費、及び設備費の合計の平均価格で、樹種別に算定すること。

- c 手山材

当該法人が 10 年以上撫育した木材をいうこと。

- d 手山消費数量

手山材の事業所最寄駅着数をいうこと。

- (イ) 付加価値額及び資本金等の額の算定

- a 付加価値額

(ア)の b に掲げる経費として支出すべきもので当該事業年度において損金経理された報酬給与費、支払利子及び支払賃借料は、林業部門の専属費とすること。

一般管理費、営業外収入（費用）等で林業部門又はその他の事業部門に区分経理することが困難な共通費については、次のとおり取り扱うこと。

- (a) 次の算式によって、林業部門の収益配分額を算定すること。この場合にあっては、収益配分額の合計額ではなく、報酬給与額、支払利子又は支払賃借料ごとに算定すること。（受取利子、受取賃借

料についても同様であること。)

(算式)

報酬給与、支払利子、支払賃借料

$$\times \frac{\text{前記(ア)の林業所得}}{\text{総所得}}$$

(b) 単年度損益

(ア)に準じて算定すること。

(c) 算定式

課税事業の付加価値額＝付加価値額の総額－林業部門の付加価値額（林業部門の報酬給与額＋林業部門の純支払利子＋林業部門の純支払賃借料＋林業部門の単年度損益）

b 資本金等の額

当該事業年度の終了の日現在におけるそれぞれの事業の従業者数によりあん分するものであること。なお、それぞれの事業に区分することが困難な従業者数については、付加価値額及び所得の算定に用いた基準によってあん分すること。

2 鉱物の掘採（法第72条の4第2項第2号）

(1) 非課税の範囲

鉱物の掘採事業とは、鉱業法第3条に掲げる鉱物を掘採し、これを販売する事業をいうものであること。

したがって、法人がこれらの鉱物を加工、又は精錬する場合には、これらの部分については課税事業となるので特に留意すること。

(2) 課税標準の算定

ア 所得及び付加価値額

鉱物の掘採事業と精錬事業を一貫して行っている法人が他社から鉱物を購入してこれを精錬している場合、当該法人の課税標準とすべき所得又は付加価値額は次の算式によって算定すること。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{付加価値額の総額} \\ \text{又は所得の総額} \end{array} \times \frac{\text{生産品について} - \left[\text{鉱産税の課税標準} \right] + \text{他社から購入した鉱物の価格}}{\text{収入すべき金額} - \text{生産品について収入すべき金額} - \text{他社から購入した鉱物の価格}}$$

なお、他社から購入した「鉱物」とは、

原料である鉱物をいい、「原料である鉱物」とは、生産品の原材料となる鉱物をいい、燃料、溶剤等（例えば石炭、コークス等）は含まないこと。

ただし、知事の承認を受けて、鉱物の掘採取事業による所得又は付加価値額と事業税の課税標準となる所得又は付加価値額と区分している場合は、その区分して計算したものによること。

また、鉱物の掘採事業とその他の事業をあわせ行っている場合は、それぞれの事業で専属が明白なものは、それぞれ区分し、区分が困難なものにあっては、前記1、(2)に準じて算定するものであること。

イ 資本金等の額

当該事業年度の終了の日現在におけるそれぞれの事業の従業者数によりあん分するものであること。なお、それぞれの事業に区分することが困難な従業者数については、付加価値額及び所得の算定に用いた基準によってあん分すること。

3 農業（法第72条の4第3項）

(1) 非課税となる農業

法第72条の4第3項の規定によって、農事組合法人で農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項各号に掲げる要件をすべて満たしているものが行う農業については、非営利性の原則によって協業組合形態により運営される農事組合法人組織によって行われる農業は、その実態において、個人の行う農業を共同で行っているものと同一であると観念されることから、非課税とされているのであること。

なお、農事組合法人とは、農業協同組合法に基づき、農民が、組合員の農業生産について協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいうものであること。

ア 農業の範囲

農業の範囲は、具体的には、米、麦その他の穀物、馬鈴薯、甘藷、たばこ、野菜、花、育苗その他のほ場作物、果樹、樹園の作物又は温室その他の特殊施設を用いて行う園芸作物の栽培を行う事業又は繭若しくは蚕種の生産を行う事業をいう

ものであること。

なお、農事組合法人が農業と付帯する事業をあわせ行う場合で、当該付帯事業に係る収入が総収入の $1/2$ を超えない程度のものであるときは、当該付帯事業も非課税の取扱いとすることが適当であること。

イ 農業に付帯する事業の範囲

付帯事業とは、農業の性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうこと。例えば、わら工品その他これに類するものの生産、家畜、家禽、毛皮獣若しくは蜂の育成、肥育、採卵若しくは蜜の採取又は酪農品の生産、農畜産物を原材料又は材料として使用する製造又は加工、農作業の受託及び使用する機械の余剰稼働力を利用した事業等であること。

(2) 課税標準の算定

非課税となる農業とその他の課税事業をあわせ行う場合は、それぞれの事業の益金の額と損金の額に区分計算し、次の算式により課税標準を算定すること。

(算式)

課税所得＝総所得－農業所得

なお、区分経理することが困難な共通損益については、次により処理すること。

ア 共通益金については、農業とその他課税事業の固有の売上金額によってあん分すること。

イ 共通損金については、農業とその他課税事業の固有の売上総利益であん分すること。

4 課税標準の算定にあたっての留意事項

非課税事業とその他の課税事業をあわせ行っている法人で、外形標準課税対象のものの課税標準の算定にあたっては、次の事項についても留意すること。

(1) 雇用安定控除の適用

その他課税事業に係る当該事業年度の収益配分額のうちに当該事業年度の報酬給与額（その他課税事業に係るものに限

る。）の占める割合が70%を超える場合に、雇用安定控除の適用が受けられるものであること。したがって、収益配分額の総額に対し報酬給与額の総額が占める割合が70%以下であったとしても、非課税事業に係るものを控除した結果、その他課税事業に係る収益配分額に対するその他課税事業に係る報酬給与費の割合が70%を超えたことにより、雇用安定控除の適用を受けられる場合があるので注意すること。

(2) 資本金等の額の区分方法

資本金等の額を非課税事業とその他課税事業にあん分する場合にあつては、当該事業年度終了の日における全従業者に占める非課税事業に係る従業者数又はその他課税事業に係る従業者数の比率であん分することとしているが、この従業者数は実人員数で事業税の分割基準ではないことに注意すること。

5 申告書に添付すべき書類

(1) 林業を行う法人

ア 林業に係る所得金額の計算書（別記様式11）

イ 貸借対照表、損益計算書

ウ その他必要と認める書類

エ 外形標準課税対象法人で、その他課税事業を行う法人にあつては、第14の5に掲げる書類

(2) 鉱物の掘採を行う法人

ア 鉱物の掘採に係る所得金額の計算書（任意の様式で作成すること。）

イ 貸借対照表、損益計算書

ウ その他必要と認める書類

エ 外形標準課税対象法人で、その他課税事業を行う法人にあつては、第14の5に掲げる書類

(3) 農業を行う農事組合法人

ア 農業に係る所得金額の計算書（別記様式12）

イ 貸借対照表、損益計算書

ウ その他必要と認める書類

第 14 の 4 連結法人に係る事業税の取扱い

連結納税制度は、令和 4 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度をもって廃止されたものであるが、同日以前に開始する事業年度の申告等については、地方税法等の一部を改正する等の法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 5 条第 3 項及び第 7 条第 2 項の規定により、なおその効力を有することとされているため、以下により取り扱うこと。

なお、以下第 14 の 4 において、法、規則、省令、法人税別表、法人税法については、廃止前の参考条文を記載。

1 連結納税制度

連結納税制度は、完全支配関係にある企業グループ（以下「連結グループ」という。）を 1 つの納税単位として法人税を課税する制度であるが、法人事業税及び法人県民税については、地域における受益と負担の関係等に配慮して、個々の法人を納税単位として課税することとされていること。

したがって、法人税においては連結親法人のみが法人税を申告するものであるが、法人事業税及び法人県民税については、連結グループのすべての法人が申告することに留意すること。

2 みなし事業年度

連結グループ内の各法人の事業年度が異なる場合には、連結所得の計算が困難となることから、連結親法人の事業年度にあわせることとなっていること。（法第 72 条の 13 第 10 項）

また、連結グループへの加入、離脱等があった場合には、みなし事業年度の特例があることに留意すること。（法第 72 条の 13 第 9 項、第 11 項～第 23 項）

3 申告等

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人が、次に掲げる事項に該当する場合は、「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」（規則第 74 号様式）の提出があること。

ア 連結納税の承認があったとき

イ 完全支配関係を有することとなったとき

ウ 連結完全支配関係等を有しなくなったとき

エ 連結納税の承認の取消処分があったと

き

オ 連結納税の適用の取りやめの承認があったとき

カ 連結納税の適用を受けている連結親法人の事業年度の変更があったとき（連結子法人のみ）

なお、当該届出書には、法人税の連結納税の承認書等の写を添付するよう依頼すること。

- (2) 連結法人又は連結法人であった法人に係る申告書等

ア 省令第 6 号様式別表 2 の端数処理

省令第 6 号様式別表 2 の②欄（控除対象個別帰属調整額）について 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げること。

イ 法第 53 条第 8 項に規定する「法人税法第 81 条の 9 第 2 項の規定の適用がないことを証する書類」は、次の書類とする。

(ア) 法人税明細書別表 7 の 2（連結欠損金等の損金算入に関する明細書）

連結親法人が提出したもので、最初連結親法人事業年度のもの

(イ) 法人税明細書別表 7 の 2 付表 1（連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書）

連結親法人が提出したもので、最初連結親法人事業年度のもの

(ウ) 法人税明細書別表 7 (1)（欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書）

当該連結法人が提出したもので、当該法人の最初連結事業年度の直前の事業年度のもの

- (3) 連結法人の確定（修正）申告書に添付する書類は、省令第 5 条に定めるもののほか、次のとおりとすること。

ア 法人税別表 4 の 2 付表及び別表 6 の 2 (1) の写し

イ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらの書類の作成を要しないものにあつては、これに準ずる書類

なお、外形標準課税対象法人にあつては、第 14 の 5 に掲げる書類もあわせて添付しなければならないこと。

- (4) 予定申告に係る留意事項

連結事業年度が 6 月を超える連結法人は、

当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に予定申告をしなければならないこと（前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額の6月相当分が10万円を超える場合に限る。）。

なお、連結法人には仮決算方式による中間申告は認められていないことから、必ず予定申告となるので、留意すること。

4 課税標準の算定

(1) 所得の算定

連結法人の法人事業税の課税標準は、個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した個別所得金額となること。

個別帰属益金額とは、当該連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額（法人税法第81条の18第1項）をいい、個別帰属損金額とは、当該連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるものの合計額（法人税法第81条の18第1項）をいい、計算は、原則として、法人税の課税標準（連結所得）に係る個別所得金額の計算の例によること。

なお、各事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額（個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超過額（法人税法上の「個別欠損金額」とは異なることに留意。））を、個別帰属損金額に算入することができることに留意すること。

(2) 付加価値額及び資本金等の額

単体申告法人の取扱いに準ずること。

5 調査

法第17条の5の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。

なお、連結法人の所得割の課税標準となる所得の算定にあつては、法第72条の41の適用を受けるものであるが、当該所得は法人税の例によって算定されるものであることを考慮して、法第72条の39適用法人と同様に取り扱うこととして差し支えないこと。

6 連結法人税の更正又は決定

連結法人について法第63条第2項の規定

により税務署長が行うこととされている更正又は決定の通知は、連結所得の金額及び連結法人税額であり、連結親法人又は連結子法人の個別帰属額ではないことに留意すること。

また、連結法人税の更正又は決定に伴い連結子法人の個別帰属額等に変更が生じたときは、当該連結子法人は所轄の税務署に個別帰属額等を記載した書類を届け出ることとされているので、当該個別帰属額等を記載した書類を閲覧することにより個別帰属額等を把握すること。

第14の4の2 通算法人に係る事業税の取扱い

1 グループ通算制度

令和2年度税制改正により、連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用すること。

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度であり、地方税においては、改正前の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置が講じられたため、法人事業税及び法人県民税については、連結納税制度と同様に個々の法人を納税単位として課税することとされていること。

2 みなし事業年度

通算グループ内の各法人の事業年度が異なる場合には、所得の計算が困難となることから、通算親法人の事業年度にあわせることとなっていること。（法第72条の13第7項）

また通算承認、離脱等があった場合には、みなし事業年度の特例があることに留意すること。（法第72条の13第6項、第8項～第12項）

3 申告等

(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人が、次に掲げる事項に該当する場合は、「法人税に係る通算承認等の届出書」

(規則第 74 号様式) の提出があること。

- ア 通算承認があったとき
- イ 完全支配関係を有することとなったとき
- ウ 完全支配関係等を有しなくなったとき
- エ 通算承認の取消処分があったとき
- オ 通算制度の適用の取りやめの承認があったとき
- カ 通算制度の適用を受けている通算親法人の事業年度の変更があったとき
(通算子法人のみ)

なお、当該届出書には、法人税の通算承認書等の写しを添付するよう依頼すること。

(2) 通算法人又は通算法人であった法人に係る申告書等

ア 省令第 6 号様式別表 2 の端数処理

省令第 6 号様式別表 2 の②欄(控除対象通算適用前欠損調整額)について 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げること。

イ 法第 53 条第 6 項に規定する「法人税法第 57 条第 6 項または第 8 項の規定の適用があることを証する書類」は、次の書類とする。

(7) 法人税明細書別表 7 (1) (欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書)

通算法人が提出したもので、通算法人の通算承認の効力が生じた日以後に開始する最初の事業年度の直前の事業年度のもの

(イ) 法人税明細書別表 7 (2) (通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書)

通算法人が提出したもので、通算法人の通算承認の効力が生じた日以後に開始する最初の事業年度のもの

(ウ) 法人税明細書別表 7 (2) 付表 1 (通算法人の欠損金の通算に関する明細書)

通算法人が提出したもので、通算法人の通算承認の効力が生じた日以後

に開始する最初の事業年度のもの

(3) 通算法人の確定(修正)申告書に添付する書類は、省令第 5 条に定めるもののほか、次のとおりとすること。

ア 法人税別表 4 及び別表 6 (1) の写し

イ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらの書類の作成を要しないものにあつては、これに準ずる書類

なお、外形標準課税対象法人にあつては、第 14 の 5 に掲げる書類もあわせて添付しなければならないこと。

(4) 予定申告に係る留意事項

事業年度が 6 月を超える通算法人は、当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内に予定申告をしなければならないこと(前事業年度の法人税額の 6 月相当分が 10 万円を超える場合に限る。))。

なお、通算親法人が協同組合等である法人の場合は、仮決算方式による中間申告は認められていないことから、必ず予定申告となるので、留意すること。

4 課税標準の算定

(1) 所得の算定

単体申告法人の取扱いに準ずること。

(2) 付加価値額及び資本金等の額

単体申告法人の取扱いに準ずること。

5 調査

法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。

なお、通算法人の所得割の課税標準となる所得の算定にあつては、法第 72 条の 41 の適用を受けるものであるが、当該所得は法人税の例によって算定されるものであることを考慮して、法第 72 条の 39 適用法人と同様に扱うこととして差し支えないこと。

第 14 の 5 外形標準課税対象法人に係る事業税の取扱い

1 外形標準課税対象法人

外形標準課税が適用されるか否かの判定は、確定申告の場合は当該事業年度の末日、中間申告の場合は、当該事業年度開始の日から6月経過日現在において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるか否かで判定するものであること。

また、清算法人はその解散の日現在で外形標準課税対象法人に該当するか否かで判定すること。

(以下、(1)においては令和7年4月1日以後に開始する事業年度、(2)においては令和8年4月1日以後に開始する事業年度より適用)

ただし、下記の(1)(2)に該当する場合は、当該事業年度の末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、外形標準課税対象法人に含まれるため、留意すること。

- (1) 前事業年度において外形標準課税対象法人に該当し、事業年度末日の資本金の額又は出資金の額と資本剰余金の額の合計額(以下「払込資本の額」という。)が10億円を超える法人

ただし、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布日(以下この項において「公布日」という。)である令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税対象法人であって、公布日の前日の現況において資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ公布日から令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度において外形標準課税の対象外である場合を除く。

上記以外の場合で、公布日を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税対象法人であった法人が、公布日以後に終了した事業年度以降において外形標準課税の対象外となっていたとき、当該法人が提出した令和7年4月1日以後開始する事業年度

分の第6号様式「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」欄の金額が10億円を超えている場合は外形標準課税対象となるため、留意すること。

- (2) 払込資本の額が50億円を超える外形標準課税対象法人及び保険業法に規定する相互会社(以下「特定法人」という。)との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額が2億円を超える法人

ただし、上記払込資本の額は、当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他政令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しにより払込資本の額を減少させたときは、その減少した額を加算した額が2億円を超えるか否かにより判定すること。

2 申告

- (1) 確定申告書に添付する書類

確定申告書には、次の書類を添付させること。添付がない場合は、すみやかに書類の提出を求めること。ただし、法人が法人税法第75条の3第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第75条の3第1項の申告を行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により提供したときは、提出したものとみなす。

なお、提出すべき書類は、個別の財務諸表であることに留意すること。

ア 貸借対照表及び損益計算書

なお、損益計算書には、製造原価計算書、完成工事原価計算書等を含むものであること。

イ 法人税施行規則別表4又は別表4の2及び別表4の2付表の写し

ウ 法人税法施行規則別表5(1)又は別表5の2(1)及び別表5の2(1)付表の写し

エ 法人税法施行規則別表 8 (1) の写し
次に掲げる書類にあっては、必要に応じて法人に提出を依頼すること。

オ キャッシュフロー計算書

カ 法人税申告書に併せて提出した勘定科目明細書（各勘定科目）の写し

キ その他必要な法人税明細書の写し

(2) 中間申告（予定申告を含む。）に係る留意事項

中間申告義務の判定に係る留意事項

前事業年度の確定申告において、外形標準課税が適用された法人で、当該事業年度開始の日から 6 月経過日において資本金が 1 億円以下となった場合の中間申告義務の判定は、前事業年度の法人税額の 6 月相当分が 10 万円以下であるか否かで判定することとなるので、留意すること。

また、仮決算による中間申告の場合は、所得金額、付加価値額及び資本金等の額について 6 月を一事業年度とみなしてそれぞれ計算して申告されるべきものであること。

なお、通算親法人が協同組合等である外形標準課税対象法人の場合は、仮決算による中間申告は認められないので、留意すること。

また、仮決算により算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超える場合は、仮決算による中間申告は認められないので、留意すること。

(以下、令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用)

前事業年度の確定申告において、外形標準課税が適用された法人は、当該事業年度開始の日から6月経過日の前日において外形標準課税が適用される基準を満たしていないとしても、中間申告の義務があるため、留意すること。

3 課税標準となる付加価値額及び資本金等の額

(1) 付加価値額の算定

ア 付加価値額の構成要素である報酬給与額は次の(ア)と(イ)の合計額によること。

ただし、法人税の所得の計算で損金の額に算入されるものに限られること。

(ア) 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与(原則として、所得税において給与所得又は退職所得とされるもので、所得税において非課税所得とされるものは給与として取り扱わない。)として支出する金額の合計額

(イ) 法人が各事業年度において役員又は使用人のために支出する次の金額の合計額

a 退職金共済金契約、特定退職金共済契約の掛金

b 確定給付企業年金の掛金

c 企業型年金規約による事業主掛金

d 個人型年金規約による掛金

e 勤労者財産形成基金契約による信託金等、預入金等

f 厚生年金基金の掛金、徴収金

g 適格退職年金契約による掛金、保険料

(ウ) (ア)及び(イ)にかかわらず報酬給与額の算定にあたっては、次に掲げる特例があるので留意すること。

a 労働者(船員)派遣に係る特例

労働者(船員)派遣契約に基づき労働

者(船員)派遣の役務提供を受けた法人は、支払う労働者(船員)派遣料の75%の額を報酬給与額に加算し、労働者(船員)を派遣した法人は、受け取る労働者(船員)派遣料と派遣労働者(船員)に支払う給与額のいずれか少ない金額の75%の額を報酬給与額から控除すること。

b 損金不算入の役員給与等

損金経理をしていても法人税で損金の額に算入されない役員給与等(法人税法第34条～第36条)は、報酬給与額に該当しないこと。

また、利益処分により支払う役員賞与や利益処分の経理によって使用人に賞与を支払った場合は、報酬給与額に該当しないこと。

c 報酬給与額に含まれないもの

所得税において非課税とされる通勤手当及び在勤手当は、各事業年度の報酬給与額に含まれないこと。

d 所得税で非課税所得されているが給与とされるもの

所得税で事業所得、一時所得、雑所得又は非課税所得とされるものであっても、死亡した者に係る賃金等で遺族に支払われるものは給与として扱うこと。

また、法人税において死亡退職金は、損金算入の退職手当等に該当するので、所得税においては非課税所得となるものであるが、報酬給与額とするものであること。

e 出向者に対する給与

役員又は使用人が他の法人に出向した場合の出向した役員又は使用人(出向者)の給与にあつては、報酬、給料、賃金及び賞与はその実質的負担者の報酬給与額とし、退職給与は

その形式的負担者の報酬給与額とすること。

f 消費税、地方消費税が含まれている場合

報酬給与額の計算にあたっては、消費税及び地方消費税を除いた金額を基礎とすること。

g 棚卸資産、繰延資産、無形固定資産、建設仮勘定等に計上する報酬給与額

経費として支出しても、当該事業年度では貸借対照表の資産の部に新たに計上される給与等は、その新たに計上する事業年度の報酬給与額とすること。

h 確定給付企業年金等の掛金に該当しないもの

適格退職年金から厚生年金基金制度へ移行した場合には、積立金を移管した場合は、積立金を移管するが、当該積立金の移管は、事業主が新たに掛金を支出したものではないので、報酬給与額に含まれないこと。（政令第20条の2の4第2項）

イ 純支払利子は、各事業年度の支払利子の額の合計額から、当該合計額を限度として、各事業年度の受取利子の額の合計額を控除した金額であること。

ただし、支払利子の額又は受取利子の額は、当該事業年度の法人税の所得の計算上、損金の額又は益金の額に算入されるものに限ること。

なお、棚卸資産、繰延資産、無形固定資産、建設仮勘定等に計上する支払利子の取扱いについては、前記アのgによること。

ウ 純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料の額の合計額から、当該合計額を限度として、各事業年度の受取賃借料の額の合計額を控除した金額であること。

ただし、支払賃借料の額又は受取賃借料の額は、当該事業年度の法人税の所得の計算上、損金の額又は益金の額に算入されるものをいうものであること。

(ア) 支払賃借料又は受取賃借料の対象となる土地又は家屋には、これらと一体となって効用を果たす構築物又は附属設備が含まれること。したがって、固定資産税における土地又は家屋のほか、土地又は家屋に構築物が定着し、又は設備が附属し、かつ、土地又は家屋とこれらの構築物又は附属設備が一体となって取引されている場合には、これらの構築物又は附属設備に係る賃借料も支払賃借料又は受取賃借料の対象となること。

(イ) 固定資産税において家屋に該当しない立体駐車場であっても、当該立体駐車場が土地と一体となっていると認められるときは、土地又は家屋の対価の額にあたるものとして支払賃借料又は受取賃借料に含まれること。

(ウ) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人の社宅等として賃貸している場合、当該法人が支払う賃借料は当該法人の支払賃借料に、役員又は使用人から支払い受ける賃借料は当該法人の受取賃借料に、それぞれ含まれること。

(エ) 動産に係る賃借料は、支払賃借料又は受取賃借料の対象とならないこと。

(オ) 棚卸資産、繰延資産、無形固定資産、建設仮勘定等に計上する支払利子の取扱いについては、前記アのgによること。

エ 単年度損益は、法人の各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、次に掲げるものを除き、当該事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定すること。

(ア) 次に掲げるものは単年度損益の計算において適用しないこと。

a 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越

b 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越

c 海外投資等損失準備金（ただし、一定の場合に適用がある。）

(イ) 評価損益の計上のない民事再生等の場合の欠損金額の範囲の特例

単年度損益の計算にあたり、会社更生等による債務免除等があった場合は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用があることから、留意すること。

オ 付加価値割の課税標準の算定については、法附則第9条第12項から第16項までの規定による所得拡大促進税制の適用があるので留意すること。

(ア) 職権更正における控除額の算定

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては、省令第6号様式別表5の6に記載された雇用者給与等支給増加額を限度として控除額を算定すること。平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度にあつては、省令第6号様式別表5の6の2に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を限度として控除額を算定すること。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した各事業年度において、令和4年法改正前の法附則第9条第13項又は令和2年法改正前の法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度において、令和2年法改正前の法附則第9条第14項の規定の適用を受ける場合にあつては、省令第6号様式別表5の6に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を限度として控除額を算定すること。

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、法附則第9条第12項又

は令和2年法改正前の法附則第9条第13項の規定の適用を受ける場合及び令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始した各事業年度において、法附則第9条第12項又は第13項の規定の適用を受ける場合にあつては、省令第6号様式別表5の6の3に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を限度として控除額を算定すること。

(イ) 法人税における特別控除との関係

法附則第9条第12項及び第13項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては適用すること。

(2) 資本金等の額の算定

各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金等の額（法人税法第2条第16号）とすること。

ただし、法第72条の21第1項本文の規定により計算した資本金等の額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を資本割の課税標準とする。

また、清算中の法人にあつては、資本金等の額はないものとみなされること。したがって、清算中の法人に対しては資本割は課されないこと。

4 平成27年度税制改正（外形標準課税の拡大）に伴う負担変動の軽減措置

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において、付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が税率改正前の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項までの規定による控除を行うこと。

当該控除は、各事業年度の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うことに留意すること。

5 平成 28 年度税制改正（外形標準課税の拡大）に伴う負担変動の軽減措置

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が平成 28 年 3 月 31 日現在の税率を用いて計算した付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額に相当する額を超える場合は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 5 条第 2 項から第 8 項までの規定による控除を行うこと。

当該控除は、各事業年度の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うことに留意すること。

6 調査

法第 17 条の 5 の規定による更正・決定等の期間制限を考慮して、計画的に調査を実施すること。なお、外形標準課税対象法人にあっては、所得割については法第 72 条の 39 の適用を受け、収入割については法第 72 条の 41 の適用を受け、付加価値割及び資本割については法第 72 条の 41 の 2 の適用を受けることに留意すること。また、決定にあたっては、法第 72 条の 41 の 3 の規定に留意すること。

第 14 の 6 法人課税信託の取扱い

1 法人課税信託の課税の取扱い

(1) 法人県民税

法人課税信託（法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。）の受託者に係る法人税割については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、均等割

については、原則として固有法人の申告と併せて行うものであり、受託法人の申告では不要であること。

(2) 法人事業税

法人課税信託の受託者に係る事業税については、原則として各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなして取り扱うものであること。なお、外形標準課税対象法人で受託法人であるものに対しては、付加価値割及び資本割は課せられないものであること。

2 法人課税信託の納税義務者

法人課税信託の受託者については、法第 24 条第 1 項第 4 号の 2 又は第 72 条の 2 第 5 項の規定により、道府県内に事務所又は事業所を有する個人についても法人税割又は法人事業税の納税義務者となるものであることに留意すること。また、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされることから、法人県民税又は法人事業税の納税義務者となるものであること。

3 法人課税信託の届出

県内に事務所又は事業所を有する法人（法人課税信託の受託者である個人を含む。）が、次に掲げる事項に該当する場合は、「法人設立・異動（引継ぎ・終了・変更等）届出書（法人課税信託用）」（規則第 75 号様式）の提出が必要であること。

- (1) 法人課税信託の契約を締結した場合又は法人課税信託の効力が生じることとなった場合
- (2) 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合
- (3) 法人課税信託の受託者の任務が終了した場合
- (4) 法人課税信託の受託者が 2 以上ある場合に主宰受託者の変更があったとき。
- (5) 法人課税信託の終了又は残余財産の確定があった場合
- (6) 既に届け出した事項に変更等があった場合

4 法人課税信託の申告等

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、確定・中間・修正申告書（省令

第6号様式又は省令第6号様式(その2))、
予定申告書(省令第6号の3様式又は省令第
6号の3様式(その2))及び各種別表を提
出する場合は、申告書等の「法人名」の欄に
は法人課税信託の名称の併記が必要である
ことから、その受付に当たっては留意するこ
と。

第14の7 特定非営利活動法人に係る 県民税均等割の課税免除の取扱い

NPO条例第2条に基づく、特定非営利活動
促進法(平成10年法律第7号。以下、本節に
おいて「促進法」という。)第2条第2項に規
定する特定非営利活動法人(以下、本節におい
て「NPO法人」という。)の課税免除は、
平成16年4月1日以後に終了する期間及び
事業年度に係る県民税の均等割について適用
するものであること。

なお、NPO法人に対する均等割の減免は、
平成16年3月31日までの期間に係る県民税の
均等割について適用されるものであるので、留
意すること。

1 NPO法人の把握

NPO法人は、設立の認証を受けて登記を
したときは、遅滞なく当該登記をしたことを
証する登記事項証明書を添付した届出書を所
轄庁に提出しなければならない(促進法第13
条第2項)とされており、本県知事が認証を
した場合は当該届出書(新潟県知事の権限に
属する事務の処理の特例に関する条例(平成
12年新潟県条例第8号))別表(2)第9項の
事務を処理する市町村が認証した場合は当該
届出書の写し)が、総務部県民生活課に提出
され、それらの写しは税務課を通じ地域振興
局に通知されるが、当該届出書が遅延する場
合もあるので、県ホームページのNPOのペ
ージで設立認証等の状況を確認することによ
り把握漏れの防止に努めること。

また、他県に主たる事務所を有し、本県に
事務所等又は寮等を有するNPO法人につい
ては、未届け県外分割法人の把握調査等によ

り把握に努めるほか、必要に応じて内閣府の
ホームページ等を活用すること。

2 課税免除

均等割の課税免除は次の区分ごとに要件の
全てに該当するNPO法人について行うもの
であること。

(1) 共通事項

ア 促進法第2条第2項に規定する法人で
あること。

イ 特定非営利活動を行っていること。(県
外に主たる事務所を有するNPO法人に
ついては、本県内において特定非営利活
動を行っていること。)

(2) 収益事業(政令第7条の4に規定する収 益事業をいう。以下本節において同じ。) を行わないNPO法人

ア 課税免除申請書(以下本節において「申
請書」という。)が法第53条第31項の
申告納付期限(毎年4月30日)までに提出
されていること。

申請書は法人県民税の均等割申告書に
併せて提出されるべきであるが、申請書
のみが期限内に提出された場合について
は、直ちに法人県民税の均等割申告書を
提出させること。

また、申告指導にもかかわらず、均等
割申告書の提出がない場合にあっては、
課税を免除しないことを決定、通知する
とともに、速やかに法人県民税の決定処
分を行うこと。

イ みなす申請の取扱い

課税免除の承認を行ったNPO法人に
ついては、翌年度以降についても課税免
除申請が期限内にされたものとみなして
処理して差し支えないこと。

(3) 収益事業を行うNPO法人

ア 収益事業に係る所得(当該事業年度に
係る法人税の課税標準となる所得)がな
い又は欠損であること。

イ 申請書が法第53条第1項の申告納付
期限までに提出されていること。

申請書は法人県民税の申告書(省令第

6号様式又は省令第6号様式(その2))に併せて提出されるべきであるが、申請書のみが期限内に提出された場合については、直ちに法人県民税の申告書を提出させること。

また、申告指導にもかかわらず、申告書の提出がない場合にあっては、課税免除をしないことを決定、通知を行ったうえで、法人税額を確定後、法人県民税の決定処分を行うこと。

3 要件判定

課税免除要件に該当するか否かの具体的判定については、次に留意すること。

- (1) 新潟県内の事務所等において特定非営利活動を行っていること。

したがって、新潟県内の事務所等において特定非営利活動を行わないNPO法人については課税免除の対象とならないもので

あること。

また、県内におけるすべての事務所等で特定非営利活動を行っている必要はなく、1つの事務所等において当該非営利活動が行われていることで足りるものであること。

(2) 収益事業の実施の有無の確認

収益事業の取扱いについては、税務官署の取扱いに準拠するものである。

したがって、収益事業を行っていないこととは、4月1日（新設法人にあっては設立の日）から3月31日までの期間すべてにおいて収益事業を行っていないこと（税務官署へ提出した収益事業開始届における収益事業開始の日が当該算定期間に含まれていないことを含む。）をいうものである。

具体的には、税務官署に国税の申告書の提出を要しない団体として、申告書が提出されていないことをいうものであり、収益事業を行っていないことの確認は、税務官署の取扱いを確認してから行うこととし、原則として、地域振興局で収益事業の該否の判断は行わないこと。

なお、税務官署において収益事業の該否の確認ができない場合にあっては、当該法人が収益事業を行った場合の法人税申告書の提出期限まで課税免除の決定の判断を保留し、当該期限までに法人税申告書の提出がなかったときは、収益事業を行っていないものとして取り扱って差し支えないものであること。

(3) 法人県民税の修正申告、更正又は決定の場合の取扱い

ア 修正申告及び更正

前記2(2)の課税免除の決定を受けた事業年度について所得が生じたことにより修正申告書を提出した場合又は更正をした場合は、当該事業年度に係る課税免除要件を満たさなくなることから、NPO条例第2条第2項の規定により均等割額を申告納付又は納付しなければならないこと。

したがって、修正申告書を提出した場合であっても、当該事業年度の所得が生

じない場合（青色欠損金の当期控除額の増減等）は、均等割額の申告納付は要さないものであること。また、均等割額の課税免除の決定を受けた事業年度又は期間について、本来納付すべき均等割額に不足が生じたことにより修正申告書を提出した場合又は更正をした場合は、当該事業年度又は期間の県民税については、当該不足額について課税免除の適用はないものであること。

イ 決定

法人県民税の決定処分を受けた事業年度又は期間については、課税免除の適用はないものであること。

4 課税免除申請書に添付する書類

申請書に添付すべき書類については、次に留意すること。

(1) 促進法第12条第2項に定める認証の写し

所轄庁の認証を受けて設立したNPO法人であることを確認するために初めて課税免除申請を行うときに添付させることとし、以後の申請書への添付は省略して差し支えないこと。

(2) 促進法第10条第1項に定める定款の写し

NPO法人が行う特定非営利活動及び特定非営利活動のための事業等を確認するために添付させること。

(3) 所轄庁に提出すべき事業報告書及び活動計算書の写し

収益事業を行わないNPO法人が申請書を提出する場合に添付させることとし、法第52条第2項第3号の期間が含まれているものとする。

これにより、特定非営利活動を行っていることを確認するものであること。

ただし、設立してから会計年度が終了していないなどの理由により、課税免除申請時において事業活動報告書及び活動計算書（以下「事業報告書等」という。）の写しが作成されていない場合は、事業計画書又は予算書等を添付させることとし、後日、事業報告書等が作成され次第提出させるこ

と。

- (4) 税務官署に提出した収益事業に係る貸借対照表、損益計算書及び所得の金額に関する明細書(法人税法施行規則別表4)の写し

収益事業を行うNPO法人が申請書を提出する場合に添付させること。

これにより、収益事業に係る所得等を確認するものであること。

5 課税免除の決定

課税免除の可否について決定した場合は、課税免除決定通知書(別記様式13)により、NPO法人に対して通知すること。

6 報告

前年度に行った課税免除の実績について、毎年4月10日までに別記様式13の2により税務課に報告すること。

第15 削除

地域名	地域内の市町村	地域振興局
村 上 新発田	村上市、関川村、粟島浦村 阿賀野市のうち旧笹神村の区域 新発田市のうち旧加治川村の区域 胎内市のうち旧黒川村の区域	新発田 〃
五 泉	五泉市のうち旧村松町の区域	新 潟
三 条	阿賀町 三条市のうち旧下田村の区域	新 潟
長 岡	加茂市 長岡市のうち旧栃尾市、旧山古志村、旧小国町、旧和島村、旧川口町、旧寺泊町の区域	長 岡
魚 沼 十日町 上 越	出雲崎町 魚沼市 十日町市、津南町 上越市のうち旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧吉川町、旧板倉町、旧清里村、旧三和村、旧名立町、旧柿崎町、旧中郷村の区域	南魚沼 〃 上 越
糸魚川 佐 渡	妙高市 糸魚川市 佐渡市	上 越 新 潟

(上記表中の「地域内の市町村」は、令和5年2月現在の内容です。)

※ 柏崎市のうち旧高柳町、旧西山町の区域については、令和3年度から令和8年度までの経過措置を講ずる。

第 15 の 2 過疎条例による事業税の課税免除の取扱い

課税免除は所得割又は収入割のみを対象として行うもので、付加価値割及び資本割については、課税免除対象とならないことに留意すること。

1 課税免除の適用条件

過疎条例による課税免除の適用を受けるものは、次のすべてに該当しなければならないこと。

- (1) 過疎地域内で市町村が定める「産業振興促進区域」にあること。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において取得等された製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）若しくは情報サービス業の用に供する設備に対して課税免除の措置が行われるものであり、本県内には、上記表に掲げる市町村が公示されている。

- (2) 課税免除の対象となる設備は、租特法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける設備であり、次に掲げる規模のものが該当すること。

ア 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第20項に規定する資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）以上のもの

イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上のもの

- (3) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があること。
- (4) 過疎規則第2条に規定する課税免除基準に適合すること。

2 課税免除の期間

課税免除の適用をする期間は、適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後3箇年度にわたり、課税免除が行われること。

なお、半年決算法人については、6事業年度となるものであること。

3 課税免除の申告

(1) 課税免除申告

課税免除の適用を受けようとする法人

は、法第 72 条の 25 から第 72 条の 28 まで又は第 72 条の 31 の規定により事業税の申告をする場合は、当該申告書とあわせ次の書類を提出しなければならないこと。

- ア 法人事業税課税免除適用申告書（過疎規則第 3 号様式）、付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書及び付表 2 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳 提出部数 2 部
- イ 添付書類 提出部数 1 部

添付書類の提出は、原則として、適用初年度分の申告を行う場合に限り提出するものであるが、欠損等で適用初年度において提出のなかったときは、2 年度分以後の申告時において、必ず添付させること。

- (ア) 建物及び付属設備の位置図、平面図、機械及び装置の配置図
- (イ) 法人の登記事項証明書及び定款、寄付行為、規則又は規約の写し
- (ロ) 事業計画書（過疎規則第 1 号様式）
- (ハ) 法人税確定申告書の写し
- (ニ) 固定資産台帳、契約書、見積書、納品書、領収書等の前記 1 (3) の設備の取得価額を証する書類
- (ホ) 租特法第 45 条の規定による特別償却を選択した法人については、償却限度額の計算に関する明細書（法人税申告書別表 16(1)又は(2)及び特別償却の付表の写し

租特法上の圧縮記帳の特例や特別控除の特例を選択した法人については、法人税申告書別表 16(1)又は(2)及び法人税申告書の圧縮額の損金算入に関する明細書若しくは特別控除に関する明細書の写し

なお、租特法第 45 条の規定による特別償却の適用を受けなかった場合は、その理由書を徴すること。

また、産業立地課から税務課を経由して第 2 章第 4 節第 8、3 (1)イに定める別記様式 1 の事前相談カードの送付があった場合については、各県税部において一覧表などによって管理し、法人事業税課税免除適用申告書が後記(2)に定める申告期限内に提出さ

れるよう、当該事前相談カードに記載された法人に対して課税免除申告書を送付するなど、手続について説明しておくこと。期限内に提出がなかった場合については、税務課へ連絡すること。

(2) 申告期限

課税免除は、次の期限までに課税免除適用申告書が提出されない場合には認められないこと。

- ア 予定（中間）申告に係るもの 当該予定（中間）申告書の申告納付期限
- イ 確定申告に係るもの 当該確定申告書の申告納付期限

なお、確定申告時に係る納付すべき法人事業税額がない法人にあっても当該事業年度に所得割又は収入割の税額があれば課税免除適用申告書を提出する必要があることに留意すること。

- ウ 修正申告に係るもの 当該修正申告書の申告納付期限（修正申告に係る課税免除にあつては、当該事業年度に係る確定申告時に課税免除適用申告書を提出していない場合は、修正申告による増差額を限度として課税免除を行うこと。）

4 課税免除の手続き

- (1) 不動産取得税を所管する地域振興局からの通知

不動産取得税について課税免除を受けようとする法人については、課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限までに不動産取得税課税免除申請書（過疎規則第 5 号様式）を提出することとなっていることから、不動産取得税を所管する地域振興局は法人事業税を所管する地域振興局に対し、不動産取得税課税免除申請書が提出された旨を通知することとなっているので、当該通知を受けた地域振興局は、課税免除申告書の提出漏れの防止や、課税免除要件判定のための情報共有をすること。

- (2) 課税免除要件の適否の判定

- ア 地区及び業種の判定
不動産取得税の課税免除申請があった

場合には、上記(1)の通知に「地区、業種」が該当する旨の産業立地課の回答の写し、事業の用に供された部分を明示した平面図の写し等が添付されるので、課税免除対象となる地区及び業種の判定は当該添付資料によって行うこと。

なお、不動産の取得がない場合は、地区及び業種の判定については別記様式 14 の 1 により税務課を経由して産業立地課に照会し、当該照会に対する回答により判定すること。

イ 課税免除基準の判定

過疎規則第 2 条に規定する課税免除基準に適合する旨の産業立地課の回答の写しによって行うこと。

ただし、当該回答は「地区及び業種」の回答より遅れて提出される場合があるため留意すること。

ウ 取得価額要件等の判定

課税免除対象期間の初事業年度分の課税免除適用申告書には、前記 3 (1)イに定める添付書類が提出されるので、当該申告が期限内であるか、期限後申告であるかを問わず、当該添付書類によって当該法人が前記 1 に定める課税免除の適用要件に該当するか否かを調査し、課税免除の要件適合判定書（別記様式 14 の 2）によって決裁を受けること。

エ 第 2 事業年度及び第 3 事業年度の取扱い

課税免除対象期間の第 2 事業年度及び第 3 事業年度については、課税免除要件の該否の判定を行う必要はないが、初事業年度に課税免除申告が行われなかった等のため判定を行っていない場合にあっては、要件の該否の判定が必要であること。

(3) 不動産取得税を所管する地域振興局への通知

上記 (1)により不動産取得税の課税免除申請があった旨の通知があった場合は、当該地域振興局に対し、すみやかに課税免除要件の適合判定の結果を通知すること。

なお、不動産取得税の課税免除申請書の提出のあった法人で、法人事業税の課税免除適用申告書の提出がない場合は、その旨

を不動産取得税所管の地域振興局に対して通知すること。

(4) 課税免除の決定

ア 課税免除要件を満たしているもの

要件判定の結果、要件を満たしていると認められる法人については、5 に定める実地調査を行い、課税免除申告額の正否の確認を行った上で、是認処理を行うこと。

イ 課税免除要件を満たしていないもの

要件判定の結果、要件を満たしていると認められない法人については、必ずしも実地調査を行う必要はないので、すみやかに 6 (2)イの処理を行うこと。

(5) 税務課への報告

課税免除の決定を行ったときは、次の関係書類を税務課へ送付すること。

ア 法人事業税申告書（確定、予定、中間、修正）の写し

なお、分割法人にあっては課税標準の分割に関する明細書（省令第 10 号様式）も併せて送付すること。

イ 法人事業税課税免除適用申告書及び付表 1・2

ウ 課税免除の要件適合判定書（別記様式 14 の 2）

エ 6 (2)により更正又は修正申告書の提出があった場合は、当該更正に係る更正・決定等決議書の写し又は当該修正申告書の写し

5 実地調査

(1) 事前準備（課税免除適用申告書の精査・検算）

ア 課税標準

課税標準は、新潟県分の所得金額又は収入金額の総額を、付表 1 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書（以下「分割明細書」という。）により分割されたそれぞれの課税標準額を所得金額別に記載すること。

イ 分割明細書

課税免除の適用にあたって、適用部分と適用外の部分がある法人については、新潟県分の課税標準額をそれぞれ分割し

なければならないこと。この場合の分割基準は、法第 72 条の 48 第 4 項に準じて次の算式により行われるものであるが、従業員のとらえ方は、事務所又は事業所単位ではなく、一の工業生産設備という単位でとらえるものであること。

したがって、分割法人が事業税の課税標準を分割するために用いる分割基準とは若干異なる場合があること。

(算式)

課税標準額から控除する課税免除部分の所得＝新潟県分の課税標準額×課税免除適用部分の当該事業年度に属する期末現在の従業者数／法人の当該事業年度に属する期末現在の従業者数

また、新增設の場合の従業者の月割計算については、法第 72 条の 48 第 5 項によること。

(ア) 算定期間の中で新設された工場又は施設

期末現在の従業者数×当該施設を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数／算定期間の月数

(イ) 算定期間の中で廃止された工場又は施設

廃止された日の前月末現在の従業者数×廃止された日までの月数／算定期間の月数

(ウ) 算定期間中の各月の末日現在の従業者のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える工場又は施設

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数／算定期間の月数

ウ 予定申告

課税免除適用第 2 事業年度及び第 3 事業年度の予定申告における前事業年度の所得割額は、課税免除後の額となるものであること。

(2) 実地調査

課税免除額の決定にあたっては、課税免除適用申告書の提出後なるべく速やかに調査を行うこととし、課税免除に係る部分と、その他の部分のある法人については申

告された課税免除額を算定する基礎となる課税標準額の分割について確認すること。

6 調査実施後の措置

(1) 復命書の作成

実地調査実施後は、速やかに調査結果を局長に復命すること。

(2) 更正又は修正申告の勧奨等

調査の結果、課税免除の適用部分とその他の部分の適用誤り等により、前記 3 により申告された税額(以下「申告額」という。)が、増額又は減額することとなるときは、次により処理すること。

ア 申告額を減額する場合

調査の結果を過疎規則第 3 号様式明細書等により当該法人に事務連絡することとし、これに基づく更正の請求の勧奨を行い、法第 20 条の 9 の 3 の規定による更正の請求を行わせ、当該更正の請求に基づき更正を行うこと。

イ 申告額を増額する場合

(ア) 調査の結果を過疎規則第 3 号様式明細書等により当該法人に事務連絡のうえ修正申告の勧奨を行い、当該連絡の日から 1 月以内に申告を行わせること。

(イ) 1 月を経過してもなお修正申告書の提出がない場合は、速やかに更正を行い、これを通知すること。

7 加算金の取扱い

(1) 課税免除適用法人が国税処理に伴い納付税額が増加した場合

課税免除適用後の各加算金対象税額により算出するものであること。

(2) 前記 6 (2) イにより修正申告書が提出され又は更正が行われた場合

過少申告加算金又は不申告加算金は徴収できないものであること。

8 過疎条例等の改正に伴う経過措置

令和 3 年 3 月 31 日において旧過疎条例等の規定により指定を受けている工場等の課税免除の手続きについては、旧過疎条例等の失効後も、なおその効力を有するものであること。

第 15 の 3 削除

第 15 の 4 離島条例による事業税の課税免除の取扱い

課税免除は所得割又は収入割のみを対象として行うもので、付加価値割及び資本割については、課税免除の対象とならないことに留意すること。

1 課税免除の適用条件

離島条例による課税免除の適用範囲は、次のすべてに該当しなければならないこと。

(1) 離島振興対策実施区域内にあること。

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域内において新設又は増設された製造の事業、旅館業（下宿営業は除く。）、情報サービス業その他離島振興法第 20 条に規定する総務省令で定める事業の用に供する設備に対して課税免除の措置が行われるものであり、本県内には次の市町村が公示されている。

地域名	告示日	市町村名
佐 渡	28.10.26	佐渡市（旧市町村名・両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村）
粟 島	28.12.21	粟島浦村

(2) 課税免除の対象となる設備は、租特法第 12 条第 4 項の表の第 3 号の下欄又は第 45 条第 3 項の表の第 3 号の下欄の規定の適用を受ける設備であり、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める規模のものが該当すること。

ア 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 24 項に規定する資本金の額等が 5,000 万円超 1 億円以下である法人にあっては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円超である法人にあっては 2,000 万円とする。）以

上のもの

イ 情報サービス業及び離島振興法第 20 条に規定する総務省令第 1 条に掲げる事業一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上のもの

(3) 法第 72 条の 25、第 72 条の 26 及び第 72 条の 28 に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があること。

(4) 離島規則第 2 条に規定する課税免除基準に適合すること。

2 課税免除の期間、課税免除の申告、課税免除の手続き、実施調査、調査実施後の措置及び加算金の取扱いは、前記第 15 の 2、2～7 の取扱いに準じて処理すること。

第 15 の 5 産業立地条例による県 民税及び事業税の不均一課税の取扱 い

不均一課税は所得割又は収入割のみを対象として行うもので、付加価値割及び資本割については、不均一課税の対象とならないことに留意すること。

1 不均一課税の適用要件

産業立地条例による不均一課税の適用を受けるものは、次のすべてに該当しなければならないこと。

(1) 不均一課税の適用を受けようとする法人が、産業立地促進地域内において新設又は増設した事業用家屋（中古取得を含む。）であること。

また、産業立地促進地域とは、産業立地条例第 2 条の規定により知事が指定した地域であることから、不均一課税の対象となる事業用家屋は、当該指定の日以後に新設又は増設に着手したものに限られるものであること。

なお、産業立地促進地域となる具体的な地域は次のとおり。

ア 県営の工業団地等（南部産業団地、中部産業団地、東部産業団地、新潟東港工業地帯及び中条中核工業団地並びに新潟臨海鉄道太郎代駅跡地）

イ 市町村、市町村土地開発公社、土地区画整理組合等が開発した団地で、市町村長の申出に基づき、知事が指定する地域

(2) (1) の事業用家屋において、不均一課税の適用を受けようとする法人の事業が行われていること。

(3) 法人税法施行令第 13 条第 1 号及び第 2 号に規定される次の設備の取得価額の合計額が 1 億円を超えること。

ア 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物の附属する設備をいう。）

イ 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

(4) 新設又は増設した事業用家屋を事業の用に供したことに伴って増加する常用雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が 3 人以上となること。

なお、増加常用雇用者は県内に住所を有する者で、かつ、当該事業用家屋において業務に従事する者でなければならないものであり、県内の他の事務所等からの転入による者については、転入元の事務所等において、当該転入に応じて採用又は県外の他の事務所等からの配置転換等に該当する者が業務に従事することとなる場合に限ること。

(5) 新設又は増設した事業用家屋において行う事業が次に掲げる事業であること。

ア 農業（植物工場において、野菜、花き等の生産を行う事業に限る。）

イ 漁業（産業立地規則第 6 条の 2 第 2 項で定める水産動植物の養殖業で、平成 29 年 4 月 1 日以後に事業用家屋を新增設した場合に限る。）

ウ 製造業

エ 情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業及びデータセンターにおいて、自己のサーバー類の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業に限る。）

オ 運輸業（道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業に限る。）

カ 卸売業

キ 情報通信技術利用業

(6) 法第 72 条の 25、第 72 条の 26 及び第 72 条の 28 に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があること。

(7) 産業立地規則第 3 条に規定する基準に適合すること。

2 不均一課税の期間

不均一課税は、事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内(増加常用雇用者が10人以上となる場合は6年以内)に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額に対して課する事業税について適用されるものであること。

3 不均一課税の申告及び不均一課税の手続きは、前記第15の2、3及び4の取扱いに準じて処理すること。

不均一課税の申告をする場合は、産業立地規則第4号様式による申告書及び付表とあわせ、次の書類の提出が必要であること。

- (1) 新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の内訳(別記様式14の3)
- (2) 増加雇用者が3人以上であることを証する書類(住民票の写し、雇用者被保険者通知書の写し、賃金台帳の写し等)

なお、構築物のみを取得し不動産の取得がない場合は、事業税を所管する県税部が地区及び業種等を産業立地課に照会するが、事業計画書(産業立地規則第2号様式)の8雇用計画(1)の表中D欄に記入がある場合は、別記様式14の1の2により雇用者の要件の照会を併せて行うこと。

また、取得価額要件等の判定については、不均一課税の要件適合判定書(別記様式14の2の2)により決裁を受けること。

4 不均一課税申告書の精査・検算

(1) 課税標準

不均一課税の対象となる課税標準は、新潟県分の所得金額又は収入金額の総額を付表法人事業税の課税標準の分割に関する明細書(以下「分割明細書」という。)により分割したそれぞれの課税標準額となっていること。

(2) 分割明細書

不均一課税の適用にあたり、適用部分とそれ以外の部分がある法人については、産業立地規則第6条の規定により新潟県分の課税標準を分割して、不均一課税が適用される課税標準額を算出しなければならないこと。

この課税標準額の分割は、法第72条の48の規定に準じて行われるものであるが、従業者の数の算定については、原則として、新設又は増設された事業用家屋ごとに算定されるものであること。

ただし、当該事業用家屋が過疎条例等若しくは産業拠点強化条例の課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例の不均一課税の対象設備である場合又は当該事業用家屋内の設備が過疎条例等若しくは産業拠点強化条例の課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例の不均一課税の対象設備である場合における当該設備に係る従業者の数は、前記第15の2に基づいて算定されるものであるから、当該事業用家屋のうち過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税の対象設備以外の部分を1単位として従業者の数を算定するものであること。

したがって、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が事業税の課税標準を分割するために用いる分割基準とは異なる場合があるので留意すること。

(3) 予定申告

不均一課税が適用される事業年度のうち第2事業年度以降の予定申告における前事業年度の所得割額は、不均一課税適用後(当該前事業年度に課税免除の適用がある場合には、不均一課税及び課税免除適用後)の額となるものであること。

(4) 固定資産の価額

ア 不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法における固定資産の価額は、省令第6条の2の2第4項に規定する固定資産の価額であること。

イ 主たる事業が電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)及びガス供給業(以下第15の5において「電気供給業等」という。)である法人が所得課税事業を併せて行っている場合の固定資産の価額は、電気供給業

等に係る固定資産の価額と所得課税事業に係る固定資産の価額とに区分して算定されるものであること。

なお、明確に区分できないものがある場合は、所得金額の区分計算において減価償却費を含む共通損益が売上総利益（売上高－売上原価）の比であん分配賦されていることから、売上総利益の比によってあん分するものであること。

ただし、事業用家屋に係る固定資産の価額が区分できない場合には、例えば床面積の割合等の最も妥当と認められる方法によってあん分すること。

ウ 事業用家屋に係る固定資産には、事業用家屋の取得に伴い新たに取得した事業用地（産業立地地域の指定の日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して2年以内に当該事業用家屋の新設又は増設があった場合における当該事業用地に限る。）である土地も含まれるものであり、原則として不動産取得税において不均一課税の適用を受けた当該土地（課税免除の適用を受けた土地が含まれている場合にあっては当該課税免除の適用を受けた土地を含む。）が含まれること。

5 実地調査、調査実施後の措置及び加算金の取扱いについては、次に掲げる事項に留意するほか前記15の2、5～7の取扱いに準じて処理すること。

(1) 本条例による不均一課税と過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税が同時に適用される事業年度において、過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例による不均一課税の申告をしなかった場合にあっては、当該課税免除又は不均一課税の対象となる部分以外の部分に限って、本条例による不均一課税が適用されるものであること。

(2) 不均一課税が適用される事業年度において、当該事業用家屋が過疎条例等若しくは産業拠点強化条例の課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例の不均一課税の

適用を受ける設備である場合又は当該事業用家屋内の設備が過疎条例等若しくは産業拠点強化条例の課税免除又は産業拠点強化条例若しくは牽引条例の不均一課税の適用を受ける設備である場合における従業者の数の算定にあっては、当該課税免除又は不均一課税の対象となる従業者は本条例による不均一課税の対象となる従業者には該当しないものであること。

(3) 不均一課税は、事業用家屋に対する所得割について適用されるものであるから、過疎条例等の課税免除と異なり、設備のみを新増設した場合は不均一課税はないものであること。

なお、不均一課税の対象となる事業用家屋は、原則として産業立地条例により不動産取得税の課税免除の適用を受ける部分に限られるものであること。

6 法人県民税の不均一課税

法人県民税法人税割の超過課税の対象法人が、事業税の不均一課税の要件を満たす場合、超過課税分の税率が2分の1に軽減となる。不均一課税の手続は事業税に準ずること。

第15の6 産業拠点強化条例による県民税の不均一課税及び事業税の課税免除又は不均一課税の取扱い

課税免除又は不均一課税は、所得割又は収入割のみを対象として行うもので、付加価値割及び資本割については、課税免除又は不均一課税の対象とならないことに留意すること。

1 課税免除の適用要件

産業拠点強化条例による課税免除の適用を受けるものは、次のすべてに該当しなければならないこと。

(1) 地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けている者であって、同条第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を

行うものであること。

- (2) 地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号）の規定により、地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租特法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者にあつては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設又は増設すること。
- (3) 特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設又は増設するものであること。
- (4) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の申告書の提出があること。

2 不均一課税の適用要件

産業拠点強化条例による不均一課税の適用を受けるものは、次のすべてに該当しなければならないこと。

- (1) 特定業務施設整備計画の認定を受けている者であつて、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するものとして産業拠点強化規則第1条の2第1項に規定する基準に適合するものを行うものであること。
- (2) 上記第15の6、1(2)から(4)に該当するものであること。

3 課税免除又は不均一課税の期間の取扱は、前記第15の2、2の取扱いに準じて処理すること。

4 課税免除又は不均一課税の申告

次に掲げる事項に留意するほか前記第15の2、3の取扱いに準じて処理すること。

課税免除又は不均一課税の申告をする場合は、産業拠点強化規則第2号様式による申告書及び付表とあわせ、新潟県内に有する事務

所又は事業所の従業者の内訳（別記様式14の3の2）の提出が必要であること。

5 課税免除又は不均一課税の手続き

次に掲げる課税免除又は不均一課税要件の適否の判定に留意するほか前記第15の2、4の取扱いに準じて処理すること。

(1) 計画の認定を受けていることの判定

特定業務施設整備計画の認定を受けた者のうち、課税免除又は不均一課税の要件に該当する見込みがあるものについては、産業立地課から税務課を経由して、計画の認定通知書の写しが各県税部へ送付されるので、計画の認定を受けているかの判定は当該資料によって行うこと。

(2) 県外から移転して整備するものに係るものであるかの判定

拡充型事業を行う場合は、県外から移転して整備するものに係るものであることを確認する必要があるため、別記様式14の1の3により税務課を経由して産業立地課へ照会し、当該照会に対する回答により判定すること。

(3) 取得価額要件等の判定

課税免除又は不均一課税対象期間の初事業年度分の課税免除又は不均一課税申告書の提出後、前記1又は2に定める課税免除又は不均一課税の適用要件に該当するか否かを調査し、別記様式14の2の3により要件判定を行い、決裁を受けること。

6 課税免除又は不均一課税申告書の精査・検算は、前記第15の5、4の取扱いに準じて処理すること。

7 実地調査、調査後の措置及び加算金の取扱いについては、前記第15の2、5～7の取扱いに準じて処理すること。

8 法人県民税の不均一課税

法人県民税法人税割の超過課税の対象法人が、事業税の課税免除又は不均一課税の要件を満たす場合、超過課税分の税率が2分の1に軽減となる。

不均一課税の手続は事業税に準ずること。

第 15 の 7 牽引条例による県民税及び事業税の不均一課税の取扱い

不均一課税は所得割又は収入割のみを対象として行うもので、付加価値割及び資本割については不均一課税の対象とならないことに留意すること。

1 不均一課税の適用要件

牽引条例による不均一課税の適用を受けるものは、次のすべてに該当しなければならないこと。

- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 13 条の規定に基づき、地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。
- (2) 承認地域経済牽引事業計画について、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けていること。
- (3) 同意基本計画の同意の日から令和 10 年 3 月 31 日までに承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第 2 条第 23 号に規定する減価償却資産を取得していること。（前記(2)の主務大臣の確認を受けた後の取得に限る。）
- (4) 法第 72 条の 25、第 72 条の 26 及び第 72 条の 28 に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があること。
- (5) 牽引規則第 2 条第 1 項に規定する不均一課税の基準に適合すること。
- (6) 牽引規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 不均一課税を受けようとする事業年度に係る県において課する事業税の課税標準額となる所得金額又は収入金額が、次の算式によって計算した額以上であること。

$$A / B \times C \times 1.05$$

算式の符号

A 減価償却資産を事業の用に供した日

の属する事業年度開始の日前 5 年以内に終了した各事業年度（以下「算定対象の各事業年度」という。）に係る所得金額（所得金額が零に満たない場合には、零）又は収入金額の合計額

B 算定対象の各事業年度において事業を行った月数の合計

C 不均一課税を受けようとする事業年度において事業（地域経済牽引事業を含むすべての事業）を行った月数

イ 算定対象の各事業年度において所得金額又は収入金額がないこと。

ウ 牽引規則第 2 条 2 項第 2 号アの算式によることが適当でないとして知事が定める場合とは、不均一課税を受けようとする法人の算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日の 5 年前の日前である場合であり、その場合は不均一課税を受けようとする事業年度に係る県において課する事業税の課税標準額となる所得金額又は収入金額が、次の算式によって計算した額以上であること。

$$(A - (D / E \times F)) / (B - F) \times C \times 1.05$$

算式の符号

A 算定対象の各事業年度に係る所得金額（所得金額が零に満たない場合には、零）又は収入金額の合計額

B 算定対象の各事業年度において事業を行った月数の合計

C 不均一課税を受けようとする事業年度において事業（地域経済牽引事業を含むすべての事業）を行った月数

D 算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度に係る所得金額（所得金額が零に満たない場合には、零）又は収入金額

E 算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度において事業を行った月数

F 算定対象の各事業年度のうち最も古

い事業年度の開始の日から減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日の5年前の日の前日までの月数

2 修正申告又は更正による所得金額又は収入金額の増減に伴う適用要件の再判定

前記1(6)における不均一課税の適用要件については、不均一課税適用事業年度又は算定対象の各事業年度において、修正申告又は更正により所得金額又は収入金額が増減する場合には、要件の適否が変わる場合があるため、不均一課税適用対象である法人について、不均一課税適用事業年度又は算定対象の各事業年度において、修正申告又は更正を行った場合には、再度計算し、判定する必要があること。

その結果、不均一課税適用対象である法人が不均一課税適用対象外になる場合には、当該法人に連絡のうえ修正申告の勧奨を行い、当該連絡の日から1月以内に申告を行わせること。1月を経過してもなお修正申告書の提出がない場合は、速やかに更正処理を行うこと。

3 不均一課税の期間の取扱い

不均一課税の期間の取扱いは前記第15の2、2の取扱いに準じて処理すること。

4 不均一課税の申告

(1) 不均一課税申告

不均一課税を受けようとする法人は法第72条の25から第72条の28又は第72条の31の規定により事業税の申告をする場合は、当該申告書とあわせ、次の書類を提出しなければならないこと。

ア 法人県民税・事業税不均一課税申告書(牽引規則第1号様式)、付表法人事業税の課税標準の分割に関する明細書及び新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の内訳(別記様式14の3の3)

提出部数2部

イ 添付書類 提出部数1部

添付書類の提出は、原則として、適用初年度分の申告を行う場合に限り提出するものであるが、欠損等で適用初年度に

おいて提出のなかったときは、2年度分以後の申告時において、添付させること。

(ア) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業計画の承認を受けたことを証する書類及び承認申請書の写し

(イ) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく確認書の写し

(ウ) 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得したことを明らかにする書類

(エ) 施設の位置図及び平面図並びに設備の配置図

また、産業立地課から税務課を経由して第2章第4節第8、3(1)イに定める別記様式1の事前相談カードの送付があった場合については、各県税部において一覧表などによって管理し、法人県民税・事業税不均一課税申告書が後記(2)に定める申告期限内に提出されるよう留意すること。期限内に提出がなかった場合については、税務課へ連絡すること。

(2) 申告期限

不均一課税は次の期限までに不均一課税申告書が提出されない場合には認められないこと。

ア 予定(中間)申告に係るもの 当該予定(中間)申告書の申告納付期限

イ 確定申告に係るもの 当該確定申告書の申告納付期限

ウ 修正申告に係るもの 当該修正申告書の申告納付期限(修正申告に係る不均一課税にあつては、当該事業年度に係る確定申告時に不均一課税の要件を満たしているにも関わらず不均一課税申告書を提出していない場合は、修正申告による増差額を限度として不均一課税を行うこと。)

エ 減額更正に係るもの 当該減額更正の通知があった日から1月以内（算定対象の各事業年度において減額更正により所得金額又は収入金額が減少することにより、前記1(6)の要件を満たす場合等。）

5 不均一課税の手続き

(1) 不動産取得税を所管する地域振興局からの通知

不動産取得税について課税免除を受けようとする法人については、課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告期限までに不動産取得税課税免除申請書（牽引規則第4号様式）を提出することとなっていることから、不動産取得税を所管する地域振興局は法人事業税を所管する地域振興局に対し、不動産取得税課税免除申請書が提出された旨を通知することとなっているので、当該通知を受けた地域振興局は、不均一課税申告書の提出漏れの防止や、要件判定のための情報共有をすること。

(2) 不均一課税要件の適否の判定

ア 不均一課税基準の判定

不動産取得税の課税免除申請があった場合には、前記(1)の通知に課税免除・不均一課税基準に適合する旨の産業立地課の回答の写しが添付されるので、不均一課税基準の判定は当該添付資料によって行うこと。

なお、不動産の取得がない場合は不均一課税基準の判定については別記様式14の1の4により、税務課を経由して産業立地課に照会し、当該照会に対する回答により判定すること。

イ 対象法人の判定

牽引規則第2条第2項に規定する対象法人の判定については、当該法人に対し、要件確認シート（別記様式第14の1の5）を申告期限前に送付し、対象法人の判定基準について事前に説明しておくこと。

また、要件確認シートについては、不

均一課税対象期間の初事業年度だけでなく、第2事業年度及び第3事業年度についても送付すること。

ウ 取得要件等の判定

不均一課税対象期間の初事業年度分の不均一課税申告書には、前記4(1)イに定める書類が添付されるので、当該添付書類によって当該法人が前記1に定める不均一課税の適用要件に該当するか否かを調査し、不均一課税及び課税免除の要件適合判定書（別記様式14の2の4）によって決裁を受けること。

エ 第2事業年度及び第3事業年度

不均一課税対象期間の第2事業年度及び第3事業年度については、初事業年度に不均一課税申告が行われなかった等のため不均一課税要件の判定を行っていない場合にあっては、要件の該否の判定が必要であること。

また、前記1(6)に定める要件については、第2事業年度及び第3事業年度においても判定を行う必要があるものであること。

(3) 不均一課税の決定及び税務課への報告の取扱いは、前記第15の2、4(4)、(5)の取扱いに準じて処理すること。

6 不均一課税申告書の精査・検算

(1) 課税標準、分割明細書及び予定申告の取扱いは、前記第15の5、4の取扱いに準じて処理すること。

(2) 固定資産の価額

不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法における固定資産の価額は省令第6条の2の2第4項に規定する固定資産の価額であること。

7 実地調査、調査実施後の措置及び加算金の取扱いについては、次に掲げる事項に留意するほか前記第15の2、5～7の取扱いに準じて処理すること。

本条例による不均一課税と過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例による不均一課税が同時に適

用される事業年度においては、過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例による不均一課税の対象となる部分以外の部分に限って、本条例による不均一課税が適用されるものであること。

- 8 法人県民税の不均一課税の取扱いについては、前記第 15 の 5、6 の取扱いに準じて処理すること。

第 16 法人県民税の減免の取扱い

1 公益社団法人等に係る減免

条例第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に基づく公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下本節において同じ。）に限る。）又は一般財団法人（非営利型法人に限る。）の減免は次によること。

(1) 減免基準

ア 減免要件

減免は、次の要件のすべてに該当する法人について行うものであること。

- (ア) 収益事業を行っていないこと。
- (イ) 主たる事業目的が、次のいずれかに該当し、かつ、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。
 - a 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 - b 文化及び芸術の振興を目的とする事業
 - c 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

- d 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- e 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- f 公衆衛生の向上を目的とする事業
- g 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- h 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- i 教育、スポーツ等を通じて国民等の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性のかん養することを目的とする事業
- j 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- k 事故又は災害の防止を目的とする事業
- l 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- m 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- n 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- o 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- p 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- q 国土等の利用、整備又は保全を目的とする事業
- r 国政等の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- s 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- t 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活等の安定向上を目的とする事業
- u 国民生活等に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的と

する事業

- v 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

(ウ) 特定の業界の利益・発展又は親睦等を目的とするものでないこと。

(エ) 申告書の提出が4月30日までに行われていること。

(オ) 減免申請書を納期限前7日までに提出していること。

イ 要件判定

(ア) 減免要件のうち、上記ア(ア)の収益事業の取扱いと、一般社団法人又は一般財団法人が非営利型法人に該当するかどうかについては、税務官署の取扱いに準拠するものであること。

具体的には、税務官署に国税の申告書の提出を要しない団体として、申告書が提出されていないことをいうものであり、収益事業を行っていないこと又は非営利型法人に該当することの確認は税務官署の取扱いを確認してから行うこととし、原則として、地域振興局で収益事業の該否又は非営利型法人の該否の判断は行わないこと。

なお、税務官署において収益事業の該否又は非営利型法人の該否の確認ができない場合にあっては、当該法人が収益事業を行った場合又は非営利型法人に該当しなかった場合の法人税申告書の提出期限まで減免の決定の判断を保留し、当該期限までに法人税申告書の提出がなかったときは、収益事業を行っていない又は非営利型法人に該当するものとして取り扱って差し支えないものであること。

(イ) 減免要件のうち、上記ア(イ)に列举する事業に該当するか否か及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものか否かの判定は、下記(2)の書類により、特定の業界の利益・親睦等を目的とした法人以外のものは、これに該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

また、公益社団法人又は公益財団法人については、上記ア(イ)の要件は、県公益認定等審議会等によりその該当性が担保されているものであることから、これに該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、事業目的が、特定の業界の利益・親睦を目的としたものか否かの判定にあたっては、当該法人の目的、会員及び入会規則等を総合的に判断すること。

(ウ) 上記(イ)の判定において認定困難な場合

国、県、市町村（以下「国等」という。）の関与がある、次のいずれかに該当する場合は、特定の業界の利益・親睦等を目的としたものでないものとして取り扱って差し支えないこと。

a 資本金又は出資金のうち国等による拠出額が $1/2$ 以上ある場合

b 入金額のうち国等による補助金、交付金又は助成金（名称の如何を問わず返還を要しないもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下本節において「自治法」という。）第 199 条第 7 項において監査委員が監査することができるものに限り、運営費、事業費及び人件費補助の別を問わないこと。）が $1/2$ 以上ある場合

c 常駐職員のうち国等から派遣された職員がいる場合

(エ) 減免要件のうち、上記ア(ウ)について、減免申請書の提出が申告書の提出と同時に行われた場合において、申告書の提出が期限内であるものについては、期限内に提出があったものとして取り扱って差し支えないこと。

(2) 減免申請書に添付する書類

条例第 24 条第 2 項本文に定める減免を受けようとする事由を証明する書類として、次の書類を徴すること。

ア 法人の登記事項証明書の写し

イ 定款の写し

ウ 貸借対照表及び損益計算書の写し

エ 事業報告の写し

オ 公益社団法人又は公益財団法人にあっては、公益認定を受けたことを証する認定書の写し

カ 特例民法法人（条例附則第 16 条の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされるものをいう。以下本節において同じ。）のうち、公益社団法人又は公益財団法人に移行した法人にあっては、公益認定を受けたことを証する認定書の写し

キ 特例民法法人のうち、一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人にあっては、行政庁の認可を受けたことを証する認可書の写し

ク その他要件判定に必要な書類

(3) 実施方法及び減免取扱基準の周知

ア 申告しようよう

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び特例民法法人のすべてを課税対象として申告のしようを行い、これらのうち、減免相当と考えられるもの及び減免か否か不明なものについて減免取扱基準の周知を図ること。

イ みなす減免申請の取扱い

減免を承認した法人については、翌年度以降については減免申請があったものとみなして処理して差し支えないこと。

(4) 経過措置等

ア 特例民法法人の取扱い

特例民法法人については、条例附則第 16 条の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされることから、公益社団法人又は公益財団法人として取扱いを行うこと。

この場合、上記(2)の減免申請書に添付する書類のうちオは不要であること。

また、特例民法法人は県公益認定等審議会等による公益性の認定はなされていないものであることから、上記(1)ア(イ)の減免要件の判定が必要であること。

イ 平成 20 年 11 月 30 日現在において減免

済

の法人の取扱い

減免済の特例民法法人については、減免処理した当時と事業目的、事業内容等に変更がなく、現行の減免要件においても合致するものについては、引き続き減免の取扱いを継続して差し支えないものとする。

この場合、公益社団法人等への移行に伴う「法人設立・異動届出書」の提出等の際に、併せて上記(2)の書類を提出させ、減免要件の確認を行うこと。

ウ 特例民法法人について、平成20年12月1日以降減免処理した後に、当該法人が公益社団法人等に移行した場合についても、上記イと同様の取扱いを行って差し支えないこと。

2 地縁団体に係る減免

条例第24条第1項第3号に基づく自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体の減免は次によること。

(1) 地縁団体の把握

次の方法により認可告示（代表者の変更等の場合の変更告示を含む。）を入手すること。

ア 市町村の協力が得られる場合

市町村地縁団体所管課又は税務主管課を通じ、認可の告示（写）の送付時期等について次の依頼を行うこと。

(ア) 送付時期は、できる限り地縁団体の認可が行われた都度とすること。

(イ) (ア)により難しい場合にあっては4月1日から翌年3月31日に係るものを1～3回に分割（四半期～年一回単位）することとし、最終の送付が、概ね4月7日までに終わるよう依頼すること。

イ アの協力が得られない場合

自治法第260条の2第12項によって、告示事項に関する証明書の請求を行うこと。

(2) 減免要件

次の要件のすべてに該当する地縁団体について行うものであること。

ア 自治法第260条の2第1項の規定により、市町村長の認可を受けた地縁団体であること。

イ 収益事業を行っていないこと。

ウ 申告書の提出が4月30日までに終わっていること。

エ 減免申請書を納期限前7日までに提出していること。

なお、次の点に留意すること。

(ア) 減免申請書の提出が申告書の提出と

同時に行われた場合

当該提出が申告書の提出期限内であるものについては、期限内に提出があったものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) みなす減免申請の取扱い

減免を承認した地縁団体については、翌年度以降については減免申請があったものとみなして処理して差し支えないこと。

(3) 要件判定

減免要件に該当するか否かの具体的判定

については、次の事実をもって該当するものとして差し支えないこと。

ア 公共的活動を行っていること。

自治法第260条の2第1項の規定により、市町村長の認可を受けた地縁団体であること。

イ 担税力が脆弱であること。

決算書が提出されていること。

ウ 収益事業を行っていないこと。

税務官署の取扱いに準拠するものがあり、具体的には、税務官署に国税の申告書の提出を要しない団体として、申告書が提出されていないこと。

(4) 減免申請書に添付する書類

条例第24条第2項本文に定める減免を受けようとする事由を証明する書類として、次の書類を徴すること。

ア 自治法第260条の2第3項に定める規約（地域振興局において、既に(1)により申請地縁団体に係る告示を入手済みの場合は、これを省略して差し支えないこと。以下ウにおいて同じ。）

イ 均等割額の算定期間の直前の決算書

ウ 市町村長交付に係る自治法第260条の2第12項に定める証明書又は登記事項証明書

(5) 市町村との連携

地縁団体に係る課税の取扱いについては、法人市町村民税においても同様であることから、次の事項について、市町村（特にイの措置を規定している市町村）税務主管課と連絡を密にすること。

ア 地縁団体の把握（2(1)アによる協力を含む。）

イ 減免又は課税免除適用の有無

第17 休眠会社の整理に伴う法人の事務処理

1 会社法（平成17年法律第86号）では休眠会社のみなし解散の規定（会社法第472条）を設けていることから、法務局の「解散登記簿」を毎年一定の時期に閲覧を行い、解散法人の把握を行うこと。

2 会社法第472条第1項の規定により解散したものとみなされた場合の法人県民税及び

事業税の解散事業年度及び清算中の事業年度の事務処理は、法人税の処理に準じて取り扱うこと。

3 「休眠会社」とは、最後の登記後12年を経過した会社をいうものであること。

なお、会社の登記には、設立の登記、取締役監査役の選任、退任による変更登記及びその他の登記があるが、これらの登記が過去12年間なされていない場合が休眠会社になるものであること。

また、休眠会社に対しては、法務大臣が官報に2月内の期間内に事業を廃止していない旨を届出することを公告し、届出がない場合は届出期日を経過した日の翌日に解散したものとみなされるものであること。

第18 地方法人特別税の取扱い

地方法人特別税は、令和元年9月30日以前に開始する事業年度をもって廃止されたものであるが、同日以前に開始する事業年度の申告等については、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定により、地方法人特別税に関する規定はなおその効力を有することとされているため、以下により取り扱うこと。

1 地方法人特別税の性格

地方法人特別税は、国が法人に対して課するものであるが、地方税法等の一部を改正する等の法律第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「廃止前暫定措置法」という。）第7条の規定により、国税通則法（昭和37年法律第66号）の規定は適用されず、徴収法の規定の適用については、地方税とみなされるものであること。

2 納税義務者

地方法人特別税の納税義務者は事業を行うすべての法人であり、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等及び同条第5項に規定するみなし課税法人についても、廃止前暫定措置法第4条の規定により法人とみなされることから、納税義務者に含まれるものであること。

3 課税標準

地方法人特別税の課税標準は、法の規定によって計算した所得割額又は収入割額であるが、この場合の法の規定とは、第6条（公益等に因る課税免除及び不均一課税）、第7条（受益に因る不均一課税及び一部課税）、第72条の24の10（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付）、第72条の24の11（租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除）、第72条の49の4（法人事業税の減免）及び附則第9条の2の2（法人の事業税の特定寄附金税額控除）の規定は除かれることから、これらの規定の適用を受ける前の法人事業税額（所得割額又は収入割額）が課税標準となるものであること。

したがって、例えば、法人事業税について、過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例、牽引条例若しくは産業立地条例による不均一課税の適用がある場合は、これらの適用を受ける前の法人事業税額（所得割額又は収入割額）が課税標準となることに留意すること。

4 申告等

(1) 賦課徴収及び申告納付

地方法人特別税の賦課徴収は、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うものであること。

また、地方法人特別税の納税義務者は、法人事業税の申告及び納付の例により、法人事業税の申告及び納付と併せて、地方法人特別税を申告及び納付しなければならないものであること。

(2) 申告納付期限の延長

地方法人特別税の申告納付は、法人事業税の申告納付と併せて行うものであることから、既に法人事業税について申告納付期限の延長を受けている場合は、地方法人特別税についても同様に延長されるものであること。

また、平成20年10月1日以後開始事業年度において新規に法人事業税の申告納付期限の延長申請があった場合は、地方法

人特別税についても併せて処理するものであること。

法人事業税の申告納付期限の延長については前記「第3 申告納付期限の延長」により処理すること。

(3) みなす申告の取扱い

地方法人特別税のみなす申告税額は、次により算出すること。

ア 当該事業年度開始の日から、6月を経過した日の前日までに、前事業年度の地方法人特別税として確定した税額（所得割に係る地方法人特別税額及び収入割に係る地方法人特別税額の合算額）…A
イ 前事業年度の月数（暦に従い計算し1月に満たない端数は1月とする。）…B
特別税→特別税額A × 6/B

=みなす申告税額

5 加算金の取扱い

地方法人特別税の賦課徴収は、廃止前暫定措置法第10条の規定により、法人事業税の賦課徴収の例によることとされていることから、法人事業税において加算金（過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金）を徴収する場合は、地方法人特別税についても併せて徴収するものであること。

この場合、加算金の計算については、加算金対象の法人事業税額及び地方法人特別税額の合算額によって計算を行うこと。

また、法第72条の46第1項に規定する過少申告加算金の計算における対象不足税額等が50万円を超えるかどうか、あるいは同条第3項に規定する不申告加算金の計算における納付すべき税額が50万円を超えるかどうかの判定は、法人事業税額及び地方法人特別税額の合算額によって判定を行うものであること。

加算金の計算は、「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（別記様式16）」又は「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（外形標準課税対象法人）（別記様式17）」を用いて算出すること。

第 18 の 2 特別法人事業税の取扱い

1 特別法人事業税の性格

特別法人事業税は、国が法人に対して課するものであるが、賦課徴収については、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 4 号。以下、「特別法人事業税法」という。）第 8 条の規定に基づき、都道府県が法人事業税の賦課徴収の例により、法人税業税の賦課徴収と併せて行うものであること。

2 納税義務者

特別法人事業税の納税義務者は、事業を行うすべての法人であり、法第 72 条の 2 第 4 項に規定する人格のない社団等及び同条第 5 項に規定するみなし課税法人についても、特別法人事業税法第 3 条の規定により法人とみなされることから、納税義務者に含まれるものであること。

3 課税標準

特別法人事業税の課税標準は、法の規定によって計算した所得割額又は収入割額であるが、この場合の法の規定とは、第 6 条（公益等に因る課税免除及び不均一課税）、第 7 条（受益に因る不均一課税及び一部課税）、第 72 条の 24 の 10（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付）、第 72 条の 24 の 11（租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除）、第 72 条の 49 の 4（法人事業税の減免）及び附則第 9 条の 2 の 2（法人の事業税の特定寄附金税額控除）の規定は除かれることから、これらの規定の適用を受ける前の法人事業税額（所得割額又は収入割額）が課税標準となるものであること。

したがって、例えば、法人事業税について、過疎条例等若しくは産業拠点強化条例による課税免除又は産業拠点強化条例、牽引条例若しくは産業立地条例による不均一課税の適用がある場合は、これらの適用を受ける前の法人事業税額（所得割額又は収入割額）が課税標準となることに留意すること。

4 申告等

(1) 賦課徴収及び申告納付

特別法人事業税の賦課徴収は、法人事業税の賦課徴収の例により、法人事業税の賦課徴収と併せて行うものであること。

また、特別法人事業税の納税義務者は、法人事業税の申告及び納付の例により、法人事業税の申告及び納付と併せて、特別法人事業税を申告及び納付しなければならないものであること。

(2) 申告納付期限の延長

特別法人事業税の申告納付は、法人事業税の申告納付と併せて行うものであることから、既に法人事業税について申告納付期限の延長を受けている場合は、特別法人事業税についても同様に延長されるものであること。

また、令和元年 10 月 1 日以後開始事業年度において新規に法人事業税の申告納付期限の延長申請があった場合は、特別法人事業税についても併せて処理するものであること。

法人事業税の申告納付期限の延長については、前記「第 3 申告納付期限の延長」により処理すること。

(3) みなす申告の取扱い

特別法人事業税のみなす申告税額は、次により算出すること。

ア 当該事業年度開始の日から、6 月を経過した日の前日までに、前事業年度の特別法人事業税として確定した税額（所得割に係る特別法人事業税額及び収入割に係る特別法人事業税額の合計額）……

A

イ 前事業年度の月数（暦に従い計算し 1 月に満たない端数は 1 月とする。）…B

みなす申告税額＝A×6/B

5 加算金の取扱い

特別法人事業税の賦課徴収は、法人事業税の賦課徴収の例によることとされていることから、法人事業税において加算金（過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金）を徴収する場合は、特別法人事業税についても併せて徴収するものであること。

この場合、加算金の計算については、加算金対象の法人事業税額及び地方法人特別税額の合算額によって計算を行うこと。

また、法第 72 条の 46 第 1 項に規定する過少申告加算金の計算における対象不足税額等が

50万円を超えるかどうか、あるいは同条第3項に規定する不申告加算金の計算における納付すべき税額が50万円を超えるかどうか、あるいは同条第4項に規定する加算後累積納付税額が300万円を超えるかどうかの判定は法人事業税額及び特別法人事業税額の合計額によって判定を行うものであること。

加算金の計算は、「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（別記様式16）」、「法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（外形標準課税対象法人）（別記様式17）」又は「法人事業税・特別法人事業税加算金計算書（法第72条の2第1項第3号を併せて行う法人）（別記様式18）」を用いて算出すること。

第19 各種様式の作成要領

1 法第72条の24の5第3項の規定による承認申請書（規則第68号様式）

(1) この申請書は、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物のうち金属鉱物を掘採する場合において、鉱物の掘採事業と精錬事業に係る課税標準の算定をする場合、それぞれの付加価値額及び所得を区分計算できるとき、又は既に承認を受けた区分計算の方法を変更しようとするときの申請書として用いるものである。

(2) この申請書を提出させる場合は、(1)による区分計算の方式若しくは区分計算の方法を変更しようとする理由又は区分計算の方法等を記載した明細書を添付させること。

2 法第72条の24の5第3項の規定による承認（不承認）通知書（様式通達第55号様式）

(1) この通知書は、規則第68号様式による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業における付加価値額及び所得の区分計算の方法及び変更について、承認又は不承認の措置をする場合の通知書（決議書）として用いる。

(2) 前記(1)による承認又は不承認を決定する場合は、地方税法の施行に関する取扱通知（以下、「取扱通知」という。）第3章第1節4の8の2の取扱いの趣旨により決定し、通知すること。

3 法人県民税の分割課税標準額等の修正請求書（様式通達第56号様式）

この請求書は、法第58条第4項に係る法人県民税の課税標準となる法人税額について分割の修正を請求する場合の請求書として用いる。

4 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る更正・決定通知書（様式通達第60号様式、60号様式の2）

この通知書は、税務課県税集中管理室長がそれぞれの課税地を所管する局長に送付するので、下記事項に留意のうえ納税義務者又は関係機関に送付すること。

(1) 法人県民税、事業税・特別税のいずれか一方の税目又は加算金のみについて更正、決定する場合は、他の一方の税目又は加算金についての関係記載事項欄は大きく斜線でまっ消すること。

(2) 電算で印字された発付年月日に発送すること。

(3) 上記用納付書（省令第12号の2様式）

更正・決定が行われ、プレプリントされた納付書が局長に送付された場合は、更正・決定通知書とともに名宛人に送付すること。

5 電算の端末機から出力される帳票

端末機から出力された次の帳票は、下記事項に留意のうえ、納税義務者又は関係機関に送付すること。

(1) 法人県民税・法人事業税

特別法人事業税又は地方法人特別税のみなす申告に係るお知らせ（別記様式15）
オンライン入力都度出力されるので、電算で印字された発付年月日に発送すること。

(2) 法人県民税・法人事業税

特別法人事業税又は地方法人特別税の申告納付期限延長通知書（基本要綱第33号様式）

オンライン入力の都度出力されるので、文書番号を記入の上、電算で印字された発付年月日に発送すること。

- (3) 法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告納付期限延長についての通知書（様式通達第 61 号様式）

オンライン入力の都度出力されるので、文書番号を記入の上、電算で印字された発付年月日に発送すること。

- (4) 法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知について（基本要綱第 32 号様式、32 号様式の 2）

県内分割法人の申告について是認、更正又は決定の入力をしたときに（通常毎月）出力される。この通知は eLTAX を用いて関係都道府県へ発送されているため、所要の決議に使用する。

なお、外形標準課税対象法人の通知については、県民税及び所得割（国税準拠）の処理が終了した時期（付加価値割等は未調査となっている時期）での通知を基本とし、付加価値割等の調査後において、当初通知内容と異なる場合（更正となる場合）には、付加価値割等について更正を行った際に別途通知することが、各都道府県で統一されているので留意すること。

- (5) 法人税額等通知書（基本要綱第 35 号様式）

出力内容を確認のうえ、電算で印字された発付年月日に発送すること。

- 6 法人設立・異動（解散・合併・変更・閉鎖等）届出書（規則第 73 号様式）

この届出書は、法人の設立、解散及び合併並びに事務所等の変更又は閉鎖をした場合等に、その日から 10 日以内に局長に提出する場合の届出書として用いる。

- 6 の 2 グループ通算制度の承認等の届出書（規則第 74 号様式）

この届出書は、法人税法第 64 条の 9 第 2 項の規定によるグループ通算制度の承認（同条第 4 項、第 5 項、第 9 項、第 11 項又は第 12 項に規定するみなし承認を含む。）、第 64 条の 10 の規定により通算承認の効力を失っ

た場合及び同条第 1 項の規定によるグループ通算制度の取りやめの承認があった場合に、その日から 10 日以内に局長に提出する場合の届出書として用いる。

- 7 法人設立・異動（引継ぎ・終了・変更等）届出書（法人課税信託用）（規則第 75 号様式）

この届出書は、法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託について、契約の締結又は効力の発生、新たな受託者の就任、受託者の任務の終了、主宰受託者の変更、法人課税信託の終了又は残余財産の確定、届出事項の変更等があった場合に、その日から 10 日以内に局長に提出する場合の届出書として用いる。

- 8 法人税調査票（法人県民税・事業税の申告是認決議書）（基本要綱第 29 号様式）

この決議書は、法人税の確定処理（中間実績申告を含む。）についての調査書と県内分割法人、解散又は合併等の法人、農業協同組合等の法人及びその他の法人の申告是認、修正申告是認決議書に用い、更正決定等の場合はそのまま更正決定等の基礎資料として用いること。

- 9 新設法人調査書（基本要綱第 30 号様式）

この様式は、条例第 29 条第 1 項の規定による届出のない新設法人を発見した場合について、課税に必要な事項を調査の上作成し、電算に登録する場合に用いる。

- 10 解散等法人調査書（基本要綱第 31 号様式）

(1) この決議書は、法人の除却処理をしようとする場合に用いる。

(2) 「処理理由」欄は、当該箇所を○で囲むこと。

(3) 「調査先」欄は、何々法務局等と具体的な相手先を記載すること。

(4) 電話照会の「被調査者」欄は、調査した相手方の氏名を記載すること。

(5) 「未処理事業年度」欄は、除却時現在において未申告又は未確定事業年度を記載すること。

- (6) 処理区分の「電算処理状況」欄及び「法人索引簿処理状況」欄は、それぞれ処理した場合に担当者が認印すること。
- (7) 「他府県通知」欄は、県内分割法人に係る基本要綱第 34 号様式により他府県あて通知した場合にその通知年月日及び文書番号を記載すること。
- 11 法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（別記様式 16）
この計算書は、所得割のみを納付すべき法人でかつ法第 72 条の 39 の適用を受ける法人について、様式通達第 60 号様式又は第 60 号様式の 2 による加算金額の通知を行う場合に端末機から出力されるので、出力内容を確認すること。
- 12 法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書（外形標準課税対象法人）（別記様式 17）
この計算書は、外形標準課税対象法人について、様式通達第 60 号様式又は第 60 号様式の 2 による加算金額の通知を行う場合に端末機から出力されるので、出力内容を確認すること。
- 13 法人の解散等通知書（基本要綱第 34 号様式）
(1) この通知書は、法人を所管する地域振興局が除却処理をした県内分割法人について、分割事務処理上分割事業年度等を明確にするために作成し、関係都道府県に通知すること。
(2) 「税務官署の処理状況」欄の「処理年月日」は、解散等法人調査書（基本要綱第 31 号様式）の「決議年月日」を記載すること。
(3) 「備考」欄には、除却の理由、最終分割事業年度の状況、その分割事務上の連絡事項等を記載すること。
- 14 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書（過疎規則第 3 号様式の附表 1、離島規則第 3 号様式の附表 1）
この明細書は、法人が事業税の課税免除の適用を受けようとする場合に申告書に添付して用いる。
(1) 「総額①」欄は、本県分の総額を記載することとなっている。したがって、この数値は省令第 6 号様式、省令第 6 号様式（その 2）又は省令第 6 号様式（その 3）の申告書に記載されたものと一致すること。
- (2) 課税免除の適用部分
過疎条例第 2 条等の規定による奨励措置の適用を受ける区分ごとに「第 1 次、第 2 次」又は「〇〇工場、〇〇工場」等と記載されるものであること。
- (3) その他の部分
課税免除の適用以外の部分の数値が記載されるものであること。
- (4) 合計
⑤及び⑥の合計額記載されるが、課税標準については端数計算により、必ずしも①とは符号しないものであること。
- 15 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書（産業立地規則第 4 号様式の附表）
この明細書は、法人が産業立地条例の規定による不均一課税の適用を受けようとする場合に申告書に添付して用いる。
(1) ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、省令第 6 号様式の「所得割」欄（28 欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38 欄を除く。）、省令第 6 号様式（その 2）の「所得割」欄（28 欄、40 欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38 欄、46 欄を除く。）又は省令第 6 号様式（その 3）の「所得割」欄（28 欄、40 欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38 欄、46 欄、52 欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
(2) ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記載すること。
(3) 「固定資産の価額又は従業者数」の欄は、その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記載すること。この場合において、「固定資産の価額」又は「従業者の数」の意義は、省令第 6 条の 2 の 2 に定めるところによる。

また、②欄の「固定資産の価額又は従業者数」欄は過疎規則第3号様式の付表1⑤の固定資産の価額又は従業者数、離島規則第3号様式の付表1⑤の固定資産の価額又は従業者数、拠点強化規則第1号様式の付表「小計」欄の固定資産の価額又は従業者数又は牽引規則第1号様式の付表⑦の固定資産の価額又は従業者数を記載するものであること。

- (4) ②及び③欄の課税標準は、①の課税標準を、「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってそれぞれ按分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てること。
- (5) 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- (6) 電気供給業又はガス供給業と電気供給業又はガス供給業以外の事業を併せ行う法人については、電気供給業又はガス供給業に係る部分と電気供給業又はガス供給業以外の事業に係る部分とを別葉に記載すること。

16 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書（産業拠点強化条例第1号様式の付表）

この明細書は、法人が産業拠点強化条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする場合に申告書に添付して用いる。

- (1) ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、省令第6号様式の「所得割」欄（28欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38欄を除く。）、省令第6号様式（その2）の「所得割」欄（28欄、40欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38欄、46欄を除く。）又は省令第6号様式（その3）の「所得割」欄（28欄、40欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38欄、46欄、52欄を除く。）の「課

税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

- (2) ②及び③欄には、課税免除又は不均一課税の適用を受ける特別償却設備の名称を記載すること。
- (3) 「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」の欄は、その行う事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額を記入し、鉄道事業又は軌道事業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する軌道の延長キロメートル数を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の数を記載すること。この場合において、「固定資産の価額」、「軌道の延長キロメートル数」又は「従業者の数」の意義は、省令第6条の2の2に定めるところによる。

- (4) ②、③及び⑤の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって按分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てること。

- (5) 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

17 法人事業税の課税標準の分割に関する明細書（牽引条例第1号様式の付表）

この明細書は、法人が牽引条例の規定による不均一課税の適用を受けようとする場合に申告書に添付して用いる。

- (1) ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、省令第6号様式の「所得割」欄（28欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38欄を除く。）、省令第6号様式（その2）の「所得割」欄（28欄、40欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38欄、46欄を除く。）又は省令第6号様式（その3）の「所得割」

欄（28 欄、40 欄を除く。）若しくは「収入割」欄（38 欄、46 欄、52 欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。

- (2) ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称を記載すること。

- (3) 「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」の欄は、その行う事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額を記入し、鉄道事業又は軌道事業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する軌道の延長キロメートル数を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の数を記載すること。この場合において、「固定資産の価額」、「軌道の延長キロメートル数」又は「従業者の数」の意義は、省令第6条の2の2に定めるところによる。

また、②欄の「固定資産の価額、軌道の延長又は従業者数」欄は過疎規則第3号様式の付表1⑤の固定資産の価額又は従業者数、離島規則第3号様式の付表1⑤の固定資産の価額又は従業者数又は拠点強化規則第1号様式の付表「小計」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数を記載すること。

- (4) ②及び③の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、それぞれ「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって按分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てること。
- (5) 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

18 税務課で出力する帳票（納税義務者又は関係機関への通知を要さないもの）で決議、調査等に使用する帳票は次のとおりである。

- (1) 是認一覧表（自動是認）

法人名簿・申告決議データによる調査の結果、是認されるものについて、毎月出力されるので、所定の決議に使用する。

- (2) 更正決定調査（兼是認）票

法人名簿・申告決議データによる調査の結果、是認できないものについて、毎月出力されるので、必要な調査を行う際の資料として使用する。

- (3) 未処理事業年度調査票

是認、更正、決定、除却等の処理が必要とされるものについて、一定条件で出力される（毎年9月）ので、必要な調査等を行うための基礎資料として使用する。

- (4) 未処理事業年度調査一覧表

(3)を一覧表で出力したものであり、進行管理に使用する。

- (5) 法人二税 自主調査法人管理台帳

自主調査法人（県内法人）ごとに出力される（毎年6月）ので、申告・調査の進行管理に使用する。

- (6) 法人二税 課税・不均一法人管理台帳

課税免除法人又は不均一課税法人ごとに出力される（毎年6月）ので、申告・調査の進行管理に使用する。

- (7) 法人二税 控除法人一覧

仮装経理又は租税条約による減額更正により、還付すべき額を留保した法人ごとに出力される（毎月6月）ので、当該留保額の控除等の管理資料として使用する。

- (8) 法人二税 資本金1億以上法人一覧

分割基準等の調査対象の検討資料として出力する（毎年6月）。

19 電算端末出力帳票（納税義務者又は関係機関への通知を要さないもの）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税に係る更正・決定等決議書

更正、決定及び加算金決定のオンライン入力を行った都度出力（随時）されるので、所

定の決議に使用する。

別記様式 1 （削除）

別記様式 2 (第 10、5、(1))

決	部 長	副部長	課税課長 (直税第 1 課長)	収税課長	課長代理	課 員
議						

徴 収 猶 予 調 査 書 (外形標準課税対象法人用)

調査年月日		・ ・		調査者職氏名			
申 請 者	管 理 番 号				法 源 番 号		
	主たる事務所 所 在 地						
	法 人 名 称	(TEL - -)					
	事 業 種 目						
	資 本 金 の 額				資本金等の額		
	事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで					
申 告 等 の 額	区 分	課税標準額	税 額		申告納付期限		
	付 加 価 値 額				・ ・		
	資本金等の額				申告 (申請) 日		
	合計事業税額				・ ・		
調 査 内 容	下記により徴収猶予を承認する。(承認しない。)						
	1 今後経営改善が見込まれる 3 年以上連続して所得のない法人						
	(1) 会社更生法などの法に定める手続きを行っているか。 (2) 申告納付期限内に納付することが困難か。 (3) 県内に事務所又は事業所が存在するか。 (4) 他の県税に未納があるか。 (5) 担保の提供 別紙「担保の提供書」のとおり						
調 査 内 容	2 創業 5 年以内の所得のない法人						
	(1) 著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っているか。 (2) 申告納付期限内に納付することが困難か。 (3) 県内に事務所又は事業所が存在するか。 (4) 他の県税に未納があるか。 (5) 担保の提供 別紙「担保の提供書」のとおり						

別記様式 2 の 2 (第 10 の 2、5、(1))

決	部 長	副部長	課税課長 (直税第 1 課長)	収税課長	課長代理	課 員
議						

徴 収 猶 予 調 査 書 (租税条約対象法人用)

調査年月日		・		調査者職氏名				
申 請 者	管 理 番 号				法 源 番 号			
	主たる事務所所在地							
	法 人 名 称		(TEL - -)					
	事 業 種 目							
	資 本 金 の 額				資本金等の額			
納 付 す べ き 税 額	事 業 年 度	納期限	法人県民税		法人事業税・特別法人事業税			
			法人税割額	延滞金額	所 得 割 額 ・ 特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
上 記 の う ち 猶 予 を 受 け よ う と す る 額	事 業 年 度	納期限	法人県民税		法人事業税・特別法人事業税			
			法人税割額	延滞金額	所 得 割 額 ・ 特別法人事業税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
				法律による金額				法律による金額
調 査 内 容	下記により徴収猶予を承認する。(承認しない。)							
	(1) 租税条約の規定に基づき国税庁長官又は条約相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをしているか。							
	(2) 県内に事務所又は事業所が存在するか。							
	(3) 他の県税に未納があるか。							
	(4) 担保の提供 別紙「担保の提供書」のとおり							

別記様式3 (第11、4、(2)、イ)

決 議	部 長	副部長	課 長	課長代理	課 員

県外分割法人等調査書

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

調査年月日	・	・	客体把握の方法	該当するものを○で囲むこと。
調査員職氏名			・ 電話	・ 市町村法人課税台帳
			・ その他 (	)

事務所等又は寮等の判定内容

調 査 項 目	確 認 内 容
法 人 名	
主たる事務所又は事業所の所在地	〒 (TEL - -)
把握した客体の名称 (事務所等又は寮等の名称)	
把握した客体の所在地 (事務所等又は寮等の所在地)	〒 (TEL - -)

事務所等の判定結果		該 当 ・ 非 該 当	
調査項目	結果		
人的設備	有 無	従業員数()人、給与支払者(自社・その他)、指揮監督権(自社・その他) ＜確認先（者）及び内容＞	
物的設備	有 無	土地・建物等の所有形態(	

寮等の判定結果		該 当 ・ 非 該 当			
調査項目	結果				
その他参考事項		設置年月日	・ ・		
		事業年度	・ ・ ・ ・		

別記様式 3 の 1 の 2 (第 11、4、(4)、エ及びオ)

第 号
年 月 日

新潟地域振興局県税部長 様

地域振興局県税部長

未届け県外分割法人等について (協議)

下記の法人について、当県税部において法人設立・異動届出書の提出をしようようしましたが、提出に応じないため、県税事務処理要綱第 11、4 (4) の規定により協議します。

記

- 1 法人名
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
- 3 当県税部による判定結果
- 4 協議内容

〈添付書類〉 県外分割法人等調査書 一式

別記様式 3 の 2 (第 11、4、(4)、オ)

第 号
年 月 日

(都道府県) 長 様

地 域 振 興 局 長 (印)

法人の事業年度等について (照会)

貴都道府県内に主たる事務所等を有する別紙一覧表の法人について、地方税法第 20 条の 11 に基づき、その事業年度及び資本金等の額を回答くださるようお願いします。

(別記様式 3 の 2 別紙)

第 年 月 日 号

地 域 振 興 局 長 行

(都道府県) 長 印

法人の事業年度等について (回答)

年 月 日付け 第 号で照会の下記法人の事業年度及び資本金等の額について、次のとおり回答します。

法 人 番 号		事 業 年 度	資本金等の額 ※	備 考
法 人 名	主たる事務所所在地			

※ 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載してください。

年 月 日

様

地 域 振 興 局 長 印

法人県民税の申告等に係るお知らせ

さきにお願ひしました設立届けについて、ご提出いただけませんでしたが、調査した結果、貴社が新潟県内に、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有することが確認されました。

つきましては、地方税法第 24 条第 1 項第 4 号に規定する新潟県内に寮等を有する法人で事務所等を有しないものに該当し、同法第 53 条第 1 項の法人県民税（均等割）の申告納付義務がありますのでお知らせします。

名称(法人名)		
主たる事務所等の所在地	新潟県内の寮等の所在地	
事業年度	資本金等の額※	

※ 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載してください。

年 月 日

税 務 課 長 様

地 域 振 興 局 長

県 外 分 割 法 人 等 実 態 調 査 結 果 報 告 書

年 月 末日現在の状況について、下記のとおり報告します。

1 未届け県外分割法人等調査状況

	今 月 報 告 分	今 年 度 累 計
調 査 対 象 法 人 数		()
電 話 帳 に よ る 捕 捉		
他の方法① ()		
他の方法② ()		
他の方法③ ()		
調 査 結 果		
調 査 中		
設 立 届 提 出 済		
設 立 届 し ょ う よ う 中		
事務所等及び寮等に該当せず		

注 1 調査対象法人数は、法人登録されていない法人数。

調査対象法人数の今年度累計には、前年度から引き継いだ法人数を加えて記載し、当該引き継いだ法人数は () 内書きで記載すること。

2 「調査中」及び「しょうよう中」欄においては、年度内で処理できなかった法人数については、翌年度に引き継ぐこと。

2 分割基準の調査状況

	今 月 報 告 分	今 年 度 累 計
調 査 対 象 法 人 数		
調 査 結 果		
調 査 中		
申 告 ど お り		
税 額 に 変 更 が あ る も の		

3 調査結果 (当月において届出があった法人名又は税額に変更があったもの)

法 人 名	事 業 年 度	税 額 変 更 額			備 考 (申告区分)
		事業税	特別税	県民税	
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				

注 1 分割基準の変更により税額に変更があるものについては、備考欄に修正、更正の別を記載すること。

2 未届け県外分割法人等の設立届があった場合は、法人名だけ記載すること。

別紙 1

3 調査結果（当月において届出があった法人名又は税額に変更があったもの）

[illegible]

別紙 2

調査中又は届しょうよう中の法人

年 月 末現在

[illegible]

県外分割法人等非該当者一覧

(年度分)

No	整理番号				法人名	主たる事務所又は 事業所の所在地	把握した客体の名称	把握した客体の所在地	判定結果		備 考
	調査先								事務所等	寮 等	
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		
									人的 物的 継続		

摘要1 「整理番号」欄は、県外分割法人等調査書に記載した整理番号の下4桁（年度を除いたもの）を記載すること。

2 判定結果のうち「事務所等」欄は、事務所等に該当しなかった要因を○で囲むこと。

3 判定結果のうち「寮等」欄は、寮等に該当しないと判定した根拠等を簡潔に記載すること。

別記様式 6（第 12、2、(1)）

第 号

年 月 日

新潟県知事様

税 務 署 長

法人税の更正又は決定に係る所得金額等の通知書

区分	年月日	部 長	副部長	課 長	課長代理	課 員	担 当 者
発議	・ ・						
決議	・ ・						

法人県民税
の申告是認決議書（義務的修正申告用）
法人事業税

月分処理を、下記のとおり通知します。

㊦ 印の法人については、申告と符号しますので是認処理してよいでしょうか。

記																		
法人名 (1)	納税地 (2)	事業年度 (3)	処理区分 (4)	左 の 年月日 修正申告 書提出年 月 日 (5)	所得金額		法人税額		加算税		摘 要	地域振興局処理欄						
					金 額 (6)	加減額 (7)	税 額 (8)	加減額 (9)	種 類 (10)	加算税の対 象となった 所得金額		法人番号	本税（所得割）			加算金		市町村へ の 通 知 年 月 日
													修 更 決 の別	左の年月日	処理番号	種 類	決定年月日	処理番号
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	
		・ ・ ・ ・	是 更・決	・ ・ ()		加 減	()	加 減	過・重	過 重	① ② ③ ④ 重加算税対象法人税額		修 更・決	・ ・		過 不・重	・ ・	

別記様式6 記載要領

法人税の更正又は決定に係る所得金額等通知書の記載要領

- 1 この通知書は、法人税の更正、決定又は修正勧奨による修正申告書の所得金額等について記載してください。
この場合、欠損金額の修正・更正があった場合及び各種加算税のみについて決定のあった場合についても併せて記載してください。
- 2 (4)の「処理区分」の欄は、該当のものを○で囲んでください。
- 3 (5)の「左の年月日」の欄は、更正・決定にあつては当該更正・決定の通知年月日を、修正申告書是認にあつては是認処理年月日及び同下欄()内に修正申告書提出年月日をそれぞれ記載してください。
- 4 所得金額(6)の欄は、法人税の申告書別表4の(48)欄の金額又はこれに対応する金額を記載してください。
- 5 所得金額(7)の(加)の欄は、次の金額の合計額を記載してください。
 - (1) 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額
 - (2) 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額
 - (3) 損金の額に算入した外国法人税の額
 - (4) 益金の額に算入した中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額
 - (5) 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額
- 6 所得金額(7)の(減)の欄は、次の金額の合計額を記載してください。
 - (1) 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額
 - (2) 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額
 - (3) 外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額
 - (4) 特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額
 - (5) 特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額
 - (6) 非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額
- 7 法人税額(8)の欄は、法人税の申告書別表1(1)の(10)欄の金額又はこれに対応する金額を記載し、()内には同表の(7)及び(9)欄の合計額又はこれに対応する金額を記載してください。
- 8 法人税額(9)の(加)の欄は、次の金額の合計額を記載してください。
 - (1) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除額
 - (2) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (3) 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額
 - (5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額
 - (6) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除額
 - (10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除額(中小企業者等を除く)
 - (11) 退職年金等積立金に係る法人税額
- 9 加算税の種類(10)の欄の過・重は、法人において過少申告加算税及び重加算税を徴収した場合に○で囲んでください。
- 10 加算税の対象となった所得金額の欄は、法人において加算税を徴収したか否かにかかわらず、加算税の対象所得がある場合は、当該所得のすべてを記載してください。
- 11 法人税の更正が、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正であるときは、摘要欄に「仮装経理」と記載してください。
- 12 摘要欄には、次の項目を記載してください。
①欠損繰戻し還付金額 ②欠損繰戻し還付の対象欠損金額 ③翌期へ繰越す欠損金又は災害損失金 ④繰越欠損金等の当期控除額の増加額(又は減少額(△))
重加算税対象法人税額には、重加算税の根拠となった法人税額



申告書等 閲覧・記録 申請書 (税務署用)

税務署長 殿

地域振興局長

以下のとおり、申告書等の閲覧、記録及び写しの交付を申請します。
なお、国税関係書類の写しの取扱いに当たっては、裏面の規定を遵守します。

閲覧日	
閲覧目的	地方税法の以下の規定に基づき、申告書等を閲覧します。 《根拠条文》 第46条第5項、第72条の59第1項、第72条の94、第325条、第354条の2、第605条、第701条の55
閲覧対象書類	【所得税関係書類】 ☐ 所得税の確定申告書及び付表（修正申告書を含む。） ☐ 更正決定等決議書 ☐ 青色申告決算書及び収支内訳書 ☐ 附属明細書及び添付書類（ ） 【法人税関係書類】 ☐ 法人税申告書（修正申告書を含む。） ☐ 法人税申告書の別表及び付表等 ☐ 法人税決議書 ☐ 附属明細書及び添付書類（ ） 【その他】 ☐ その他（ ） ※申告書等の内容がデータにより提供されている場合は、当該提供済みのデータを使用します。 ※各欄の括弧内には、閲覧対象書類を明確に記載してください。
閲覧対象者	（整理番号） 《氏名・法人名》 （ ） 《納税地等》
閲覧者	《地方団体名・所属部署》 《閲覧者氏名》

※ 複数の納税者に係る申告書等の閲覧を行う場合は、閲覧対象者欄に「別紙のとおり」と記載し、対象者の一覧を添付してください。
※ 閲覧者欄には、閲覧を行う者全員の氏名を記載してください。

税務署整理欄	閲覧等申請	起案：	統括官	担当者	閲覧者の本人確認	特定個人情報の有無	閲覧等の可否
		決裁：			☐ 身分証明書等 ☐ その他（ ）	☐ 有 （ ☐ 総括保護管理者の確認） ☐ 無	☐ 可 ☐ 不可
	返却確認	起案：	統括官	担当者	閲覧等終了後の確認事項		写し交付の可否
		決裁：			☐ 国税関係書類の返却 ☐ 全ての写しに「地方団体複写」等の表示		☐ 可 ☐ 不可

～ 「申告書等閲覧・記録、写しの交付申請書」の記載要領 ～

- 1 「申告書等閲覧・記録、写しの交付申請書」（以下「申請書」という。）の申請者は地方団体の長（県税事務所など、地方団体に属する各機関の長を含む。）とし、「閲覧者」欄には、地方団体職員（代表者）の所属、職名及び氏名を記載する。
- 2 閲覧対象者が複数ある場合には、「別紙」を使用して、対象者全員の氏名又は法人名等を記載する。この場合、申請書の「閲覧対象者」欄には「別紙のとおり」と記載する。
- 3 申請書の「閲覧目的」欄については、必ず根拠となる法令及び条文を明示した上、その目的を具体的に記載する。
（例）・預貯金等及び売掛金の内訳書から財産状況を把握し、滞納整理の資料とする。
・法人税申告書の別表、貸借対照表、固定資産の内訳書から資産状況を把握し、固定資産税に係る償却資産調査の資料とする。

～ 国税関係書類の閲覧、記録及び写しの交付要領 ～

1 閲覧、記録及び写しの交付申請

- （1）閲覧、記録及び写しの交付（以下「閲覧等」という。）申請に当たっては、事前に管轄税務署と日程調整等を行う。
- （2）実施時期、申請件数等の細目については、管轄税務署と十分協議を行う。
- （3）閲覧等の交付申請は、税務署窓口において申請書を直接提出することとし、郵送（書面照会）では行わない。

2 写しの作成

- （1）地方団体が写しを作成する場合には、原則として複写機を持参して行う。
- （2）デジタルカメラ、スキャナー等によるデータでの記録は行わない。
- （3）写しの作成は、会議室等の納税者の目に触れない場所で行う。
- （4）貸与を受けた国税関係書類（以下「原本」という。）は、税務署庁舎外に持ち出さない。また、原本の編み替えは行わない。
- （5）作成した全ての写しに「地方団体複写」等の表示を確実に行う。
- （6）写しの作成終了時には、原本及び作成した全ての写し（書損を含む。）を税務署職員に提示する。

3 写しの管理

- （1）写しの管理責任者は、写しの交付申請を行う地方団体の長（地方団体に属する県税事務所等の長を含む。）とする。
- （2）写しを搬送する場合には、ファイルに綴じる等散逸しないための措置を講じた上で、施錠できる搬送容器の使用や複数の者で搬送する等の書類の紛失等を防止するための措置を講じる。
- （3）写しは、施錠可能な書庫等に格納して保管し、地方団体の庁舎外に持ち出さない。
- （4）写しの管理責任者は、「申告書等閲覧申請書（地方団体保管用）」及び提供を受けた申告書等の写し（申告書等の内容を記録した場合は当該記録）を7年間保存する。
- （5）写しを申請書に記載した目的外に使用しない。また、納税者等の部外者に対して、写しの存在を明らかにしない。
- （6）写しの紛失及び盗難等の事態が発生した場合には、速やかに管轄税務署に連絡して対応を協議した上、納税者等への説明を行う等、必要かつ適切な処置を講じる。

〔閲覧等を申請する国税関係書類〕

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1 所得税の確定申告書及び付表（修正申告書を含む。） | 5 法人税申告書（修正申告書を含む。） |
| 2 更正決定等決議書 | 6 法人税申告書の別表及び付表等 |
| 3 青色申告決算書及び収支内訳書 | 7 法人税決議書 |
| 4 附属明細書及び添付書類（所得税関係） | 8 附属明細書及び添付書類（法人税関係） |

No.	(整 理 番 号) 氏 名 ・ 法 人 名 納 税 地	年 分 事業年度	複 写 の 内 容 等
1	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
2	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
3	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
4	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
5	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
6	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
7	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
8	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
9	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
10	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
11	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()
12	()		☐ 複写あり ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 複写なし ☐ その他 ()

部 長	副部長	課 長		担 当

申 告 是 認 等 処 理 状 況 一 覧

年 月	未処理件数 ①	当月処理件数 ②	繰越件数(①－②)	備 考
合 計				

- 注 1 「未処理件数」欄は、月ごとに把握した法人税に係る更正・決定等の決議書（法人税事務整理表）、若しくは他県からの課税標準額等通知書のうち是認・更正・決定処理が未了となった事業年度数を記載すること。したがって、最も新しい年月には、未処理件数及び繰越件数のみが記載されるものであること。
- 2 「当月処理件数」欄は、前月以前の未処理件数のうち当月に是認・更正・決定処理を行った事業年度数を記載すること。
- 3 「繰越件数」欄は、未処理件数が生じた年月ごとに繰越しとなった件数を記載すること。
- 4 「繰越件数」が0となった年月については、翌月以降は記載不要であること。
- 5 供覧の際には、未処理件数が生じた年月の別紙を添付して行うこと。

別紙

年 月分の是認・更正・決定未処理内訳

[illegible]

注 1 「未処理となった理由等」欄は、税目に○を付し、その理由等を簡潔に記載すること。

2 「処理年月日」欄には、是認・更正・決定等を行った日付を記載すること。

医療法人等に係る所得金額の計算書

		法人名		事業年度	自 至	: :	: :
総 所 得 金 額 （第 6 号様式別表 5 再仮計⑰）				①	円		
土 地 等 の 譲 渡 所 得				②			
課 税 標 準 の 基 礎 と な る 所 得 金 額 （①－②）				③			
医療事業とその他の事業とを併せて行う場合の所得の区分		医 療 事 業 の 所 得 金 額		④			
		そ の 他 の 事 業 の 所 得 金 額		⑤			
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険分の医療収入金額（（ア）の金額）		⑥			
		医 療 事 業 の 総 収 入 金 額（（エ）の金額）		⑦			
	社 会 保 険 分 の 所 得 金 額 （③×⑥／⑦又は④×⑥／⑦）			⑧			
課税所得金額の計算	当 期 分 の 所 得 金 額 （①－⑧）			⑨			
	繰 越 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 当 期 控 除 額			⑩			
	課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 （⑨－⑩）			⑪			

付表 計算の基礎とする収入金額の明細書

社 会 保 険 診 療 収 入 金 額	健 康 保 険 法	円	そ の 他 の 収 入 金 額	労 働 者 災 害 補 償 保 険 法	円
	国 民 健 康 保 険 法			介 護 保 険 法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自 由 診 療 収 入	
	船 員 保 険 法			健 康 診 断 等 証 明 書 収 入	
	国 家 公 務 員 共 済 組 合 法			入 院 料 ベ ッ ド 代 差 額 収 入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			患 者 ・ 付 添 人 給 食 収 入	
	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法			利 子 等 及 び 配 当 等 収 入	
	私 立 学 校 教 職 員 共 済 法			電 話 料 等 使 用 料 収 入	
	戦 傷 病 者 特 別 援 護 法			不 用 品 売 却 収 入	
	母 子 保 健 法				
	児 童 福 祉 法				
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律				
	生 活 保 護 法			計 (イ)	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			その他の事業の収入金額	商 品 販 売 収 入
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			その他の事業の収入金額を医療事業の所得に含めて計算する場合のみ記入	物 品 等 貸 付 収 入
	麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法				
	感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律			計 (ウ)	
	心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律			医療事業の総収入金額 (⑦欄へ) (ア)+(イ)+(ウ)=(エ)	
	介 護 保 険 法			あん分に算入しないその他の収入金額	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律				
	難病の患者に対する医療等に関する法律				
				計 (オ)	
計 (⑥欄へ) (ア)			総収入金額 (エ)+(オ)		

ガス供給業にかかる収入区分計算書			事業年度	:	:	法人名		
科 目 等			総 額 A	法第72条の2第1項 第2号に該当する事 業 部 門 B		法第72条の2第1項 第4号に該当する事 業 部 門 C	そ の 他 部 門 D	共通部門 E
売 上 (収入) 金 額	総売上 (収入) 金 額	ガ ス 売 上	1					
		計器具賃貸料、損料検査料等	2					
		副 産 物 売 上	3					
		受注工事、器具売上	4					
		そ の 他 売 上	5					
		計	1+2+3+4+5	6				
		売 上 値 引、戻り高	7					
		差引計	6-7	8				
売 上 あ ん 分 率			9	1.00000	0.	0.	0.	
売上原価	期首製品（原材料）たな卸高	10						
	当 期 製 品 製 造 原 価	11						
	受注工事、器具販売費用	12						
	当期製品（原材料）仕入高	13						
	小 計	10+11+12+13	14					
	当 期 製 品 自 家 使 用 高	15						
	当期製品（原材料）たな卸高	16						
	小 計	15+16	17					△
差 引 計	14-17	18						
売 上 総 利 益 （ 差 益 ）			8-18	19				
差 益 あ ん 分 率			20		B/ (B+C+D) 0.	C/ (B+C+D) 0.	D/ (B+C+D) 0.	
その他の 損益	営業費	供 給 販 売 費	21					
		一 般 管 理 費	22					
		計	21+22	23				
	営 業 外 収 益	24						
	営 業 外 費 用 （ 損 失 ）	25						
	特 別 収 益	26						
	特 別 費 用 （ 損 失 ）	27						
	法 人 税 等 （ 損 失 ）	28						
	法 人 税 の 所 得 計 算	加 算	29					
	(法人税申告書別表4)	減 算	30					
利 益			19-23+24-25+26-27-28+29-30	31				
利 益 あ ん 分 率			32		B/ (B+C+D) 0.	C/ (B+C+D) 0.	D/ (B+C+D) 0.	
共通部門の適用あん分率 ()			33					
所 得 金 額			34					
付加価値額	報 酬 給 与 額	35						
	純 支 払 利 子	36						
	純 支 払 貸 借 料	37						
	計	35+36+37	38					
	単 年 度 損 益 （ 繰 越 控 除 前 ）	39						
	計	38+39	40					
	雇 用 安 定 控 除 額	41						
控除対象となる雇用者給与等支給増加額	42							
差 引 計	40-41-42	43						
資本金等の額	資 本 金 等 の 額	44						
	従 業 者 数	45						
	区分困難（共通）な従業員数のあん分率	46		0.	0.	0.		
	あ ん 分 後 の 従 業 者 数	47						
	あ ん 分 後 の 資 本 金 等 の 額	48						

(注) 1 この区分計算書は、地方税法第72条の12の規定によるガス供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するものが、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に、当該申告書に添付していただくものです。
2 D部門の売上（Dの8）がB部門の売上（Bの8）又はC部門の売上（Cの8）の10%を超える場合又はB部門の売上（Bの8）又はC部門の売上（Cの8）がD部門の売上（Dの8）の10%を超える場合には、区分計算をする必要があります。
3 共通部門のあん分(33)は、差益あん分率(20)によることを原則としますが、次の場合は利益あん分率(32)によってあん分してください。
$$\frac{(Eの24) + (Eの26) + (Eの29)}{(Aの4) + (Aの5) + (Aの24) + (Aの26) + (Aの29)} \leq 0.3$$
又は
$$\frac{(Eの23) + (Eの25) + (Eの27) + (Eの30)}{(Aの12) + (Aの23) + (Aの25) + (Aの27) + (Aの30)} \leq 0.3$$

ただし、利益(31)において他の一方が赤字となる場合は差益あん分率(20)によりあん分するが、売上総利益(19)において他の一方が赤字となる場合は売上あん分率(9)によってあん分してください。
4 付加価値額(35)から(37)については、別紙「区分計算書付表」によって算定した金額を記載してください。
なお、単年度損益(39)については、所得金額(34)の金額を記載してください。
5 資本金等の額(44)は、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本備金等の額の合算額」を記載してください。
6 従業者数(45)は期末の実従業者数をそれぞれの部門ごとに記載してください。なお、区分困難な従業者等については共通部門に記載し、所得及び付加価値額をあん分したあん分率によってガス供給部門及びその他部門にあん分してください。
7 あん分後の資本金等の額(48)は、あん分後の従業者数(47)により次によりあん分してください。
 $(Dの48) = (Aの44) \times (Dの47) / (Aの47)$ 、 $(Cの48) = (Aの44) \times (Cの47) / (Aの47)$ 、 $(Bの48) = (Aの44) \times (Bの47) / (Aの47)$ ※一円未満の端数は切り捨ててく

①、②、③、④欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの35、Bの35、Cの35、Dの35 に転記してください。

純支払利子に関する区分計算明細書

1 支払利子に関する明細										
区 分	支払利子の額					あん分後の支払利子の額				
	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	あん分率
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 A										
2 受取利子に関する明細										
区 分	受取利子の額					あん分後の受取利子の額				
	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	あん分率
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 B										
3 純支払利子										
差 引 計 A-B						⑤	⑥	⑦	⑧	

⑤、⑥、⑦、⑧欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの36、Bの36、Cの36、Dの36 に転記してください。

純支払賃借料に関する区分計算明細書

1 支払賃借料に関する明細										
土地又は建物	支払賃借料の額					あん分後の支払賃借料の額				
	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	あん分率
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 A										
2 受取賃借料に関する明細										
土地又は建物	受取賃借料の額					あん分後の受取賃借料の額				
	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第4号に該当する事業部門	その他の部門	あん分率
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 B										
3 純支払賃借料										
差 引 計 A-B						⑨	⑩	⑪	⑫	

⑨、⑩、⑪、⑫欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの37、Bの37、Cの37、Dの37 に転記してください。

別記様式10の2 (第14の2、2、(1)、ウ)

電気供給業にかかる収入区分計算書			事業年度	法人名			
科 目 等			総 額 A	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門 (C以外) B	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門 C	その他部門 D	共通部門 E
売 上 (収入) 金 額	総売上 (収入) 金 額	売 電 売 上 1					
		諸機器貸付料、供給雑益等 2					
		副 産 物 売 上 3					
		受 注 工 事、機 器 売 上 4					
		そ の 他 売 上 5					
		計 1+2+3+4+5 6					
		売 上 値 引、戻 り 高 7					
		差引計 6-7 8					
売 上 あ ん 分 率 9			1.00000	0.	0.	0.	
売上原価	期首製品（原材料）たな卸高 10						
	当 期 製 品 製 造 原 価 11						
	受 注 工 事、機 器 販 売 費 用 12						
	当 期 製 品（原 材 料）仕 入 高 13						
	小 計 10+11+12+13 14						
	当 期 製 品 自 家 使 用 高 15						
	当 期 製 品（原 材 料）た 卸 高 16						
	小 計 15+16 17						
差 引 計 14-17 18							△
売 上 総 利 益（差 益）8-18 19							
差 益 あ ん 分 率 20				B/B+C+D 0.	C/B+C+D 0.	D/B+C+D 0.	
その他の損益	営業費	供 給 販 売 費 21					
		一 般 管 理 費 22					
		計 21+22 23					
	営 業 外 収 益 24						
	営 業 外 費 用（損 失） 25						
	特 別 収 益 26						
	特 別 費 用（損 失） 27						
	法 人 税 等（損 失） 28						
法 人 税 の 所 得 計 算 加 算 29							
（法人税申告書別表4） 減 算 30							
利 益 19-23+24-25+26-27-28+29-30 31							
利 益 あ ん 分 率 32				B/B+C+D 0.	C/B+C+D 0.	D/B+C+D 0.	
共通部門の適用あん分率（ ） 33							
所 得 金 額 34							
付加価値額	報 酬 給 与 額 35						
	純 支 払 利 子 36						
	純 支 払 賃 借 料 37						
	計 35+36+37 38						
	単 年 度 損 益（繰 越 控 除 前） 39						
	計 38+39 40						
	雇 用 安 定 控 除 額 41						
	控除対象となる雇用者給与等支給増加額 42						
差 引 計 40-41-42 43							
資本金等の額	資 本 金 等 の 額 44						
	従 業 者 数 45						
	区分困難（共通）な従業員数のあん分率 46		0.	0.	0.		
	あ ん 分 後 の 従 業 者 数 47						
あ ん 分 後 の 資 本 金 等 の 額 48							

(注) 1 この区分計算書は、地方税法第72条の24の2の規定による電気供給業を行う法人で本県内に主たる事務所又は事業所を有するものが、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に当該申告書に添付していただくものです。

2 D部門の売上 (Dの8) がB部門の売上 (Bの8) 又はC部門の売上 (Cの8) の10%を超える場合又はB部門の売上 (Bの8) 又はC部門の売上 (Cの8) がD部門の売上 (Dの8) の10%を超える場合には、区分計算をする必要があります。

3 共通部門のあん分(33)は、差益あん分率(20)によることを原則としますが、次の場合は利益あん分率(32)によってあん分してください。

$$\frac{(Eの24) + (Eの26) + (Eの29)}{(Aの4) + (Aの5) + (Aの24) + (Aの26) + (Aの29)} \leq 0.3 \quad \text{又は} \quad \frac{(Eの23) + (Eの25) + (Eの27) + (Eの30)}{(Aの12) + (Aの23) + (Aの25) + (Aの27) + (Aの30)} \leq 0.3$$

ただし、利益(31)においていずれかの部門が赤字となる場合は差益あん分率(20)によりあん分するが、売上総利益(19)においていずれかの部門が赤字となる場合は売上あん分率(9)によってあん分してください。

4 付加価値額(35)から(37)については、別紙「区分計算書付表」によって算定した金額を記載してください。

なお、単年度損益(39)については、所得金額(34)の金額を記載してください。

5 資本金等の額(44)は、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本備金等の額の合算額」を記載してください。

6 従業者数(45)は期末の実従業者数をそれぞれの部門ごとに記載してください。なお、区分困難な従業者等については共通部門に記載し、所得及び付加価値額をあん分したあん分率によってあん分してください。

7 あん分後の資本金等の額(48)は、あん分後の従業者数(47)により次によりあん分してください。(一円未満の端数切り捨て)

$$(Dの48) = (Aの44) \times (Dの47) / (Aの47) \quad , \quad (Cの48) = (Aの44) \times (Cの47) / (Aの47) \quad , \quad (Bの48) = (Aの44) \times (Bの47) / (Aの47)$$

報酬給与額に関する区分計算明細書

1 役員又は使用人に対する給与に関する明細										
事務所又は事業所名称		給与の額				あん分後の給与の額				あん分率
		合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計										
加算又は減算	加 算									
	減 算									
計										
2 役員又は使用人のために支出する掛金等に関する明細										
掛金等の区分		掛金等の額				あん分後の掛金等の額				あん分率
		合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	
退職金共済制度に基づく掛金										差益・利益・他
確定給付企業年金に基づく掛金又は保険料										差益・利益・他
企業型規約年金に基づく事業主掛金										差益・利益・他
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等										差益・利益・他
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等										差益・利益・他
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 A-B										
事業主として負担する掛金及び負担金 A										差益・利益・他
代行相当分 B										差益・利益・他
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料										差益・利益・他
小 計 C										
適格年金返還額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額										差益・利益・他
適格年金返還額のうち確定給付企業年金への事業主払込相当額										差益・利益・他
適格年金返還額のうち他の適格年金への事業主払込相当額										差益・利益・他
適格年金返還額のうち特定退職共済への事業主払込相当額										差益・利益・他
適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額										差益・利益・他
適格年金返還額のうち企業型年金の個人別管理資産への相当額										差益・利益・他
適格年金返還額のうち企業型の過去勤務債務等に充てる相当額										差益・利益・他
小 計 D										
計 (差引) C-D										
3 労働者派遣に係る金額に関する明細										
派遣元		派遣元に支払う額				あん分後の派遣元に支払う額				あん分率
		合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の2第1項第2号に該当する事業部門	法第72条の2第1項第3号に該当する事業部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 E										
E×0.75										
合 計							①	②	③	④

①、②、③、④欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの35、Bの35、Cの35、Dの35 に転記してください。

純支払利子に関する区分計算明細書

1 支払利子に関する明細										
区 分	支払利子の額					あん分後の支払利子の額				あん分率
	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 A										
2 受取利子に関する明細										
区 分	受取利子の額					あん分後の受取利子の額				あん分率
	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 B										
3 純支払利子										
差 引 計 A-B						⑤	⑥	⑦	⑧	

⑤、⑥、⑦、⑧欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの36、Bの36、Cの36、Dの36 に転記してください。

純支払賃借料に関する区分計算明細書

1 支払賃借料に関する明細										
土地又は建物	支払賃借料の額					あん分後の支払賃借料の額				あん分率
	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 A										
2 受取賃借料に関する明細										
土地又は建物	受取賃借料の額					あん分後の受取賃借料の額				あん分率
	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	共 通	合 計	法第72条の 2第1項第 2号に該当 する事業部 門	法第72条の 2第1項第 3号に該当 する事業部 門	その他の部門	
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
										差益・利益・他
小 計 B										
3 純支払賃借料										
差 引 計 A-B						⑨	⑩	⑪	⑫	

⑨、⑩、⑪、⑫欄の金額は、それぞれ区分計算書の Aの37、Bの37、Cの37、Dの37 に転記してください。

林業に係る所得金額の計算書				事業 年度等	：	：	法 人 名			
科 目 等					総 額 ア		非課税 (林業) イ		課税 (その他) ウ	
事業 総損益	事業収入金額			1						
	《収入あん分率》			2		1.00000	A	0.	B 0.	
	事業費用金額			3						
	《費用あん分率》			4		1.00000	a'	0.	b' 0.	
	差益額(事業総利益) 1-3			5						
	《差益あん分率》			6		1.00000	a	0.	b 0.	
事業 管理費	一般管理費	専 属								
		共 通		7	C		C×a又はa'		C×b又はb'	
		計		8						
事業 外損益	事業外収益	専 属								
		共 通			D		D×A		D×B	
		計		9						
	事業外費用 (損失)	専 属								
		共 通		10	E		E×a又はa'		E×b又はb'	
計		11								
特別 損益	特別収益	専 属								
		共 通			F		F×A		F×B	
		計		12						
	特別費用 (損失)	専 属								
		共 通		13	G		G×a又はa'		G×b又はb'	
計		14								
当 期 純 利 益 5-8+9-11+12-14				15						
法人税 の 所得計算	税務加算	専 属								
		共 通		16	H		H×A		H×B	
		計		17						
	税務減算	専 属								
		共 通		18	I		I×a又はa'		I×b又はb'	
計		19								
所 得 金 額 15+17-19				20						
付加価値額	報酬 給与 額	役員又は使用人に 対する給与	専 属							
			共 通		21	J		J×a又はa'		J×b又はb'
			計		22					
		役員又は使用人の ために支出する 掛金等	専 属							
			共 通		23	K		K×a又はa'		K×b又はb'
			計		24					
		労働者派遣に係る 金額	専 属							
	共 通		25	L		L×a又はa'		L×b又はb'		
	計		26							
	計 22+24+26			27						
	純 支 払 利 子	支払利子	専 属							
			共 通		28	M		M×a又はa'		M×b又はb'
			計		29					
		受取利子	専 属							
			共 通		30	N		N×A		N×B
			計		31					
		差引計 29-31			32					
	純 支 払 賃 借 料	支払賃借料	専 属							
			共 通		33	O		O×a又はa'		O×b又はb'
			計		34					
		受取賃借料	専 属							
			共 通		35	P		P×A		P×B
			計		36					
		差引計 34-36			37					
	単 年 度 損 益 ((20)の金額を記載)				38					
	雇 用 安 定 控 除 額				39					
	控除対象となる雇用者給与等支給増加額				40					
付 加 価 値 額 計 27+32+37+38-39-40				41						
資本金等 の額	従 業 者 数	専 属		42						
		共 通		43	Q		Q×a又はa'		Q×b又はb'	
		計		44			x		y	
	資 本 金 等 の 額			45	R		R×x/(x+y)		R×y/(x+y)	

(注) 1 この計算書は、林業以外の事業(例：なめこ・椎茸等の栽培、漆採取等の林産業や加工販売)と林業を併せ行っている場合に提出していただくものです。

2 (7)・(10)・(13)・(18)・(21)・(23)・(25)・(28)・(33)のあん分率は、差益あん分率によるものであるが、森林経営が伐採の段階に至らず、分取林分収入金、公団造林収入等で植林、撫育をもつぱら行っている場合は、費用あん分率によってあん分してください。

3 共通の収益・費用は妥当と認められる基準がない場合は、収入・費用又は差益によるあん分率によって区分しますが、妥当と認められる基準がある場合は、その基準により区分し、専属の収益・費用としてください。なお、その基準と計算については別紙(任意様式)に記載の上、本計算書に添付してください。

4 法人税の所得計算による加算・減算で、区分が困難な場合は、加算については収入あん分率を、減算については差益あん分率又は費用あん分率により区分してください。

5 付加価値額の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の各欄の記載にあたっては、

(1) 報酬給与額のうち「役員又は使用人に対する給与」は、事務所又は事業所ごとに区分し、共通の報酬給与額は差益あん分率(上記の2の場合にあつては費用あん分率)によってあん分してください。

(2) 報酬給与額のうち、「役員又は使用人のために支出する掛金等」は、掛金等の種類ごとに区分し、共通の掛金等は差益あん分率(上記2の場合にあつては費用あん分率)によってあん分してください。

(3) 報酬給与額のうち「労働者派遣に係る金額」は、派遣元(又は派遣先)ごとに区分し、共通の金額は差益あん分率(上記2の場合にあつては費用あん分率)によってあん分してください。

(4) 純支払利子及び純支払賃借料については、それぞれ利子の種類ごと及び土地又は建物ごとに区分し、共通の受取利子及び受取賃借料は収入あん分率によってあん分し、共通の支払利子及び支払賃借料は差益あん分率(上記2の場合にあつては費用あん分率)によってあん分してください。

したがって、この区分書の付加価値額の各欄は、(1)から(4)によって区分された後の合計額が記載されるものです。

6 資本金等の額(45)は、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載してください。

別記様式12(第14の3、5、(3)、ア)

農業に係る所得金額の計算書			事業 年度等	・ ・ ・ ・	法人名		
科 目 等				総 額 ア	非課税（農業） イ	課税（その他） ウ	
事業 収入 額	総 収 入 金 額	1					
		2					
		3					
	《 収 入 あ ん 分 率 》			4	1.00000	A 0.	B 0.
	期 首 原 材 料 棚 卸 高	5					
		6					
		7					
		8					
		9					
	差 引 計 5+6-7-8			10			
	差 益 額 （ 事 業 総 利 益 ）			11	1.00000	a 0.	b 0.
事業 管理 費	専 属 一般管理費	12					
		C	C×a	C×b			
		13					
事業 外 損 益	事業外収益	14					
		D	D×A	D×B			
		15					
	事業外費用 (損失)	16					
		E	E×a	E×b			
17							
特別 損 益	特別収益	18					
		F	F×A	F×B			
		19					
	特別費用 (損失)	20					
		G	G×a	G×b			
21							
当 期 純 利 益 10-12+13-14+15-16			22				
法人 税 の 所 得 計 算	税務加算	23					
		H	H×A(a)	H×B(b)			
		24					
	税務減算	25					
		I	I×a(A)	I×b(B)			
		26					
所 得 金 額 17+18-19			27				

(注) 1 この計算書は、農事組合法人で農地法に掲げる農業生産法人の要件を全て満たしている農業以外の事業（例、農業生産物の二次加工及び販売、遊休農業機械のリース等）とを併せ行っている場合に地方税法第72条の34の規定により提出していただくものです。

2 共通の収益・費用は妥当と認められる基準がない場合は、収入・費用又は差益によるあん分率によって区分しますが、妥当と認められる基準がある場合は、その基準により区分し、専属の収益・費用としてください。なお、その基準と計算については別紙（任意様式）に記載の上、本計算書に添付してください。

第 年 月 日

様

新潟県知事
地域振興局長

課税免除決定通知書

年 月 日付けで申請の 県民税の均等割 不動産取得税 の課税免除について、下記のとおり課税を免除する
免除しないことと決定したので、新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する
条例施行規則第 5 条の規定により、通知します。

記

課税を免除する額	円
課税を免除しない理由	
救 済	1 審査請求について この処分について、不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書（正副 2 通）は、当地域振興局を経由して提出することもできます。） ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて 処分の取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。 なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、出訴期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
備 考	

年 月 日

税 務 課 長 様

地域振興局県税部長

特定非営利活動法人に係る均等割額の課税免除について（報告）

年度の課税免除の実績について、下記のとおり報告します。

記

年度分

区 分		法人数	課税免除額（円）
収益事業を行わないNPO法人	継 続 分 ①		
	新規承認分 ②		
	計①＋② ③		
収益事業を行うNPO法人 ④			
合 計 ③＋④			

※ 前年度中に課税免除を承認した法人がその年度中に課税免除の要件を満たさなくなったことにより申告納付等を行った場合の当該法人についての記載に当たっては、課税免除した法人に含めないで記載すること。

別記様式 14 の 1 (第 15 の 2、4、(2)、ア)

(税 務 課 経 由)

第 号
年 月 日

産 業 立 地 課 長 様

地域振興局県税部長

過疎条例等の規定による課税免除等に伴う地区及び業種等について (照会)

下記法人

不動産取得税〇〇〇〇適用申請書

このことについて、 より 年 月 日付けで法 人 事 業 税〇〇〇〇適用申告書の提出

下記の者

個 人 事 業 税〇〇〇〇適用申請書

がありました。

については、〇〇条例に基づく地区及び業種の該否並びに課税免除 (不均一課税) 基準の適否について
回答願います。

記

1 法人の所在地及び名称

2 工場等の名称 (新設・増設)

3 工場等の設置予定地

4 工場等の業種及び内容

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 新 (増) 設工場等の位置図及び配置図

(3) 法人の定款及び登記事項証明書

別記様式 14 の 1 の 2 (第 15 の 5、3)

(税 務 課 経 由)

第 号
年 月 日

産 業 立 地 課 長 様

地域振興局県税部長

産業立地条例の規定による課税免除等に伴う地区及び業種等について（照会）

このことについて、
 下記法人 不 動 産 取 得 税 課 税 免 除 申 請 書
 より 年 月 日付けで法人県民税及び事業税不均一課税申告書
 下記の者 個 人 事 業 税 不 均 一 課 税 申 請 書
の提出がありました。

ついては、産業立地条例に基づく地区及び業種の該否及び課税免除（不均一課税）基準の適否並びに
雇用者の要件の適否について回答願います。

記

- 1 法人の所在地及び名称（個人にあつては住所及び氏名）
- 2 工場等の名称（新設・増設）
- 3 工場等の設置予定地
- 4 工場等の業種及び内容
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 新（増）設工場等の位置図及び配置図
 - (3) 法人の定款及び登記事項証明書
 - (4) 雇用者に関する書類

別記様式 14 の 1 の 3 (第 15 の 6、5、(2))

(税 務 課 経 由)

第 号
年 月 日

産 業 立 地 課 長 様

地域振興局県税部長

産業拠点強化条例の規定による不均一課税に伴う拡充型事業について（照会）

このことについて、下記の者より 年 月 日付で 個人事業税不均一課税申請書
下記の法人 法人事業税不均一課税申告書 の提出が
ありました。

については、産業拠点強化条例第 2 条第 1 号に規定する拡充型事業のうち県外から移転して整備するものに係るものの該否について回答願います。

記

法人の所在地及び名称（個人にあっては、住所及び氏名）

別記様式 14 の 1 の 4 (第 15 の 7、5、(2)、ア)

(税 務 課 経 由)

第 号
年 月 日

産 業 立 地 課 長 様

地域振興局県税部長

牽引条例の規定による課税免除等に伴う課税免除基準等について (照会)

このことについて、
下記法人
より 年 月 日付けで法人県民税及び事業税不均一課税申告書
下記の者
不 動 産 取 得 税 課 税 免 除 申 請 書
個 人 事 業 税 不 均 一 課 税 申 請 書
の提出がありました。
については、牽引条例に基づく課税免除 (不均一課税) 基準の適否について回答願います。

記

- 1 法人の所在地及び名称 (個人にあつては住所及び氏名)
- 2 承認地域経済牽引事業の名称
- 3 承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称 (新設・増設・既存)
- 4 承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の設置 (予定) 地
- 5 添付書類
 - (1) 承認地域経済牽引事業計画が主務大臣の確認を受けたことを証する書類
 - (2) 施設の位置図及び平面図並びに設備の配置図
 - (3) 不動産取得税課税免除申請書の写し

不均一課税要件確認シート

算定対象事業年度 (過去5年間)	算定対象月数	算定対象所得金額又は収入金額 (新潟県において課する事業税の課 税標準額となるものをいう。)
．．．～．．．	ヶ月	,000円
．．．～．．．	ヶ月	,000円
．．．～．．．	ヶ月	,000円
．．．～．．．	ヶ月	,000円
．．．～．．．	ヶ月	,000円
合 計	ヶ月	,000円

不均一課税対象となる 可能性がある事業年度	事業を行った月数	不均一課税対象となるための 課税標準額
．．．～．．．(A)	ヶ月	,000円以上

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第2条及び第3条の規定により、法人県民税及び事業税の不均一課税の措置を受けることができる可能性があります。

．．．～．．．(A)における所得金額又は収入金額（新潟県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下、同じ。）が_____,000円（裏面算式により計算した額）以上である場合、不均一課税申告書を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書とあわせて提出願います。

なお、今回不均一課税の対象とならない場合であっても、不均一課税対象事業年度及び算定対象の各事業年度における所得金額又は収入金額が、その後の修正申告又は更正の請求等により、以下の例のように増減する場合には、不均一課税の対象となる可能性がありますので、ご留意願います。

例1 不均一課税対象事業年度の所得金額が増加したため、今回対象外であったが、その後不均一課税対象となる場合

→修正申告提出期限までに不均一課税申告書を提出してください。

例2 比較対象となる過去5年間における所得金額が減少したため、今回対象外であったが、その後不均一課税対象となる場合

→更正の通知があった日から1ヶ月以内に不均一課税申告書を提出してください。

(表)

チェック

- ☐ 不均一の課税の措置を受けようとする事業年度に係る所得金額又は収入金額が、次の算式によって計算した額以上であること。

$$A / B \times C \times 1.05$$

算式の符号

- A 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日前5年以内に終了した各事業年度（以下「算定対象の各事業年度」という。）に係る所得金額（当該金額が零に満たない場合には、零）又は収入金額の合計（ ,000円）
B 算定対象の各事業年度において事業を行った月数の合計（ 月）
C 不均一の課税の措置を受けようとする事業年度において事業（承認地域経済牽引事業を含むすべての事業）を行った月数（ 月）

- ☐ 不均一の課税の措置を受けようとする事業年度に係る所得金額又は収入金額が、次の算式によって計算した額以上であること。（不均一の課税の措置を受けようとする法人の算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日が、減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日の5年前の日前である場合）

$$(A - (D / E \times F)) / (B - F) \times C \times 1.05$$

算式の符号

- A 算定対象の各事業年度に係る所得金額又は収入金額の合計額（ ,000円）
B 算定対象の各事業年度において事業を行った月数の合計（ 月）
C 不均一課税を受けようとする事業年度において事業（地域経済牽引事業を含むすべての事業）を行った月数（ 月）
D 算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度に係る所得金額又は収入金額（ ,000円）
E 算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度において事業を行った月数（ 月）
F 算定対象の各事業年度のうち最も古い事業年度の開始の日から減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日の5年前の日の前日までの月数（ . . ～ . . までの月数、 月）

（裏）

課税免除の要件適合判定書							番号	
課 税 免 除 申 請 (申 告) 者 の 概 要	課税番号		対象地域	過疎・離島	奨励措置	課税免除	新設・増設	
	主たる事務所 所在地又は住所							
	法人の名称 個人	(TEL)						
	業 種							
	工場等の名称							
	工場等の 所在地		資本金					
	土地の取得	(面積 (取得日	m ²)	(取得価格	千円)			
	そのうち対象	(面積	m ²)					
	建物の取得	(面積 (着手日	m ²)	(取得価格	千円)			
		(完了日						
	事業開始日		事業年度					
	奨励措置の 適用期間							
	投条 下例 固定 適用 資産 対象 に係 る額	区 分	取得価額					
		建物及び附属設備						
		機械及び装置						
	構築物							
	車両及び運搬具							
	工具、器具及び備品							
	その他							
	計							
課 税 免 除 要 件 の 判 定	1 地区及び業種の判定 (※産業立地課に対する照会の有無 (有・無))						適	否
	(1) 過疎地域内で市町村が定める「産業振興促進区域」内・離島振興対策実施区域内において新設又は増設(過疎条例の場合は取得等)された工場・設備等であるか。							
	(2) (過疎条例の場合) 製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業の用に供する設備であるか。							
	(離島条例の場合) 製造の事業、旅館業、情報サービス業その他離島振興法第20条に規定する総務省令で定める事業の用に供する設備であるか。							
	2 課税免除基準の判定(※産業立地課に対する照会結果)							
課 税 免 除 要 件 の 判 定	3 取得価額要件等の判定							
	(1) 所得税法又は法人税法における青色申告書を提出する個人又は法人であるか。							
	(2) (過疎条例、離島条例の場合) ① 対象設備が租税特別措置法第12条第4項又は第45条第3項の規定の適用を受ける設備等であるか。 ② 対象設備が対象事業の用に供されているか。							
	(3) 過疎条例は租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の第3欄又は第45条第3項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受ける設備の取得価額が500万(製造業、旅館業を行う法人で資本金が5千万円超1億円以下の場合は1,000万円、1億円超の場合は2,000万円)以上であるか。 離島条例は租税特別措置法第12条第4項の表の第3号の第3欄又は第45条第3項の表の第3号の第3欄の規定の適用を受ける設備の取得価額が500万(製造業、旅館業を行う法人で資本金が5千万円超1億円以下の場合は1,000万円、1億円超の場合は2,000万円)以上であるか。							
	(4) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があるか。							
上記により課税免除要件に 適合する ・ 適合しない と判定する。								

不均一課税及び課税免除の要件適合判定書

番号

不均一課税及び課税免除申請(申告)者の概要	課税番号		対象地域	産業立地促進地域	奨励措置	不均一課税(事業税)		新設・増設	
	主たる事務所所在地又は住所								
	法人の名称 個人	(TEL)							
	業 種		資 本 金						
	事業用家屋の名称・所在地								
	土地の取得	(面 積)	m ²	(取得価格)	千円)				
	そのうち対象	(面 積)							
	建物の取得	(面 積)	m ²	(取得価格)	千円)				
		(着手日)		(完了日)					
	事業開始日				雇 用 状 況	区 分		人 員	
事 業 年 度				新規採用		A			
奨励措置の適用期間				県外事務所等からの配置転換		B			
投下固定資産に係る 条 例 適 用 対 象 額	区 分	取得価額		県内事務所等からの配置転換		C			
	建物及び附属設備			Cのうち、配置転換元の事務所等において、新規採用又は県外の他の事務所等からの配置転換等を伴う者		D			
	構築物								
	計			増加雇用者数	(A+B+D)				
不均一課税及び課税免除要件の判定								適	否
	1 地区及び業種の判定 (※産業立地課に対する照会の有無 (有・無))								
	(1) 産業立地促進地域内において新設又は増設された事業用家屋であるか。								
	(2) 農業(植物工場に限る。)、漁業(水産動植物の養殖業)、製造業、情報通信業(情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、データセンターに限る。)、運輸業(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る。)、卸売業、情報通信技術利用業の用に供する事業用家屋であるか。								
	2 基準の判定 産業立地条例施行規則第3条に定める基準に適合しているか(産業立地課に対する照会結果)。								
3 取得価額要件等の判定									
(1) 事業用家屋が事業の用に供されているか。									
(2) 事業用家屋を事業の用に供したことに伴う増加常用雇用者数が3人以上であるか。(10人以上増加する場合は特例適用)									
(3) 所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に規定される減価償却資産の取得価額が1億円を超えているか。									
(4) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があるか。									
上記により不均一課税及び課税免除要件に 適合する ・ 適合しない と判定する。									

不均一課税又は課税免除の要件適合判定書

番号

不均一課税又は課税免除申請(申告)者の概要	課税番号		対象地域	産業拠点強化	奨励措置	不均一課税(法人県民税・事業税、不動産取得税) 課税免除(事業税、不動産取得税) 新設・増設		
	主たる事務所 所在地又は住所							
	法人の名称 個人の名称	(TEL)						
	従業者数		資本金					
	特定業務施設 の名称							
	特定業務施設 の所在地							
	土地の取得	(面積	m ²)	(取得価格	千円)			
		(取得日						
	そのうち対象	(面積	m ²)					
	建物の取得	(面積	m ²)	(取得価格	千円)			
		(着手日		(完了日				
	事業開始日				事業年度			
	奨励措置の 適用期間							
	投下 固定 資産 に係る 対象 額	区 分	取得価額					
	建物及び附属設備							
	機械及び装置							
	構築物							
	車両及び運搬具							
	工具、器具及び備品							
	その他							
	計							
不均一課税又は課税免除要件の判定	1 計画の認定の判定 地域再生法第17条の2第3項に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けているか。						適	否
	2 法人県民税の不均一課税要件の判定 認定を受けた特定業務施設整備計画により行う事業は、次のいずれかに当てはまるものであるか。 (1) 移転型事業 (2) 拡充型事業のうち県外から移転して整備するものに係るもの							
	3 事業税及び不動産取得税の課税免除要件の判定 認定を受けた特定業務施設整備計画により行う事業は、移転型事業であるか。							
	4 事業税の不均一課税要件の判定 認定を受けた特定業務施設整備計画により行う事業は、拡充型事業のうち県外から移転して整備するものに係るものであるか。							
	5 取得価額要件等の判定 (1) 所得税法施行令第6条第1号から第7号又は法人税法施行令第13条第1号から第7号に規定される減価償却資産の取得価額が3,800万円(租特法第10条第8項第6号に規定する中小事業者及び同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者にあつては1,900万円)以上であるか。 (2) 特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設又は増設しているか。 (3) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があるか。							
	上記により 不均一課税 課税免除 要件に 適合する・適合しない と判定する。							

別記様式14の2の4(第15の7、5、(2)、ウ)

不均一課税及び課税免除の要件適合判定書

		番号					
不均一課税及び課税免除申請(申告)者の概要	課税番号		対象条例	牽引条例	奨励措置	不均一課税(法人県民税・事業税) 課税免除(不動産取得税)	新設・増設
	主たる事務所所在地又は住所						
	法人個人 の名称		(TEL)				
	地域経済牽引事業の名称		資本金				
	事業用家屋の名称・所在地						
	土地の取得		(面積) m ²		(取得価格) 千円		
			(取得日)				
	そのうち対象		(面積)				
	建物の取得		(面積) m ²		(取得価格) 千円		
			(着手日)		(完了日)		
投下固定資産に係る 条 例 適 用 対 象 額	区 分	取得価額		事業開始日			
	建物及び附属設備						
	構築物			事業年度			
	計						
不均一課税及び課税免除要件の判定	適 否						
	1 不均一課税及び課税免除共通要件の判定 (※地域経済牽引事業計画の承認の写しの添付の有無 (有・無)) (※確認書の写しの添付の有無 (有・無)) 牽引規則第2条第1項に定める基準に適合しているか(産業立地課に対する照会結果)。						
	2 不均一課税要件の判定 (1) 法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得しているか。 (2) 牽引規則第2条第2項に規定するいずれかの要件を満たしているか。 (※別紙 別記様式14の1の5参照) (3) 法第72条の25、第72条の26及び第72条の28に規定される申告納付期限までに、法人事業税の確定申告書の提出があるか。						
	3 課税免除要件の判定 (1) 対象施設が承認地域経済牽引事業の用に供されているか。 (2) 所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に規定される減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が、1億円(農林漁業及びその関連業種は5千万円)を超えているか。 ※ 当該対象施設に係る家屋に当該対象施設に含まれない部分がある場合は、下記の要件を満たすこと。 ①家屋の取得価額 $\frac{\text{当該対象施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く)}}{\text{当該家屋の床面積(共用部分の床面積を除く)}} >= 1/2$ ②構築物の取得価額 $\frac{\text{当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額}}{\text{当該構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額}} >= 1/2$						
上記により		不均一課税 課税免除		要件に 適合する・適合しない と判定する。			

別記様式 14 の 3 (第 15 の 5、3)

				事業年度												法人名			
事業用家屋、設備及び事務所等の区分	従業者の区分			月 末 現 在 の 従 業 者 数 ア												期 末 現 在 の 従 業 者 数 イ	事業税の課税標準の分割の基礎		
				月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計		従業者数 ウ	ウの算式	従業者数 エ
産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋		資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数	1																
		上記以外の従業者数	2																
		資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数	3																
		上記以外の従業者数	4																
	小 計	資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数	5																
		上記以外の従業者数	6																
過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備	直接従事する従業者の数		7																
	事務職員等の数		8																
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 8 までに掲げる者以外の者	資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数		9																
	上記以外の従業者数		10																
	小 計		11																
合 計			12																

[記入上の注意（共通事項）]

- 1 この様式は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成 15 年規則第 43 号）第 4 号様式付表の従業者数の算出の明細として作成するものであり、付表に添付して 2 部提出すること。ただし、その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人にあっては不要であること。
- 2 「事業用家屋、設備及び事務所等の区分」の「産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋」欄には、不均一課税の対象となる事業用家屋の名称を記載すること。
- 3 「従業者の区分」は次によるものであること。
「資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数」とは、地方税法第 72 条の 48 第 4 項第 1 号に規定する事務所又は事業所の従業者数をいうものであること。

[記載要領その 1] 過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用がない法人の場合

- 1 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」の各欄については記載を要しないものであること。
- 2 「月末現在の従業者数ア」
 - (1) 1～4、9 及び 10 の各欄には、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在において、その事業用家屋又は事務所等に従事する者の数を記載し、一の従業者が 2 以上の事業用家屋又は事務所等に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮の上、各欄に適宜振り分けて記載すること。
 - (2) 「産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋」欄（1～4 の各欄）は、不均一課税の対象となる事業用家屋で従事する従業者について記載すること。
 - (3) 「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 8 までは掲げる者以外の者」欄（9 及び 10 の各欄）は、(2)に該当する従業者以外の従業者について記載すること。
- 3 「期末現在の従業者数イ」
1～4、9 及び 10 の各欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を前記 2 に準じて記載すること。
- 4 「従業者数ウ」
「産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋」欄（1～4 の各欄）及び「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 8 までは掲げる者以外の者」欄（9 及び 10 の各欄）には、「期末現在の従業者数イ」欄の数値を記載すること。
ただし、次のアからウに該当する場合にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数を記載すること。
また、2 以上の事務所又は事業所がある場合の 9 及び 10 欄の各欄については、各事務所又は事業所ごとの数値の合計数値を記載すること。

ア 算定期間の中に、新設又は増設した事業用家屋又は新設した事務所等
当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数又は当該事務所を新設した日から算定期間の末日までの月数
「期末現在の従業者数イ」× $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

イ 算定期間の中に、廃止した事業用家屋又は事務所等
算定期間の初日から当該事業用家屋又は事務所等を廃止した日までの月数
廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数× $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

ウ 算定期間のうち事業用家屋又は事務所等の所在する期間の各月末現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事業用家屋又は事務所等
算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数
 $\frac{\text{算定期間の月数}}{\text{算定期間の月数}}$

5 「従業者数エ」

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人に限り次の要領で記載すること。

- ア 1 及び 3 欄は、「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に 1 を加えた数値）の 2 分の 1 の数値を加えた数値を記載すること。
- イ 2、4 及び 10 欄は、「従業者数ウ」の数値を記載すること。
- ウ 9 欄は、事務所又は事業所ごとの「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に 1 を加えた数値）の 2 分の 1 の数値を加えた数値の合計数値を記載すること。

〔記載要領その2〕 過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用がある法人の場合

1 「月末現在の従業者数ア」

- (1) 1～4、9及び10の各欄には、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在において、その事業用家屋、設備又は事務所等に従事する者の数を記載し、一の従業者が2以上の事業用家屋、設備又は事務所等に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮の上、各欄に適宜振り分けて記載すること。
- (2) 「産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋」欄（1～4の各欄）は、不均一課税の対象となる事業用家屋で従事する従業者について記載すること。ただし、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）又は新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）（以下「過疎条例等」という。）により課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備（以下「課税免除等対象設備」という。）に直接従事する従業者（7欄又は8欄に記載される従業者）を除く。
- (3) 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」欄（7及び8欄）は、不均一課税の適用を受ける法人が不均一課税の適用を受ける事業年度において課税免除等対象設備を有している場合に、当該課税免除等対象設備に従事する従業者について次により記載すること。
 - ア 7欄「直接従事する従業者の数」には、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（令和3年新潟県規則第45号、以下「過疎規則」という。）第3号様式付表2⑦欄、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号、以下「離島規則」という。）第3号様式付表2⑦欄、新潟県税事務処理要綱第2章第3節第15の6、3（1）に規定する別記様式14の3の2（以下、「様式14の3の2」という。）、3欄及び新潟県税事務処理要綱第2章第3節第15の7、4（1）に規定する別記様式14の3の3（以下、「様式14の3の3」という。）5欄及び6欄の数値の合計数値を記載すること。
 - イ 8欄「事務職員等の数」には、過疎規則第3号様式付表2⑧欄及び離島規則第3号様式付表2⑧欄の数値のうち、不均一課税の適用を受ける指定家屋に従事する従業者数以外の数値の合計数値を記載すること。
- (4) 「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から8までに掲げる者以外の者」欄は、前記(2)及び(3)に該当する従業者以外の従業者について記載すること。

2 「期末現在の従業者数イ」

1～4、9及び10の各欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を前記1に準じて記載すること。

3 「従業者数ウ」

- (1) 「産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋」欄（1～4の各欄）及び「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から8までに掲げる者以外の者」欄（9及び10の各欄）については、〔記載要領その1〕に準じて記載すること。
- (2) 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」欄（7及び8欄）については、過疎規則、離島規則の各様式「新設し、又は増設した設備に直接従事する従業者数」及び「新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等の数」、様式14の3の2「新設又は増設した設備の従業者数」並びに様式14の3の3「資本金1億円以上の法人の工場の従業者数」及び「上記以外の従業者数」の記載要領に準じて記載すること。

4 「従業者数エ」

- (1) 「従業者数エ」欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記載すること。
 - ア 1及び3欄は、新設又は増設した事業用家屋が製造業を行う法人の工場である場合の従業者について、「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に1を加えた数値）の2分の1の数値を加えた数値を記載すること。
 - イ 2、4及び10欄は、「従業者数ウ」の数値を記載すること。
 - ウ 9欄は、工場である事務所又は事業所ごとの「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に1を加えた数値）の2分の1の数値を加えた数値の合計数値を記載すること。
 - エ 7欄は、過疎条例等の適用を受ける設備ごとに、前記アに準じて計算した数値の合計数値を記載すること。
なお、過疎規則第3号様式付表2⑦欄、離島規則第3号様式付表2⑦欄、様式14の3の2、3欄並びに様式14の3の3、5欄及び6欄の数値の合計数値と一致するものであること。
 - オ 8欄は、課税免除等対象設備に直接従事する従業者以外の従業者のうち、不均一課税の対象となる従業者以外の従業者について、前記アに準じて計算した数値の合計数値を記載すること。

別記様式 14 の 3 の 2 (第 15 の 6、4)

														事業年度		法人名				
	設備の名称	従 業 者 の 区 分		月 末 現 在 の 従 業 者 数 ア												計	期 末 現 在 の 従 業 者 数 イ	事業税の課税標準の分割の基礎		
				月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末			月 末	従業者数 ウ	ウの算式
新設又は増設した設備		新設又は増設した設備の従業者数	1																	
		新設又は増設した設備の従業者数	2																	
	小 計	新設又は増設した設備の従業者数	3																	
新潟県内に有事務所又は事業所の従業者で1から3までに掲げる者以外の者		資本金1億円以上の法人の工場の従業者数	4																	
		上記以外の従業者数	5																	
	小 計		6																	
合 計			7																	

[記入上の注意]

- 1 この様式は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成 27 年新潟県規則第 55 号）第 1 号様式付表の従業者数の算出の明細として作成するものであり、付表に添付して 2 部提出すること。ただし、その行う事業が電気供給業（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の法人にあつては不要であること。
- 2 「新設又は増設した設備」欄には、課税免除又は不均一課税の対象となる設備の名称を記載すること。
- 3 「従業者の区分」は次によるものであること。
「資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数」とは、地方税法第 72 条の 48 第 4 項第 1 号に規定する事務所又は事業所の従業者数をいうものであること。
- 4 「月末現在の従業者数ア」
 - (1) 1、2、4 及び 5 の各欄には、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在において、その設備又は事務所等に従事する者の数を記載し、一の従業者が 2 以上の設備又は事務所等に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮の上、各欄に適宜振り分けて記載すること。
 - (2) 「新設又は増設した設備」欄（1、2 の各欄）は、課税免除又は不均一課税の対象となる設備で従事する従業者について記載すること。
 - (3) 「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 3 までに掲げる者以外の者」欄（4 及び 5 の各欄）は、(2) に該当する従業者以外の従業者について記載すること。
- 5 「期末現在の従業者数イ」
 - 1、2、4 及び 5 の各欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を前記 4 に準じて記載すること。
- 6 「従業者数ウ」

「新設又は増設した設備」欄（1、2 の各欄）及び「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 3 までに掲げる者以外の者」欄（4 及び 5 の各欄）には、「期末現在の従業者数イ」欄の数値を記載すること。

ただし、次のアからウに該当する場合にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数を記載すること。

また、2 以上の事務所又は事業所がある場合の 4 及び 5 欄の各欄については、各事務所又は事業所ごとの数値の合計数値を記載すること。

ア 算定期間の中に、新設又は増設した設備又は事務所等

$$\text{「期末現在の従業者数イ」} \times \frac{\text{当該設備又は事務所等を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

イ 算定期間の中に、廃止した設備又は事務所等

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備又は事務所等を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

ウ 算定期間のうち設備又は事務所等の所在する期間の各月末現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える設備又は事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 7 「従業者数エ」

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人に限り次の要領で記載すること。

ア 1、2 及び 5 欄は、「従業者数ウ」の数値を記載すること。

イ 4 欄は、事務所又は事業所ごとの「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に 1 を加えた数値）の 2 分の 1 の数値を加えた数値の合計数値を記載すること。

別記様式 14 の 3 の 3 (第 15 の 7、4、(1))

[illegible]

[記入上の注意（共通事項）]

- 1 この様式は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 24 号）第 1 号様式付表の従業者数の算出の明細として作成するものであり、付表に添付して 2 部提出すること。ただし、その行う承認地域経済牽引事業が電気供給業（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の法人にあっては不要であること。
- 2 「事業用家屋、設備及び事務所等の区分」の「承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備」欄には、不均一課税の対象となる事業用家屋の名称を記載すること。
- 3 「従業者の区分」は次によるものであること。
「資本金 1 億円以上の法人の工場の従業者数」とは、地方税法第 72 条の 48 第 4 項第 1 号に規定する事務所又は事業所の従業者数をいうものであること。

[記載要領その 1] 過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用がない法人の場合

- 1 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」の各欄については記載を要しないものであること。
- 2 「月末現在の従業者数ア」
 - (1) 1～4、9 及び 10 の各欄には、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在において、その事業用家屋、設備又は事務所等に従事する者の数を記載し、一の従業者が 2 以上の事業用家屋、設備又は事務所等に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮の上、各欄に適宜振り分けて記載すること。
 - (2) 「承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備」欄（1～4 の各欄）は、不均一課税の対象となる事業用家屋又は設備に従事する従業者について記載すること。
 - (3) 「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 8 ままでに掲げる者以外の者」欄（9 及び 10 の各欄）は、(2)に該当する従業者以外の従業者について記載すること。
- 3 「期末現在の従業者数イ」
 - 1～4、9 及び 10 の各欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を前記 2 に準じて記載すること。
- 4 「従業者数ウ」
 - 「承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備」欄（1～4 の各欄）及び「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で 1 から 8 ままでに掲げる者以外の者」欄（9 及び 10 の各欄）には、「期末現在の従業者数イ」欄の数値を記載すること。
 - ただし、次のアからウに該当する場合にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数を記載すること。
 - また、2 以上の事務所又は事業所がある場合の 9 及び 10 欄の各欄については、各事務所又は事業所ごとの数値の合計数値を記載すること。

ア 算定期間の中に、新設又は増設した事業用家屋又は新設した事務所等

$$\frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数又は当該事務所を新設した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \text{「期末現在の従業者数イ」}$$

イ 算定期間の中に、廃止した事業用家屋又は事務所等

$$\frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋又は事務所等を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数}$$

ウ 算定期間のうち事業用家屋又は事務所等の所在する期間の各月末現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事業用家屋又は事務所等
算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数

算定期間の月数

5 「従業者数エ」

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人に限り次の要領で記載すること。

- ア 1 及び 3 欄は、「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に 1 を加えた数値）の 2 分の 1 の数値を加えた数値を記載すること。
- イ 2、4 及び 10 欄は、「従業者数ウ」の数値を記載すること。
- ウ 9 欄は、事務所又は事業所ごとの「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に 1 を加えた数値）の 2 分の 1 の数値を加えた数値の合計数値を記載すること。

〔記載要領その2〕 過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用がある法人の場合

1 「月末現在の従業者数ア」

- (1) 1～4、9及び10の各欄には、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在において、その事業用家屋、設備又は事務所等に従事する者の数を記載し、一の従業者が2以上の事業用家屋、設備又は事務所等に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮の上、各欄に適宜振り分けて記載すること。
- (2) 「承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備」欄（1～4の各欄）は、不均一課税の対象となる事業用家屋又は設備に従事する従業者について記載すること。ただし、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）（以下「過疎条例等」という。）により課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備（以下「課税免除等対象設備」という。）に直接従事する従業者（7欄又は8欄に記載される従業者）を除く。
- (3) 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」欄（7及び8欄）は、不均一課税の適用を受ける法人が不均一課税の適用を受ける事業年度において課税免除等対象設備を有している場合に、当該課税免除等対象設備に従事する従業者について次により記載すること。
 - ア 7欄「直接従事する従業者の数」には、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（令和3年新潟県規則第45号、以下「過疎規則」という。）第3号様式付表2⑦欄、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号、以下「離島規則」という。）第3号様式付表2⑦欄及び新潟県税事務処理要綱第2章第3節第15の6、3(1)に規定する別記様式14の3の2（以下「様式14の3の2」という。）、3欄の数値の合計数値を記載すること。
 - イ 8欄「事務職員等の数」には、過疎規則第3号様式付表2⑧欄及び離島規則第3号様式付表2⑧欄の数値のうち、不均一課税の適用を受ける指定家屋に従事する従業者数以外の数値の合計数値を記載すること。
- (4) 「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から8までに掲げる者以外の者」欄は、前記(2)及び(3)に該当する従業者以外の従業者について記載すること。

2 「期末現在の従業者数イ」

- 1～4、9及び10の各欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を前記1に準じて記載すること。

3 「従業者数ウ」

- (1) 「承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備」欄（1～4の各欄）及び「新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から8までに掲げる者以外の者」欄（9及び10の各欄）については、〔記載要領その1〕に準じて記載すること。
- (2) 「過疎条例等の課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備」欄（7及び8欄）については、過疎規則、離島規則の各様式「新設し、又は増設した設備に直接従事する従業者数」及び「新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等の数」並びに様式14の3の2「新設又は増設した設備の従業者数」の記載要領に準じて記載すること。

4 「従業者数エ」

- (1) 「従業者数エ」欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記載すること。
 - ア 1及び3欄は、新設又は増設した事業用家屋が製造業を行う法人の工場である場合の従業者について、「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に1を加えた数値）の2分の1の数値を加えた数値を記載すること。
 - イ 2、4及び10欄は、「従業者数ウ」の数値を記載すること。
 - ウ 9欄は、工場である事務所又は事業所ごとの「従業者数ウ」の数値に「従業者数ウ」の数値（「従業者数ウ」の数値が奇数である場合は、当該数値に1を加えた数値）の2分の1の数値を加えた数値の合計数値を記載すること。
 - エ 7欄は、過疎条例等の適用を受ける設備ごとに、前記アに準じて計算した数値の合計数値を記載すること。
なお、過疎規則第3号様式付表2⑦欄、離島規則第3号様式付表2⑦欄及び様式14の3の2、3欄の数値の合計数値と一致するものであること。
 - オ 8欄は、課税免除等対象設備に直接従事する従業者以外の従業者のうち、不均一課税の対象となる従業者以外の従業者について、前記アに準じて計算した数値の合計数値を記載すること。

		管 理 番 号		申告区分	
年 月 日					
〒					
様					
新潟県					
法人県民税・法人事業税 特 別 法 人 事 業 税 のみなす申告に係るお知らせ					
法人県民税、法人事業税、特別法人事業税の中間申告が下記申告納付期限までにありませんでしたが、地方税法第53条第1項及び第3項並びに第72条の26第5項の規定により、下記のとおり申告があったものとみなされましたのでお知らせします。					
記					
法人課税信託の名称					
事業年度	年 月 日～ 年 月 日	申告納付 期 限		年 月 日	
みなす申告により納付 すべき税額		事 業 税		特別法人事業税	
		円		円	
県 民 税					
円					
み な す 申 告 の 内 容					
事 業 税			県 民 税		
前事業年度の事業税額 (9)		円		前事業年度に係る法人税割額 (1)	
				円	
(9) の 内 訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業		法 人 税 割	同上のうち使途秘匿金税額等に係る法人税額 (2)	
	所 得 割			円	
	付加価値割			円	
	資 本 割			円	
	収 入 割			円	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			差引法人税割額 (3)	
	所 得 割			円	
	付加価値割			円	
資 本 割		円			
収 入 割		円			
月 数 換 算		—		前事業年度の月数 (4)	
				月	
納付すべき事業税額 (10)		円		納付すべき 法人税割額 (3)×_(4) (5)	
				円	
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業		均 等 割		算定期間中において事業 所等を有していた月数 (6)	
				月	
所 得 割				納付すべき 均等割額 年額×(6)/12 (7)	
				円	
付加価値割				納付すべき県民税額 (8)	
				円	
資 本 割				この申告の期間	
				年 月 日	
収 入 割				～	
				年 月 日	
前事業年度の特別法人事業税額		円		前事業年度	期間月数
				年 月 日	
納付すべき特別法人事業税額 (11)		円		月	

納付場所

延滞金

- 1 年 月 日から納付の日までの期間（地方税法第56条第3項又は第72条の44）第3項に規定する期間を除く。）については、税額に年14.6%（この通知書により納付すべき税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過）する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算します。ただし、以下の場合にあっては、それぞれ以下に定める割合を乗じて計算します。
【平成26年1月1日以後令和2年12月31日以前の期間】
当該期間の属する各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあっては特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあっては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合）
【令和3年1月1日以後の期間】
当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合）
- 2 計算の基礎となる税額及び計算した延滞金の端数の取扱いについては、地方税法第20条の4の2の例によります。

備考

送付先住所

〒

様

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書

法人名 (法人名及び法人課税信託の名称)		事業年度		申告又は更正決定等の内訳						
				区分		申告額	更正決定額	増減額		
事業年度		所得金額	所得金額	年 万円以下	7					
				年 万円～ 万円	8					
				年 万円超	9					
				計	10					
				7× /100	11					
				8× /100	12					
				9× 7 /100	13					
				計	14					
				課税標準	15					
				税額 15×2ℓ/100	16					
確定申告書提出期限	・ ・	確定申告書提出年月日	・ ・	特別税	合計 14 + 16	17				
所得金額の内訳	区分		金額		収入割	収入金額	18			
所得	申告額	1		特別税	税額 18× /100	19				
	更正・決定額	2			課税標準	20				
	差引	3			税額 20× /100	21				
同上の内訳	重加算金対象	4		特別税	合計 19 + 21	22				
	過少申告対象	5								
	その他	6								
加 算 金 額 の 計 算										
重加算金の計算	所得	改訂金額 2-4	23		不申告加重算金の計算	予定・中間申告の税額		48		
		年 万円以下 (分割後)	24			当初(期限後)又は決定の税額 ア又はイの17、22		49		
		年 万円～ 万円	25			当該修正(更正)の税額		50		
		年 万円超	26			当該修正(更正)前の税額		51		
	事業	24× /100	27			累積納付税額 49-48又は51-48		52		
		25× /100	28			当該納付すべき税額 49又は50-51		53		
		26× /100	29			過重対象金額 (49-35又は50-35)-50万円		54		
	税	計	30			判定	72条の46③による過重加算金額			
		課税標準	31				54 ≥ 53...53 × /100 54 < 53...54 × /100		55	
	特別税	税額 31× /100	32			申告加重算	不申告加算金(普通分) (49-35, 53-35又は50) × /100		56	
		合計 30 + 32	33				加算後累積納付税額		57	
	計	イの17、22の税額	34			金の額	72条の46④による過重加算金額 57 > 300万円...64~66の加重有			
		重加算金対象税額 34-33	35				累積納付税額	50万円以下	58	
		加算金 35× /100	36					50万円超 300万円以下	59	
		既納付重加算金	37					300万円超	60	
	算	差引納付すべき額 36-37	38			計算	累積納付税額	50万円以下	61	
		当初(期限内)の税額 (事業税・特別税の合算額)	39					50万円超 300万円以下	62	
		当該修正(更正)の税額(Ⅱ)	40					300万円超	63	
		当該修正(更正)前の税額(Ⅱ)	41				72条の46④による加重加算金額	(58-61) × /100	64	
	累積不足税額 40-39	42		(59-62) × /100		65				
当該不足税額 40-41	43		(60-63) × /100	66						
加重算金の額	過重対象金額 42-35-(39又は50万円のいずれか多い額)	44		備考	小計		67			
	過重加算金額				計 55+56 又は 56+67		68			
	判定 { 44 ≥ 43...43 × /100 44 < 43...44 × /100	45			既納付不申告加算金		69			
	過少申告加算金(普通分) (43 - 35) × /100	46			差引納付すべき額 68-69		70			
計 45+46	47									

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書(外形標準課税対象法人)

法 人 名 { 法人名及び法人課税信託の名称 }				事 業 年 度							
課 税 標 準 額 の 内 訳											
区 分		所 得 金 額		付 加 価 値 額		資 本 金 等 の 額		収 入 金 額			
申 告 額		1		7		13		19			
更正・決定額		2		8		14		20			
差 引		3		9		15		21			
同上の内訳	重加算金対象	4		10		16		22			
	過少申告対象	5		11		17		23			
	その他	6		12		18		24			
申 告 又 は 更 正 決 定 等 の 内 訳											
区 分			申 告 額 ア		更 正 決 定 額 イ		増 減 額 ウ				
所得金額	年 万円以下	25									
	年 万円～ 万円	26									
	年 万円超	27									
	計	28									
	25 × / 100	29									
	26 × / 100	30									
	27 × / 100	31									
	計	32									
	付加価値割	付 加 価 値 額	33								
	税 額	33× /100	34								
資本割	資 本 等 の 金 額	35									
	税 額	35× /100	36								
収入割	収 入 金 額	37									
	税 額	37× /100	38								
特別税	課 税 標 準	39									
	税 額	39× /100	40								
合 計		41									
加 算 金 額 の 計 算											
重加算金の計算	所得割	改訂所得金額 (2-4)	42			重加算金額の計算	イの41の税額	62			
		年 万円以下 (分割後)	43				ウの41の税額	63			
		年 万円～ 万円	44				重加算金対象税額 (62-61又は63のいずれか少ない額)	64			
		年 万円超	45				加算金 64× /100	65			
		43 × / 100	46				既 納 付 重 加 算 金	66			
	税 額	44 × / 100	47			差引納付すべき額 65-66	67				
		45 × / 100	48			当初 (期限内) の税額 (事業税・特別税の合算額)	68				
		計	49			当該修正 (更正) の税額 (Ⅱ)	69				
	付加割	改訂付加価値額 (8-10)	50			過少申告加算金額の計算	当該修正 (更正) 前の税額 (Ⅱ)	70			
		50 の付加価値額 (分割後)	51				累積不足税額 69-68	71			
		税 額 51× /100	52				当該不足税額 69-70	72			
	資本割	改訂資本等の額 (14-16)	53				過重対象金額 71-64-(68又は50万円のいずれか多い額)	73			
		53の資本等の額 (分割後)	54				過重加算金額				
	収入割	改訂収入金額 (20-22)	56				判 定 { $\begin{matrix} 73 \geq 72 & \cdots & 72 \times / 100 \\ 73 < 72 & \cdots & 73 \times / 100 \end{matrix}$	74			
		56 の収入金額 (分割後)	57					過少申告加算金 (普通分) $(72 - 64) \times / 100$	75		
		税 額 57× /100	58						計 74 + 75	76	
	特別税	課 税 標 準	59								
		税 額 59× /100	60								
	合 計		61			確定申告書提出期限		・ ・			
						確定申告書提出年月日		・ ・			
不申告加算金額の計算	予定・中間申告の税額	77			72条の46④による加重加算金額 86 > 300万円…93～95の加重有						
	当初 (期限後) 又は決定の税額 ア又はイの41の税額	78			加算後累積納付税額	50万円以下	87				
	当該修正 (更正) の税額	79				50万円超 300万円以下	88				
	当該修正 (更正) 前の税額	80				300万円超	89				
	累積納付税額78-77又は79-77	81			累積納付税額	50万円以下	90				
	当該納付すべき税額 78又は79-78	82				50万円超 300万円以下	91				
	過重対象金額 (78-64又は79-64)-50万円	83			72条の46④による加重加算金額	300万円超	92				
		72条の46③による過重加算金額判定 { $\begin{matrix} 83 \geq 82 \cdots 82 \times / 100 \\ 83 < 82 \cdots 83 \times / 100 \end{matrix}$	84			(87-90) × /100	93				
			不申告加算金 (普通分) (78-64, 82-64又は79) × /100	85				(88-91) × /100	94		
	加算後累積納付税額	86				(89-92) × /100	95				
					小 計		96				
					計 83+84		97				
					既納付不申告加算金		98				
					差引納付すべき額 85-86		99				
備考											

※延滞金の算定において、増の割と減の割があった場合、必ずしも「重加算金対象税額64」が除算期間不適用税額とはなりません。

法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税加算金計算書(法第72条の2第1項第3号を併せて行う法人)

法 人 名										〔 法人名及び法人 課税信託の名称 〕										事業年度																													
課 税 標 準 額 の 内 訳																																																	
区 分		法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																																
		所 得 金 額					付 加 価 値 額					資 本 金 等 の 額					収 入 金 額					所 得 金 額					付 加 価 値 額					資 本 金 等 の 額					収 入 金 額												
申 告 額	1						7						13						19						25						31						37						43						
更正・決定額	2						8						14						20						26						32						38						44						
差 引	3						9						15						21						27						33						39						45						
同 上 の 内 訳	重加算金対象	4						10						16						22						28						34						40						46					
	過少申告対象	5						11						17						23						29						35						41						47					
	その他	6						12						18						24						30						36						42						48					
申 告 又 は 更 正 決 定 等 の 内 訳																																																	
区 分										申 告 額 ア										更 正 決 定 額 イ										増 減 額 ウ																			
法第72条の2 第1項第1号 又は第2号に 掲げる事業	所 得 割 額	所得金額	年 万円以下						49																																								
			年 万円～ 万円						50																																								
			年 万円超						51																																								
			計						52																																								
		税 額	49 ×		/ 100						53																																						
			50 ×		/ 100						54																																						
			51 ×		/ 100						55																																						
		計						56																																									
		付加価値割	付 加 価 値 額						57																																								
			税 額 57×	/100					58																																								
		資本割	資 本 等 の 金 額						59																																								
			税 額 59×	/100					60																																								
		収入割	収 入 金 額						61																																								
税 額 61×	/100					62																																											
法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	所得割	所得金額						63																																									
		税額 63×	/100					64																																									
	付加価値割	付 加 価 値 額						65																																									
		税 額 65×	/100					66																																									
	資本割	資 本 等 の 金 額						67																																									
		税 額 67×	/100					68																																									
	収入割	収 入 金 額						69																																									
		税 額 69×	/100					70																																									
特別税	第1号所得割に係る特別法人事業税額	課 税 標 準						71																																									
		税 額 71×	/100					72																																									
	第2号収入割に係る特別法人事業税額	課 税 標 準						73																																									
		税 額 73×	/100					74																																									
	第3号収入割に係る特別法人事業税額	課 税 標 準						75																																									
		税 額 75×	/100					76																																									
合 計								77																																									
加 算 金 額 の 計 算																																																	
第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																																		
重 加 算 金 の 計 算	所 得 割	改訂所得金額 (2-4)					78						所 得 割	改訂所得金額 (26-28)					97						重 加 算 金 額 の 計 算	イの77の税額					112																		
		年 万円以下 (分割後)					79							97の所得金額 (分割後)					98							ウの77の税額					113																		
		年 万円～ 万円					80							98 × /100					99							重加算金対象税額 (112-111又は113のいずれか少ない額)					114																		
		年 万円超					81																			加算金 114× /100					115																		
	税 額	78 ×	/ 100					82						税 額						99						過 少 申 告 加 算 金 額 の 計 算	既 納 付 重 加 算 金					116																	
		79 ×	/ 100					83													差引納付すべき額 115-116						117																						
		80 ×	/ 100					84													当初 (期限内) の税額 (事業税・特別税の合算額)						118																						
		計	85															当該修正 (更正) の税額 (Ⅱ)					119																										
	付 加 割	改訂付加価値額 (8-10)					86						付 加 割	改訂付加価値額 (32-34)					100						過 少 申 告 加 算 金 額 の 計 算	当該修正 (更正) 前の税額 (Ⅱ)					120																		
		82 の付加価値額 (分割後)					87							100 の付加価値額 (分割後)					101							累積不足税額 119-118					121																		
		税 額 83× /100					88							税 額 101× /100					102							当該不足税額 119-120					122																		
		改訂資本等の額 (14-16)					89							改訂資本等の額 (38-40)					103							過重対象金額 121-114-(118又は50万円のいずれか多い額)					123																		
	資 本 割	85の資本等の額 (分割後)					90						資 本 割	99の資本等の額 (分割後)					104						過 少 申 告 加 算 金 額 の 計 算	過重加算金額																							
		税 額 86× /100					91							税 額 104× /100					105							判 定 { 123≥122 … 122× /100 123<122 … 123× /100					124																		
		改訂収入金額 (20-22)					92							改訂収入金額 (44-46)					106							過少申告加算金 (普通分) (122 - 114) × / 100					125																		
		88 の収入金額 (分割後)					93							106 の収入金額 (分割後)					107							計 124 + 125					126																		
	収 入 割	税 額 93× /100					94						収 入 割	税 額 107× /100					108						過 少 申 告 加 算 金 額 の 計 算																								
課 税 標 準					95						課 税 標 準					109																																	
税 額 95× /100					96						税 額 109× /100					110																																	
特 別 税												特 別 税												過 少 申 告 加 算 金 額 の 計 算																									
合 計								111													確定申告書提出期限										・ ・																		
																					確定申告書提出年月日										・ ・																		
不 申 告 加 算 金 額 の 計 算	予定・中間申告の税額					127						不申告加算金 (普通分) (127-114、132-114又は129) × /100					135						72条の46④ による 加重加算 金額	50万円以下					143																				
	当初 (期限後) 又は決定の税額 ア又はイの77の税額					128						加算後累積納付税額					136							50万円超300万円以下					144																				
	当該修正 (更正) の税額					129						72条の46④による加重加算金額 >300万円…143～145の加重有												300万円超					145																				
	当該修正 (更正) 前の税額					130																		小計					146																				
	累積納付税額 128-127又は130-127					131						加算後 累積 納付 税額	50万円以下					137						計 134+135 又は 135+146					147																				
	当該納付すべき税額 128又は129-127					132							50万円超 300万円以下					138						既納付不申告加算金					148																				
	過重対象金額 (128-114又は129-114)-50万円					133							300万円超					139						差引納付すべき額 147-148					149																				
	過重加算金額 判定 { 133≥132…132× /100 133<132…132× /100					134						累積 納付 税額	50万円以下					140						備考																									
													50万円超 300万円以下					141																															
													300万円超					142																															

※延滞金の算定において、増の割と減の割があった場合、必ずしも「重加算金対象税額110」が除算期間不適用税額とはなりません。